## Ⅷ まちづくり局

## 【1】市営住宅使用料·従前居住者用賃貸住宅使用料

## (1) 概要

項目	内容				
使用料の概要	市営住宅・従前居住者用賃貸住宅の使用料(家賃)				
所管局部課名	まちづくり局 住宅政策部 市営住宅管理課				
料金体系	「(2) ①使用料の算定方法」参照				
根拠法令•条例	川崎市営住宅条例第 14 条・第 15 条、同条例施行規則第 24				
	条、公営住宅法第16条第1項・第2項、同法施行令第2				
	条・第3条				
使用料の減免	減額・免除有				
	・収入(非課税所得も含む)が著しく低額であり、使用料の支				
	払いが困難な場合				
	・生活保護法による保護を受けている者が、現に支給を受けて				
	いる住宅扶助の月額を超える使用料の市営住宅に入居して				
	いる場合				
	・入居者の責に帰すべき事由によらないで市営住宅の一部又				
	は全部が使用不能となった場合				
	・入居者又は生計を共にする人に、現に手帳や証明書の交付を				
	受けている身体障害者、戦傷病者、知的障害者、原子爆弾被				
	爆者、精神障害者又は公害病被認定者がいる場合				
	・特別の事情があり使用料を減免する必要があると市長が認				
	める場合				

## 【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市営住宅使用料	4,881,341	4,880,352	4,890,115
従前居住者用賃貸住宅使用料	27,126	25,557	24,764

## 【利用件数、利用率の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入居戸数	16,498 戸	16,241 戸	15,869 戸
総戸数	17,216 戸	17,274 戸	17,573 戸
入居率	95.8%	94.0%	90.3%

注) 各年度の入居戸数、総戸数、入居率は4月1日時点の情報を基に集計している。

### (2) 使用料に対する基本的な考え方

## ① 使用料の算定方法

使用料は、川崎市営住宅条例第14条・第15条、川崎市営住宅条例施行規則第24条、公営住宅法第16条第1項・第2項、公営住宅法施行令第2条・第3条で使用料の算定方法が定められている。

概要は以下のとおりである。

#### 市営住宅の家賃(使用料)のしくみ

- (1) 家賃の種類等
  - ① 収入超過者以外の入居者

市営住宅使用料 ※毎年、使用者から 申告された収入に 基づいて決定

収入区分別に国が決定す る基礎使用料(8段階) (下表のとおり) 住宅から受ける利便を考慮した 係数(応益係数)

- ・本市の立地係数 1.1
- ・基礎係数:住戸面積 65 m²
- ・築年数:1-築年数×0.001・利便係数:駅からの距離、
- 浴室浴槽等の有無 1.03~0.7

区分	月収額の範囲	基礎使用料
1	0円~104,000円	34.400円
2	104,001円~123,000円	39,700円
3	123,001円~139,000円	45,400円
4	139.001円~158.000円	51.200円
5	158,001円~186,000円	58.500円
6	186,001円~214,000円	67.500円
7	214.001円~259,000円	79,000円
8	259,001円~	91,100円

月収額の区分と基礎使用料、応益係数については物価や所得水準の変動等に応じて 定期的に改正する予定になっています。

② 収入超過者に課せられる家賃 (明渡し努力義務を課す)

(一般世帯: 月収額 158,001 円以上、特認世帯(高齢者・身障者等): 月収額 214,001 円以上)

収入超過者の家賃=本来入居者の家賃+[(近傍同種の住宅の家賃)-(木来入居者の家賃)] ×収入に応じて設定される率(1/5~1)

③ 高額所得者に課せられる家賃 (明護しの対象)※市営改良住宅及び市営従前居住者用住宅を除く。 市営住宅に引き続き5年以上入居している者で、最近2年間引き続き政令で定める 収入基準を超える高額の収入のある者 (月収額313,001円以上)。

高額所得者の家賃= 近傍同種の住宅の家賃

※ 明渡期限が到来しても入居している者に対し、近傍同種の 住宅の家賃の2倍に相当する額以下の金銭を徴収できる。

## ② 使用料の改定・見直し

各入居者の使用料(家賃)は、毎年の収入申告をもとに「①使用料の算定方法」に従って決定される。

算出方法そのものの見直しは、公営住宅法施行令等の改正時に行われた。

## (3)監査の結果

## ① 退去滞納者からの債権回収(意見)

公営住宅使用料の過去5年間の収納率の推移をみると、現年度分は改善傾向にあるが、過年度分(滞納繰越分)は平成26年度を境に悪化傾向にある。

(単位:千円)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠 損額	収入未済額	収納率
	現年度	4,849,233	4,785,455	0	63,778	98.68%
平成24年度	過年度 (滞納繰越分)	1,060,954	125,636	0	935,318	11.84%
	合計	5,910,187	4,911,091	0	999,096	83.10%
	現年度	4,843,588	4,791,024	0	52,564	98.91%
平成25年度	過年度 (滞納繰越分)	998,934	120,275	140,589	738,070	12.04%
	合計	5,842,522	4,911,299	140,589	790,634	84.06%
	現年度	4,849,803	4,808,922	0	40,881	99.16%
平成26年度	過年度 (滞納繰越分)	791,419	99,526	29,909	661,984	12.58%
	合計	5,641,222	4,908,448	29,909	702,865	87.01%
	現年度	4,866,913	4,821,497	0	45,416	99.07%
平成27年度	過年度 (滞納繰越分)	704,950	83,759	31,744	589,447	11.88%
	合計	5,571,863	4,905,256	31,744	634,863	88.04%
	現年度	4,887,550	4,846,460	0	41,090	99.16%
平成28年度	過年度 (滞納繰越分)	636,412	68,418	30,334	537,660	10.75%
	合計	5,523,962	4,914,878	30,334	578,750	88.97%



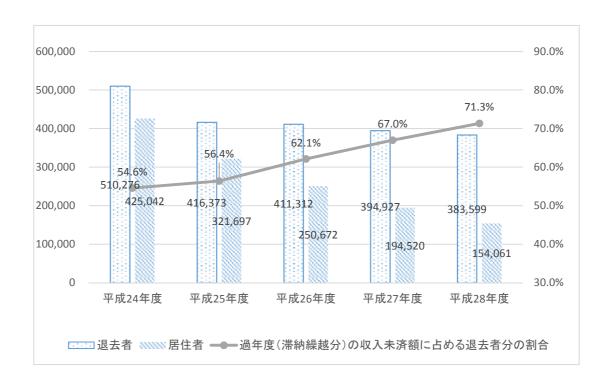
過年度(滞納繰越分)の収入未済額は、長期滞納者に対する納付指導や法的措置の実施、債権管理条例の改正に伴う不納欠損処理を行ったこと等により、平成28年度は537,660千円となり、平成24年度の935,318千円の半分程度に減少した。

ただ、過年度(滞納繰越分)の収入未済額を、退去者に対する額と居住者に対する額とに分けて分析してみると、過年度(滞納繰越分)の収入未済額に占める退去者分の割合は増加傾向にあり、平成28年度では全体の7割を超えている。退去滞納者に対する収入未済額の処理が課題となっている。

(単位:千円)

	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
収入未済額(滞納繰越分)	退去者	510,276	416,373	411,312	394,927	383,599
の内訳	居住者	425,042	321,697	250,672	194,520	154,061
	計	935,318	738,070	661,984	589,447	537,660

過年度(滞納繰越分)の収入未済	E 4 G0/	E.C. 40V	69.10	67.00	71.20/
額に占める退去者分の割合	54.6%	56.4%	62.1%	67.0%	71.3%



この点について、平成 20 年度の包括外部監査における同様の意見(退去滞納者からの滞納 債権の回収強化について)を受けて、市は、市内の弁護士と成功報酬型による債権回収委託契 約を締結し回収を進めている。しかし、結果的に平成 25 年以降の退去者に対する収入未済額 はほとんど減っていないことから、退去滞納者のいわゆる「逃げ得」を許す結果とならないよ うに引き続き積極的な回収策を講じるべきである。

なお、同意見において「川崎市では、平成 15 年度以降住宅使用料の不納欠損処理を実施していない。時効期間経過後の退去滞納者に対する債権について、回収不可能と判断される場合には、債権放棄を実施し、不納欠損処理を実施することが望ましい。」としているが、市は債権管理条例の改正を受けて、平成 25 年度より時効期間経過後の退去滞納者に対する債権について適時不納欠損処理を行っており、この点については改善がみられている。

以下に記載する平成20年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップを行った。

#### 1、明渡請求審査会への選定付議の実施について

明渡請求対象者の明渡請求審査会への選定付議は、滞納整理事務処理要綱に従って適切に 実施すべきである。

#### 2、即決和解の実施状況について

滞納者に対する法的措置として即決和解を行った場合には、和解内容の履行状況に応じて 適当な期間内に強制執行の申立てを行うべきである。

## 3、連帯保証人に対する連帯保証の履行請求について

住宅使用者が入居に際して提出する書面には、使用者が使用料等を滞納した場合、連帯保証人が使用者に代わって弁済することが明記されている。したがって、滞納債権回収のために連帯保証人に対して連帯保証の履行を請求すべきである。

上記について、ヒアリングにより、滞納整理事務処理要綱に従い明渡請求をしている実績があること、和解内容の履行状況が芳しくない者に対して強制執行の申立てをした実績があること、連帯保証人に対する履行請求の実績があることを確認した。

## 【2】特定公共賃貸住宅使用料

## (1) 概要

項目	内容				
使用料の概要	特定公共賃貸住宅14の使用料(家賃)				
所管局部課名	まちづくり局 住宅政策部 市営住宅管理課				
料金体系	使用料は、特定優良賃貸住宅15の供給の促進に関する法律第				
	13 条第 1 項の規定に基づき、省令第 20 条第 1 項及び第 2 項				
	で定める算出方法に準じ、近隣の民間賃貸住宅の家賃水準等				
	も考慮したうえで(川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則別				
	表 1)、所得区分ごとに定める使用者負担額との差額を控除し				
	て算定している。				
根拠法令・条例	川崎市特定公共賃貸住宅条例第 12 条・第 13 条、同条例施行				
	規則第13条・第14条、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関				
	する法律第13条、同法律施行規則第20条				
使用料の減免	減額・免除有				
	・地震、暴風雨、洪水、火災等の災害により特定公共賃貸住宅				
	について被害を受けたとき。				
	・前号に掲げる場合のほか、市長が別に定める特別な事由があ				
	るとき。				
	(川崎市特定公共賃貸住宅条例第17条)				
	空住戸が増加傾向にあることを踏まえ、従来の使用者負担額				
	に替え、使用料の減免を試行的に実施し、空住戸の解消等につ				
	いて検証を行うことを目的に、以下の施行実施期間、対象者、				
	対象住戸に対して「使用者負担額減額制度」を実施している。				
	(川崎市特定公共賃貸住宅使用者負担額減額制度試行的実施				
	要綱第4条)				
	【施行実施期間】				
	平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月末日まで				
	【減免対象者】				
	入居時に義務教育終了前の子を有する世帯(該当する子が退				

<sup>14</sup> 特定公共賃貸住宅

中堅所得者世帯に対して優良な賃貸住宅を供給するため、地方公共団体が直接建設を行い、賃貸する住宅をいう。住宅の規模・立地状況に応じて家賃が異なる。

<sup>15</sup> 特定優良賃貸住宅

中堅所得者世帯に対して優良な賃貸住宅を供給するため、地方公共団体が建設費及び家賃の一部について支援を行う民間賃貸住宅をいう。住宅の規模・立地状況に応じて家賃が異なる。(一部の住宅を除き、収入に応じて家賃補助が受けられる。)

去した場合を除く)又は若年夫婦世帯(満40歳未満の夫婦の みで構成)、かつ、省令に規定する所得が214,000円以下の世 帯 【対象住戸】

施行実施のため、特定公共賃貸住宅のうち、市で指定した一部 の住戸

### 【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特定公共賃貸住宅使用料	163,433	148,909	136,744

#### 【利用件数、利用率の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入居戸数	149 戸	137 戸	123 戸
総戸数	202 戸	202 戸	202 戸
入居率	73.8%	67.8%	60.9%

注) 各年度の入居戸数、総戸数、入居率は4月1日時点の情報を基に集計している。

## (2) 使用料に対する基本的な考え方

#### ① 使用料の算定方法

川崎市特定公共賃貸住宅条例第 12 条・第 13 条、川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則第 13条・第14条、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第13条、特定優良賃貸住宅の 供給の促進に関する法律施行規則第20条より算出方法が定められている。

## ② 使用料の改定・見直し

平成 18 年度に中野島多摩川住宅、平成 25 年度に千年新町住宅に対して、「特定優良賃貸住 宅の供給の促進に関する法律第3条第5項」の規定による家賃の額が近傍同種の住宅の家賃 と均衡を失わないよう適正な使用料を設定することを目的とし、近隣同種の住宅の家賃相場に 合わせて家賃の額を値下げした。

#### (3) 監査の結果

#### ① 特定公共賃貸住宅の今後のあり方の検討(意見)

特定公共賃貸住宅は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」により中堅所得者等 を対象として市が管理する住宅であり、市営住宅は、住宅に困窮し、比較的収入の少ない低 所得者を対象として国と市が協力して建設し、市が所有する住宅である。すなわち、両者は 対象とする所得階層が異なる。

特定公共賃貸住宅の中には、市営住宅と同一の建物の中に、特定公共賃貸住宅として扱われる部屋と市営住宅として扱われる部屋が混在しているものもある。市営住宅として扱われる部屋の中には、競争率が高く需要に供給が追いついていないものがある一方、特定公共賃貸住宅として扱われる部屋の中には空いているものもある。

特定公共賃貸住宅の入居率は平成28年度で60.9%であり、低水準である。入居率の向上を目的として、平成27年10月から川崎市特定公共賃貸住宅使用者負担額減額制度が導入されたが、上記【利用件数、利用率の推移】に示されるように、入居率の減少に歯止めがかからない状況が継続している。制度導入後、平成28年3月末までの半年間は新規入居者がなく、退去者のみが発生している状況である。

使用者負担額減額制度は時限措置であり、平成30年9月で終了する。当該制度の効果を引き続き確認する必要はあるものの、効果が見られない場合には、家賃が高いことが入居率を減少させる原因ではないとも考えられる。そこで、特定公共賃貸住宅を市営住宅へ転用するなど、特定公共賃貸住宅のあり方の検討を含めた抜本的な対応が望まれる。

# 【3】開発行為許可申請等手数料

## (1) 概要

項目		内容				
手数料の概要	都市計画法に基づく開発行為許可申請等に係る手数料					
所管局部課名	まちづくり局 指導部 宅地企画指導課					
料金体系	   (1)開発行為許可申	請手数料	(	単位:円)		
	開発区域の面積	自己住宅用	自己業務用	非自己用		
	0.1ha未満	8,600	13,000	86,000		
	0.1ha以上0.3ha未満	22,000	30,000	130,000		
	0.3ha以上0.6ha未満	43,000	65,000	190,000		
	0.6ha以上1ha未満	86,000	120,000	260,000		
	1ha以上3ha未満	130,000	200,000	390,000		
	3ha以上6ha未満	170,000	270,000	510,000		
	6ha以上10ha未満	220,000	340,000	660,000		
	10ha以上	300,000	480,000	870,000		
	イ 新たな土地の開発 新たに編入される開 ウ その他の変更 1 (3)建築等許可申請 41条第2項ただし書き 42条1項ただし書き 43条	発区域面積に 0,000円 手数料 を 46,000円 26,000円	に応じた額			
	建築敷地の面積	手数料				
	0.1ha 未満		6,900			
	0.1ha 以上 0.3ha 未		18,000			
			39,000			
	0.6ha 以上 1ha 未満		69,000			
	1ha以上		97,000			
	па х		31,000			
	(4) 地位の特定承継	承認申請手数	<b>文料</b>			
		)				
	イ 1ha以上の自己業	務用	2,700	)円		
	ウ ア・イ以外のもの		17,000	円		
	(5) 開発登録簿の写	しの交付手数	效料 47	0円		
根拠法令・条例	川崎市手数料条例第2	条第 238 号	から第 244 号	7		

手数料の減免	減額・免除 有
	・官公署からの請求によるとき
	(都市計画法では、国又は都道府県、指定都市等が開発行
	為を行う場合は、当該国の機関又は都道府県等と都道府県
	知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつた
	ものとみなすとされている。この協議を行う場合において
	は、手数料を免除している)

#### 【手数料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料	17,829	13,299	17,443

## 【利用件数の推移】

(単位:件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(1) 新規許可	119	83	115
(2)変更許可	89	61	81
(3) 建築等許可	12	9	21
(4)特定承継	4	1	6
(5) 開発登録簿の写し	3,546	3,748	4,191
合計件数	3,770	3,902	4,414

## (2) 手数料に対する基本的な考え方

## ① 手数料の算定方法

## i) 原価の算出方針及び金額

開発許可申請書類の審査及び工事の完了検査等に要する人件費、書類審査に係る事務用品等の物件費を原価として集計している。平成28年度の原価の総額は22,976千円(内訳:人件費22,560千円、需要費416千円)である。

開発行為許可申請等手数料は、ア)開発行為許可申請等の業務、イ)開発登録簿の写しを交付する業務に区分される。

人件費は、業務の従事人数×市の職員の平均給与だが、アの人件費は課の担当職員の業務割合を合算し業務の従事人数を算出し、イの人件費は1件あたりの見積り所要時間に件数を乗じて出した合計時間を人員数に換算し、業務の従事人数を算出している。イの見積り時間は、平成25年度の原価を算出するにあたり窓口業務に従事する職員の経験や能力差を鑑み、平均時間として設定した。

## ii) 現行の料金の設定方針

平成 12 年に、都市計画法から開発許可手数料に関する規定が削除され、条例で定めることとなった際に国から示された積算根拠の考え方を元にしている。平成 12 年に当該業務が自治体の事務となって以降、現在まで、手数料を改定した実績はない。

なお、神奈川県及び神奈川県下の開発許可権限を有する都市は、市と同一の手数料を徴収している。

## ② 手数料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、開発行為許可申請等手数料の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 96.1%であり、標準的受益者負担割合 100%と比較し ±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

## (3)監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

# 【4】建築物許可申請手数料

## (1)概要

項目	内容					
手数料の概要	建築基準法上に基づく許可申請に係る手数料					
所管局部課名	まちづくり局 指導部 建築管理課	1				
料金体系						
	建築基準法等での種別注)	手数料(1件)				
	第44条第1項第3号等	27,000 円				
	第 42 条第 1 項第 5 号(廃止)	30,000 円				
	第43条第1項ただし書等	33,000 円				
	第 42 条第 1 項第 5 号	50,000 円				
	(指定・変更)					
	第85条第5項 等	120,000 円				
	第 44 条第 1 項第 4 号 等 160,000 円					
	第 48 条第 1~12 項ただし書	180,000 円				
	第 86 条第 1~4 項 等	建物の数に応じた料金				
		体系				
		例)6,400 円+12,000 円				
		×建物数				
	注)建築基準法等での種別は多数					
	を記載している。詳細は手数料条	例等を参照のこと				
根拠法令・条例	川崎市手数料条例第2条第197号	号から第 236 号、川崎市建				
	築基準条例第 63 条の 2、川崎市特					
	条、川崎市地区計画の区域内によ	おける建築物に係る制限に				
	関する条例第19条					
手数料の減免	減額・免除有					
	・官公署からの申請によるとき					
	・その他市長が減額又は免除を適					
	(条例に定めはあるが、具体的な	適用事例は調査対象とし				
	た直近3年で無。)					

## 【手数料の推移】

数料の推移】			(単位:千円)
	平成 26 年度	平成27年度	平成 28 年度
手数料	26,652	25,697	29,429

## 【利用件数の推移】

(単位:件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	548	518	644

## (2) 手数料に対する基本的な考え方

#### ① 手数料の算定方法

#### i)原価の算出方針及び金額

審査に要する人件費と事務用品等の物件費を原価として集計している。

原価の算出にあたっては、許可申請 6 区分の審査時間と物件費をそれぞれ見積もったうえで、単純平均した時間及び単価を用いている。

手数料区分(円)	審査時間(時間)	物件費等(円)
6,400	1	2,063
27,000	4	9,293
50,000	12	1,350
78,000	16	9,293
160,000	23.05	40,313
180,000	24.05	52,241
6区分の単純平均	13.35	19,092

具体的には、6 区分の見積り審査時間を平均した時間 (13.35 時間) 及び見積り物件費を平均した金額(19,092 円)を算出し、「(人件費) 13.35/時間×職員給与平均単価+ (物件費等) 19.092 円×全区分の合計件数」として、原価を算出している。

平成 28 年度の原価の総額は 44,005 千円であり、内訳は、人件費 31,405 千円、物件費等 12,600 千円である。

#### ii) 現行の料金の設定方針

川崎市手数料条例により許可手数料を定める以前は、地方公共団体手数料令に基づき、各都 道府県知事が手数料の徴収の有無とその額を定めており、神奈川県下では現在と同額の手数料 を徴収していた。平成 12 年に当該業務が自治体の事務となった際に、神奈川県下で神奈川県 建築行政連絡協議会内に WG を立ち上げ検討を行った結果、従前の許可手数料と大きな乖離 が見られなかったこと、また同一業務において県下で手数料が異なることで混乱が生じる可能 性がある等の理由から、県下で同一の手数料とすることとした。

## ② 手数料の改定・見直し

平成 11 年度、平成 14 年度に一部変更したが、いずれも地方公共団体手数料令又は建築基

準法の一部改正に伴うものである。

また、平成 16 年度、平成 21 年度、平成 27 年度には建築基準法等の改正に伴い手数料を新設したが、建築基準法等の改正を伴わない料金改定の実績はない。

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、建築物許可申請手数料の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合 (実績) は83.0%であり、標準的受益者負担割合 100%と比較し±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

#### (3)監査の結果

#### ① 原価の算出方法について(意見)

原価は、6 区分の単純平均で出した人件費と物件費に当手数料の全申請件数を乗じて算出している。手数料は1 件 6,400 円のものから1 件 180,000 円のものまであり、原価も大きく異なるが、これらを簡便的に同じ1 件として平均単価を乗じて当手数料の原価を算出しているため、算出した原価は実際の原価を反映しているとはいい難い。

さらに、抽出した 6 区分は必ずしも件数が多いものとは限らない。件数が多くても見積り 対象の区分に含んでいないものもあれば、件数が少なくても見積り対象の区分に含んでいる ものもある。

過去3年の料金別の件数及び見積もり対象の区分は以下のとおりである。

(単位:件)

手数料	見積り対象の 6 区分か	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
6,400 円	0	0	2	1
27,000 円	0	283	282	359
30,000 円	×	4	5	1
33,000 円	×	93	69	106
50,000 円	0	31	28	35
78,000 円	0	3	5	3
120,000 円	×	107	113	118
160,000 円	0	26	10	18
180,000 円	0	1	4	3
220,000 円	×	0	0	0

現に直近の平成28年度の受益者負担割合は66.9%であり、平成25年度・平成26年度の 受益者負担割合の平均である83.0%から大きく低下したが、この算出方法では、受益者負担 割合が低下しても、原価が増加したからなのか、単に単価の高い区分の申請件数が多かった からなのかが不明であり、原価や受益者負担割合を算出する実効性が損なわれている。

原価計算表は受益者負担割合の算出のみならず、発生した原価を把握するために毎年作成しているが、手数料に対してどれくらい原価が発生しているかを把握するために、審査時間

及び物件費等については単純平均値を利用するのではなく、手数料区分ごとの見積審査時間・見積り物件費単価を利用して算出した原価の合計を当手数料の原価とすべきである。

## ② 原価の算出に用いる見積りの定期的な見直しの必要性について(意見)

原価の算出に使用する見積り審査時間及び見積り物件費について、見積りと実績が乖離していないかの検討が定期的に行われていない。具体的には、30,000円及び50,000円の手数料の見積りは平成21年の新設時に設定したもので、他の手数料区分は10年以上前から見積りが見直されていない。

構造計算書偽造問題等を受けて行われた平成19年の建築基準法改正及び審査の厳格化を受け、審査時間は増える傾向にあり、設定当時と現在では、審査を取り巻く状況も変化している。このような外部環境の変化や申請件数の変化、業務の効率化などにより、審査にかかる時間や経費は変化していくと考えられるため、原価を適切に把握するためには、定期的に見積りと実績が乖離していないか検討することが望まれる。

## 【5】住宅用家屋等証明手数料

## (1) 概要

項目	内容			
手数料の概要	住宅用家屋証明及び建築に関す	「る証明、耐震改修証明の発		
	行に係る手数料			
所管局部課名	まちづくり局 指導部 建築管理	里課		
料金体系	種別	手数料 (1件あたり)		
	住宅用家屋証明	1,300 円		
	建築物等台帳記載証明	300 円		
	道路の位置指定済証明	300 円		
	耐震改修証明	300 円		
根拠法令・条例	川崎市手数料条例第2条第188	8号、第274号、第280号、		
	第 281 号、第 282 号			
手数料の減免	減額・免除有			
	(免除)			
	官公署からの請求によるとき			

## 【手数料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料	17,425	17,580	19,363

(単位:千円)

(単位:件)

## 【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	27,727	30,017	32,629

#### (2) 手数料に対する基本的な考え方

#### ① 手数料の算定方法

#### i) 原価の算出方針及び金額

審査又は事務処理に要する人件費、書類審査に係る事務用品等の物件費を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 22,740 千円 (内訳:人件費 22,697 千円、需要費 43 千円) である。人件費は、業務の従事人数×市の職員の平均給与だが、証明書の種類ごとに 1 件あたりの業務時間を見積りで算出し、算出した見積り時間に件数を乗じて出した合計時間を人員数に換算し、業務の従事人数を算出している。

見積り時間は、平成25年度の原価を算出するにあたり窓口業務に従事する職員の経験や能

力差を鑑み、平均時間として設定した。

## ii) 現行の料金の設定方針

証明書の種類ごとの原価と年間件数の実績をもとに、料金を設定した。

なお、道路の位置指定済証明及び耐震改修証明は、周辺都市では手数料を徴収していないが、 市では、原価に見合う手数料を徴収する方針を採っている。

## ② 手数料の改定・見直し

住宅用家屋証明に係る手数料は、平成9年に1,200円から1,300円に変更した。

建築物等台帳記載証明、道路の位置指定済証明、耐震改修証明に係る手数料は、これまで料金改定の実績はない。

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、住宅用家屋等証明手数料の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は93.2%であり、標準的受益者負担割合(100%)と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

## (3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

## Ⅲ 建設緑政局

## 【1】富士見公園南側利用料

## (1)概要

項目	内容							
使用料の概要	公園施	設を利用	するにあた	つ`	ての利用料			
所管局部課名	建設緑	政局 緑斑	数部 みどり	<i>D</i> :	企画管理課			
料金体系	HZ.T-I	種類	別の園に設け	1	単位 回(2時間以内)	\$	金額	
		のに限る。	)			2,	500 円	
	球技場	収に入 し類場 なす料	全面利用 4 分の 3 面利用	1[	可(1 時間以内)	18,	140 円	
	場	い場合がる料金が	半面利用		同 (同)	17,	280 円	
		合金他これ	4 分の 1 面利用		同(同)	8,	640 円	
		入場料その他これに 同(同類する料金を徴収する場合			同(同)	33,230 円		
	球技場	易照明施設			1基1回(同)		10,80	οШ
	1	場特別室			1箇所1回(同		1,62	
	球技場	易放送室			1回(同) 1		1,51	
	球技場	テレビ・う	ラジオ中継室		同 (同)		1,51	0 円
	I	· 関係者室	^ ->4 -t-		1箇所1回(同	司)	1,08	
		的屋内施設会 的屋内施設:			同(同)			0円
		D屋内施設。 D屋内施設。			同(同)		8,64	0円
		为屋内施設 3 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			同(同)		2,47	
	*他に	二駐車場和	川用料あり					
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同施行規則							
使用料の減免	減額・免除有							
	アメフト団体に対して、球技場及び多目的屋内施設の減免措							
	置があ	る。有料語	試合に限り	、多	目的屋内施設	を一括	貸出す	る場
	合は 162,000 円、学生が球技場を使用する場合は2割減額と					額と		
	してい	る。						
利用回数の制限	無							

【使用料の推移】 (単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
球技場(富士通スタジアム川崎)		82,182	82,634
球場(富士見球場)		409	414
多目的屋内施設(かわQホール)		2,201	5,291

- 注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入に含まれていない。
- 注)平成 26 年度以前は、平成 27 年度以降と施設の形態が異なり、比較が困難であることから、 斜線としている。

【利用率の推移】 (単位:%)

	平成 26 年度	平成27年度	平成 28 年度
球技場(富士通スタジアム川崎)		67.6	70.4
球場(富士見球場)		73.4	78.4
多目的屋内施設(かわ Q ホール)		27.3	31.8

注)平成 26 年度以前は、平成 27 年度以降と施設の形態が異なり、比較が困難であることから、 斜線としている。

#### (2) 使用料に対する基本的な考え方

#### ① 使用料の算定方法

## i)原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額(修繕費など)を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は、指定管理者の経費が 117,752 千円、市負担の支出が 2,605 千円である。原価の主な内訳は、人件費 32,389 千円、委託料(駐車場)12,710 千円、水道光熱費 10,490 千円、維持管理費 35,934 千円である。

#### ii) 現行の料金の設定方針

球技場(富士通スタジアム川崎)は、平成26年度の新スタンド設置工事に伴い増加する維持管理費経費を考慮し、過去3か年の維持管理経費の年間平均支出額に受益者負担割合を乗じて出した金額と年間平均収入額が均衡するように、利用料金を1.2倍に増額した。

その他は、平成27年度の指定管理者制度導入に伴い上記の料金体系に設定した。

#### ② 使用料の改定・見直し

上記① ii)現行の料金の設定方針で示したとおり、平成27年度の指定管理者制度導入に向けて、平成25年度に料金の見直しを行った結果、球技場(富士通スタジアム)の利用料金の改定が行われた。その他の料金の改定は行われていない。

## (3)監査の結果

特に指摘すべき事項は無い。

## 【2】川崎国際生田緑地ゴルフ場利用料

## (1) 概要

項目		内容		
使用料の概要	ゴルフ場を利用する	らにあたっての利用料	\$	
所管局部課名	建設緑政局 緑政部	みどりの企画管理語	果	
料金体系	種別	単位	金額	
	ゴルフ場	1人1回	19,540 円	
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同施行規則			
使用料の減免	減額・免除 無			
	なお、ゴルフ利用税について障害者手帳の提示による非課税			
	措置がある。			
利用回数の制限	無			

## 【使用料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料(プレーフィー収入)	636,928	631,894	622,848

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入に含まれていない。

(単位:千円)

(単位:人)

## 【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1ラウンド利用者数	55,899	54,531	54,299
ハーフ利用者数	2,365	2,549	3,048

## (2) 使用料に対する基本的な考え方

## ① 使用料の算定方法

## i)原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支報告書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額(修繕費など)を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 483,451 千円であり、指定管理者の経費が 466,622 千円、市負担の支出が 16,829 千円である。原価の主な内訳は、人件費 92,174 千円、コース管理費 100,293 千円、施設管理清掃費 35,112 千円、水道光熱費 21,564 千円である。

## ii) 現行の料金の設定方針

平成 24 年度の条例改正時に、過年度の利用者実績から将来の入場者見込みを算出し、指定管理者の費用見込額から、キャディフィー実費相当額を除き、費用を賄うプレーフィー単価の上限額を19,000円と設定した。その際、他市の料金(鎌倉パブリックゴルフ場:料金上限18,900円、茅ヶ崎ゴルフ倶楽部:料金上限19,980円など)の水準も考慮した。

平成 25 年度に消費増税により料金を改定し、19,540 円(=19,000 円 $\div$ 1.05×1.08)とした。

## ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、川崎国際生田緑地ゴルフ場使用料の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合 (実績) は 113.8%であり、標準的受益者負担割合 (100%) と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

## (3)監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

# 【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料

## (1)概要

項目			内	容			
使用料の概要	<ul><li>・陸上競技場等使用料</li></ul>						
	陸上競技場の利用(Jリーグ利用時除く)及び補助競技場の個						
	人利用の際に						_
					. ) ( ) ( ) ( )	, [10]	
	等々力中央位		での威人	となる)			
	・ <b>J</b> リーグ使	, ,					
	陸上競技場を	Z J リーク	で試合で	利用する際	に徴収す	る使用料	
所管局部課名	建設緑政局	緑政部み	どりの企	画管理課			
料金体系	種別		専用使用料			<b></b>	
	陸上競技場	単	位	金額	単位	金額	
	等々力	1回		26,000 円	1人1		
		(4 時間)	以内)	,	回		
					18歳以 上の者	200円	
					13 歳以	100円	
					上18歳		
					未満の		
					者(高 校生を		
					含む)		
	陸上競技場	1回	全点灯	102,000			
	照明施設	(1 時 間以	4分の3	76,500 円			
		内)	4分の <b>3</b>   点灯	76,900			
			2分の1	51,000円			
			点灯	07 700 III			
			4分の1 点灯	25,500 円			
	陸上競技場	1 箇所	•	50,000 円			
	大型映像装   置	1日1回					
		1日1回		18,000 円			
	写真判定室			ŕ			
	※上記料金表						
	し、会議室、シャワー室、ロッカー室等の使用料金は省略した。 ※アマチュア以外の団体が入場料その他これに類する料金を徴収するとき →入場料総額×5/100を使用料に加算 ※大型映像装置を使用して一時的に広告を表示する場合の使用料					U	
						FF	
	→1か所1日1件について50,000円を加算						
根拠法令•条例	川崎市都市公	、園条例、	同条例施	行規則			
使用料の減免	減額・免除	有					

#### (5割減額)

- ・市内小・中・高等学校生徒が行う各種競技大会・クラブ活動
- ・市内青少年団体、市スポーツ協会、県体育協会が行う各種競技大会

## (免除)

- ・教育委員会が主催する学校生徒の各種競技大会
- ・本市又は教育委員会が主催する各種競技大会
- ・身体障害者等の行う各種競技大会
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付 を受けている者及びその他付添者

このほか、平成 28 年度に、地域活性化を図る重要な団体であり、その活動が公益を推進すると認められることから(川崎市都市公園条例施行規則 16条)、プロサッカークラブに対して、入場料収入加算額(同 6条 2 項 3 号)の一部と大型映像装置による広告掲出料加算額(同条同項 4 号)の一部を合わせた総額29,168 千円の減額を行っている。

利用回数の制限

4111-

#### 【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
陸上競技場等使用料	6,044	21,618	17,697
Jリーグ使用料	13,990	38,107	39,478

※平成26年度は等々力陸上競技場のメインスタンド工事により減収となった。

#### 【利用件数の推移】

(単位:日)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
陸上競技場(利用日数)	未集計	122	119

※平成26年度は等々力陸上競技場のメインスタンド工事により未集計となった。 ※利用日数に個人利用は含んでいない。

### (2) 使用料に対する基本的な考え方

## ① 使用料の算定方法

#### i)原価の算出方針及び金額

平成 28 年度の原価の内訳は以下のとおりである。職員人件費には、入札事務等に係る職員 人件費が見積りで計上されている。

(単位:千円)

	等々力陸上	諸室	ナイター施設	古市場陸上	全施設計
	競技場			競技場	
委託料	118,009	66,502	23,274		207,785
補修工事費	7,932		_	_	7,932
光熱水費	13,101	13,739	15,990		42,830
職員人件費	621	621	565	1,079	2,886
計	139,663	80,862	39,829	1,079	261,433

#### ii) 現行の料金の設定方針

等々力陸上競技場の専用使用料は、平成 26 年度にメインスタンドの改修工事に伴い、施設が大幅に更新されたため、従来単価の 2 倍 (=平成 27 年度維持管理費見積額 262,229 千円÷平成 23~25 年度の維持管理費平均支出額 132,156 千円)の料金設定とした。

照明施設使用料も、平成 27 年度年間電気使用料金見積額に基づき従来単価の 2 倍の料金設定とした。

その他会議室やロッカー室は従来単価をベースに面積比に応じて料金設定を見直した。

#### ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、建設緑政局所管の市の公園全体における運動施設の 平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 53.1%であり、標準的受益者負 担割合 (50%) と±10%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

#### (3) 監査の結果

#### ① 原価に計上すべき人件費について(指摘)

みどりの企画管理課では、入札事務等に係る職員人件費を、見積り計算で原価に集計している。

「使用料手数料の設定基準」では、原価算定対象経費としての人件費を「受付、使用料の 徴収、保守点検等の事務など、通常の施設運営に係る人件費」と定めている。入札事務等 は、通常の施設運営とはいえず、本来、これに係る人件費は原価算定対象経費とはならない と考えられる。通常の施設運営に係る職員人件費のみを原価に計上すべきである。

## ② 原価集計方法のノウハウ承継について(意見)

原価計算表の作成のために、みどりの企画管理課では、原価の積上げシートを用いているが、当該シートは担当者自身が作成したもので、属人的な仕様となっている。担当者の異動等によりノウハウが適切に承継されず、原価の積上げシートの作成方法の継続性が絶たれる等の問題が生じるおそれがある。

課内で原価の積上げシートの作成方法の共有化を図るなど、後任者に適切にノウハウが承継されるように対応が求められる。

#### ③ 公園全体での受益者負担割合による判断の見直しについて(意見)

現状では、野球場、テニスコートなど施設別ではなく、複数の運動施設を合わせた建設緑政局所管の市の公園全体を1つの施設とみなして、受益者負担割合が標準的受益者負担割合の50%と乖離していないかで料金改定の要否を判断している。

この点、施設別で見た実績の受益者負担割合には大きなばらつきがあり(テニスコート 356%に対して野球場は 26%)、すべての施設を 1 つの施設とみなして受益者負担割合を算定 すると、各施設の受益者負担が適切に判断されないおそれがある。

受益者負担を適切に判断するためには、市の公園全体を1つとするのではなく、施設の性質に応じて、いくつかに分類した上で受益者負担割合を設定すべきである。

例えば、町田市など他団体も行っているように、テニスコートやトレーニングジム、プールなど民間業者も点在する施設については100%、野球場や体育館、相撲場など民間業者が運営していない施設については50%負担にするなどが考えられる。

## 【4】野球場等使用料

## (1) 概要

項目	内容
使用料の概要	公園内野球場を利用するにあたっての使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課
料金体系	多摩川河川敷以外 2時間 2,500円
	多摩川河川敷 2時間 500円
	ナイター施設 1時間 6,000円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則
使用料の減免	減額・免除有
	5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様
利用回数の制限	無

## 【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	16,413	15,846	12,669

## 【利用率の推移】

(単位:%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
多摩川河川敷以外	45.6	40.5	39.1
多摩川河川敷	17.1	16.6	20.2

## (2)使用料に対する基本的な考え方

## ① 使用料の算定方法

i)原価の算出方針及び金額

平成28年度の原価の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

	野球場本体多摩	野球場本体	ナイター施設	全施設計
	川河川敷以外	多摩川河川敷		
委託料	18,613	8,579	1,052	28,244
光熱水費	_	1	1,816	1,816
工事請負費	4,785		2,057	6,842
原材料費	_	107	_	107
職員人件費	10,590	11,982	141	22,713
計	33,988	20,668	5,066	59,722

#### ii) 現行の料金の設定方針

#### <野球場本体>

昭和 63 年度の条例改正時に料金改定し、過去 3 か年における運動施設維持管理経費の年間 平均支出額に条例改正時の受益者負担割合 (60%) を乗じて出した金額と年間平均収入額が均 衡するよう、利用料金を一律 1.8 倍に引き上げた。

#### <ナイター施設>

昭和56年度の条例改正時に料金改定した。

- (a) 大師球場の 1 回あたりの電気料(昭和 55 年)9,127 円に政策的な補正率 30%を考慮し 6,389 円を算出
- (b) 御幸球場、等々力球場の 1 回あたりの電気料 (昭和 55 年) 8,388 円に政策的な補正率 30% を考慮して 5.871 円を算出
- (a)(b)の千円未満を四捨五入し、改定後の金額を 6,000 円とした。

#### ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、建設緑政局所管の市の公園全体における運動施設の 平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 53.1%であり、標準的受益者負 担割合 (50%) と±10%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

## (3) 監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料にも該当する。

当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

#### ① 利用特性等を考慮した多様な料金設定の検討について(意見)

野球場及びナイター施設は、多摩川河川敷か河川敷以外かにより料金設定は異なるものの、それ以外の部分を除いては野球場の場所や利用者、利用日時等に関係なく同じ料金が適用されている。

しかし、野球場の整備状況、中高生か一般社会人かどうか、平日か週末かなどを考慮して、一定の範囲内で多様な料金設定とすることは公平な受益者負担の趣旨に反するものではない。野球場の受益者負担割合は30%に満たず、運動施設の受益者負担割合50%を下回っている現状に対して、何らかの改善策を検討すべきである。

ナイター施設においては、単位時間当たり電気代に差異があり、同一の料金設定には公平性を損なう点も見られる。例えば、近隣市区町村である大田区では、平日か休日か、区内チームか区外チームかなどによりある程度利用特性に応じた料金区分を設けている。

市は施設の性質(設備の状況)に応じた料金設定の導入の有無を検討すべきである。

## 【5】庭球場等使用料

## (1) 概要

項目	内容	
使用料の概要	公園内テニスコートを利用するにあたっての使用料	
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課	
料金体系	1時間1面 750円	
	ナイター施設 1時間1面 800円	
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則	
使用料の減免	減額・免除有	
	5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様	
利用回数の制限	無	

## 【使用料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	57,240	55,707	57,081

## 【利用率の推移】

· · · · · · · · ·
平成 28 年度

(単位:%)

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用率	90.6	94.0	93.7

## (2) 使用料に対する基本的な考え方

## ① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

平成28年度の原価の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

	テニスコート本体	ナイター施設	合計
委託料	14,663	1,978	16,641
光熱水費		7,882	7,882
補修工事費	416	1,846	2,262
職員人件費	226	678	904
計	15,305	12,384	27,689

## ii) 現行の料金の設定方針

<テニスコート本体>

平成 13 年度の条例改正時に料金改定した。昭和 63 年(前回改定時)の指数を 100 とした

場合、平成 11 年度の消費者物価指数 114.5、運動施設の維持管理経費指数 204.0、中間をとる と改定幅は 1.5 倍となるが、賃金指数等を総合的に勘案し、改定率を 1.3 倍とした。

#### <ナイター施設>

昭和 56 年度の条例改正時に料金改定した。昭和 56 年当時既に開設していた富士見テニスコートの 1 面あたりの電気料(昭和 55 年)1,082 円について、政策的な補正率 30%を考慮すると 757 円となることから、端数を四捨五入して 800 円とした。

#### ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、建設緑政局所管の市の公園全体における運動施設の 平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 53.1%であり、標準的受益者負 担割合(50%)と±10%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

## (3) 監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料にも該当する。

当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

#### ① 市民利用者か否かによる料金格差設定の検討について(意見)

庭球場は受益者負担割合が300%を超えており、市が定める運動施設の受益者負担割合の 目安である50%を大きく上回っている。市では、公園全体の運動施設を1つとみなして受益 者負担割合を検討しており、このような施設ごとの受益者負担割合は考慮していない。結果 的に、庭球場の利用者が他の運動施設の費用を負担する形となってしまっている。

仮に、庭球場を単独の施設として捉え、標準的受益者負担割合(50%)まで使用料水準を引き下げようとした場合、現在の1/6倍の水準である1時間当たり125円とする必要があるが、近隣自治体の状況を鑑みると横浜市は1時間当たり1100円、大田区は1時間当たり480円から1500円の間で設定されており、著しくバランスの失するものとなってしまう。

一方、庭球場は利用状況がフル稼働の状況にある。現在、公共施設利用予約システムであるふれあいネットでは、市民のみが抽選に参加でき、利用申込みに際して市民優先となるように設定されている。これに加え、市民料金を引き下げ、市民以外の利用を引き上げることなどにより、市民利用者の受益者負担割合を相対的に下げることは可能と思われる。近隣自治体などでも市民と市民以外で格差をつけることは行われている。

市は、近隣都市とのバランスを考慮しつつ、市民の利用機会の増加を誘導するような料金 設定を検討するべきである。

## 【6】水泳場使用料

## (1) 概要

項目	内容
使用料の概要	公園内プールを利用するにあたっての使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課
料金体系	専用使用料(4 時間以内) 18,000 円
	個人使用料 15 歳以上 300 円
	3歳以上15歳未満(中学生を含む) 100円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則
使用料の減免	減額・免除有
	5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様
利用回数の制限	児童プールには中学生未満のみ入場可
	ただし、児童及び幼児の付添人は入場可

## 【使用料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	19,023	18,107	8,659

(単位:千円)

(単位:人)

## 【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成27年度	平成 28 年度
利用者数	113,665	104,909	53,355

※平成 26 年度に富士見児童プール、平成 27 年度に等々力プールが廃止となったことにより利用者数が減少した。

#### (2) 使用料に対する基本的な考え方

## ① 使用料の算定方法

#### i)原価の算出方針及び金額

施設の管理運営に係る経費を原価として集計している。そのほか、委託、入札事務等に係る職員人件費を見積り計算で一部計上している。原価の総額は68,005千円(主な内訳:委託料45,810千円、維持補修費2,945千円、需用費18,733千円、人件費339千円など)である。

#### ii) 現行の料金の設定方針

平成 13 年度の条例改正時に料金改定した。昭和 63 年(前回改定時)の指数を 100 とした場合、平成 11 年度の消費者物価指数 114.5、運動施設の維持管理経費指数 204.0、中間をとると改定幅は 1.5 倍となるが、賃金指数等を総合的に勘案し、改定率を 1.3 倍とした。

## ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、建設緑政局所管の市の公園全体における運動施設の 平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 53.1%であり、標準的受益者負 担割合(50%)と±10%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

#### (3) 監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料にも該当する。

当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

## ① 「使用料・手数料の設定基準」に基づく料金設定方針の適用について(意見)

現行の料金は、平成 13 年度に当時の消費者物価指数等を勘案して定められたものであり、 設定から 15 年以上が経過している。市では平成 26 年 7 月に「使用料・手数料の設定基準」 を策定しており、少なくとも新しい基準により算出される料金との比較検討を行い、料金改定 の要否を検討すべきである。

当施設の受益者負担割合は 15%となっており、運動施設の受益者負担割合の目安となる 50%を大きく下回っている。近隣施設等とのバランスから大幅料金改定は困難であるとして も、料金設定の根拠についてはより詳細な説明がなされることが望まれる。

## 【7】つり池使用料

## (1) 概要

項目	内容
使用料の概要	等々力緑地内釣池を利用するにあたっての使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課
料金体系	1人1回 大人(15歳以上)750円
	6歳以上15歳未満(中学生を含む) 200円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則
使用料の減免	減額・免除有
	5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様
利用回数の制限	無

## 【使用料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	13,091	13,474	12,438

(単位:千円)

(単位:人)

### 【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	18,036	18,474	17,103

## (2) 使用料に対する基本的な考え方

#### ① 使用料の算定方法

#### i)原価の算出方針及び金額

施設の管理運営に係る経費を原価として集計している。そのほか、委託、入札事務等に係る職員人件費の一部を見積りで計上している。平成28年度の原価の総額は13,236千円(内訳: 委託料12,287千円、維持補修費808千円、人件費141千円)である。

## ii) 現行の料金の設定方針

平成 13 年度の条例改正時に料金改定した。改定前は1回の利用を4時間以内で500円(基本料金)とし、超過料金(2時間以内)を250円としていた。平成13年の改正により時間制限を撤廃し、使用料については基本料金と超過料金の合計額750円に改定した。なお、昭和63年度の改定時に、施設全般を1.8倍の料金に改定しており、つり池は300円から500円(4時間以内)に改定した。(300×1.8=540円:端数四捨五入)

### ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、つり池の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合 (実績) は 95.7%であり、標準的受益者負担割合 (100%) と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

## (3)監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料にも該当する。

当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

## ① 市場性の高さを考慮した料金設定について(意見)

近隣市町村においては、公営でつり池施設を擁する自治体は存在せず、専ら民間業者による運営が行われている。

当施設は非常に市場性が高く、公共関与の必要性が低いものと考えられる。これに鑑み、市の標準受益者負担割合は100%に設定されており、平成28年度実績では94.3%と小幅な乖離の範囲に収まっていると考えられる。

しかし、施設の特性(市場性が高く、営利性を有する点)を鑑みれば、受益者負担割合が100%を下回らないような料金設定がなされるべきであり、黒字になっていてもおかしくない。平成25年度94.5%、平成26年度94.0%、平成27年度78.9%、平成28年度94.3%と95%を下回る水準で推移しており、100%を下回らない料金改定の検討を行うべきである。

## 【8】野外音楽堂使用料

## (1) 概要

項目	内容	
使用料の概要	中原平和公園内野外音楽堂を利用するにあたっての使用料	
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課	
料金体系	1回(4時間以内)7,800円	
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則第	
使用料の減免	減額・免除有	
	5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様	
利用回数の制限	無	

(単位:千円)

(単位:件)

## 【使用料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	85	70	70

#### 【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	5	6	5

#### (2) 使用料に対する基本的な考え方

## ① 使用料の算定方法

#### i)原価の算出方針及び金額

施設の管理運営に係る経費を原価として集計している。そのほか、委託、入札事務等に係る職員人件費の一部を見積りで計上している。平成28年度の原価の総額は296千円であり、内訳は、委託料211千円、人件費85千円である

## ii) 現行の料金の設定方針

平成 13 年度の条例改正時に料金改定した。昭和 63 年(前回改定時)の指数を 100 とした場合、平成 11 年度の消費者物価指数 114.5、運動施設の維持管理経費指数 204.0、平均をとると 159.2 となるため、改定幅を 1.5 倍とすべきところ、賃金指数等を総合的に勘案し、改定率を 1.3 倍とした。

## ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、野外音楽堂の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益 者負担割合(実績)は 26.0%であり、標準的受益者負担割合(25%)と±5%以内の乖離にと どまるため、料金の改定は行われなかった。

#### (3)監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料にも該当する。

当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

# ① 施設の廃止、転用も含めた有効活用の検討について(意見)

野外音楽堂の年間利用件数は 10 件を下回り、利用頻度が極めて低い。近隣に病院があることから大きな音を出すことへの制約もあり、音楽堂としての機能を充分に発揮できる環境にないと思われる。

当施設は管理コストが高くはなく、財政負担に直接大きな影響を及ぼしているわけではないが、施設の機能を阻害する要因があった上で利用件数が少なく、かつ、その要因を除去することが現状困難なのであるなら、現状のままの音楽堂としての位置づけは機会損失を発生させているとも考えられる。このため、市は、近隣環境などを考慮して、施設の廃止や他施設への転用を含めた施設の有効活用を検討すべきである。

# 【9】その他有料施設使用料

# (1)概要

項目	内容
使用料の概要	公園内サッカー場、相撲場を利用するにあたっての使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課
料金体系	(サッカー場)
	・等々力第1・第2サッカー場 2時間 2,500円
	ナイター施設 1時間 1,500円
	・多摩川河川敷内サッカー場 2時間 500円
	(相撲場)
	<ul><li>専用使用料(4時間) 5,000円</li></ul>
	・個人使用料(2時間)18歳以上 200円
	13歳~18歳未満 100円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則
使用料の減免	減額・免除有
	5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様
利用回数の制限	無

# 【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	6,673	6,920	11,469

# 【利用率の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
多摩川河川敷以外サッカー場	64.6%	98.7%	73.5%
多摩川河川敷サッカー場	27.4%	27.8%	24.6%
相撲場	4 日	32 日	29.5 日

#### (2)使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

平成28年度の原価の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

	サッカー場多摩	サッカー場	サッカー場	相撲場	全施設計
	川河川敷以外	多摩川河川敷	ナイター施設		
委託料	6,378	3,182	2,263	150	11,973
光熱水費		_	1,635	_	1,635
工事請負費	1,337	_	_	_	1,337
職員人件費	113	3,228	565	56	3,962
計	7,828	6,410	4,463	206	18,907

#### ii) 現行の料金の設定方針

サッカー場本体、相撲場個人使用料は、昭和 63 年度に改定した。過去 3 か年の運動施設維持管理経費の年間平均支出額(252,982 千円)と年間平均収入額(838,004 千円)を基礎とし、これに当時の受益者負担割合の 60%を乗じて、それまでの料金の 1.8 倍の水準に改定した。

#### ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、建設緑政局所管の市の公園全体における運動施設の 平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 53.1%であり、標準的受益者負 担割合 (50%) と±10%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

#### (3)監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料にも該当する。

当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

# 【10】等々力中央広場使用料

# (1)概要

項目	内容
使用料の概要	等々力緑地内補助競技場、運動広場を利用するにあたっての
	使用料(個人使用については、【3】陸上競技場等使用料での
	歳入となる)
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課
料金体系	<補助競技場>
	専用使用(4 時間以内)5,000 円
	個人使用 18 歳以上 200 円
	13 歳~18 歳未満 100 円
	<運動広場>
	2時間以內 2,000円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則
使用料の減免	減額・免除有
	5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様
利用回数の制限	無

# 【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
等々力中央広場使用料	1,282	1,294	1,371

# 【利用率の推移】

(単位:%)

	平成 26 年度	平成27年度	平成 28 年度
運動広場使用率	45.4	47.4	48.8

### (2) 使用料に対する基本的な考え方

#### ① 使用料の算定方法

#### i) 原価の算出方針及び金額

平成28年度の原価の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

	補助競技場	運動公園	全施設計
委託料	5,444	3,438	8,882
工事請負費	3,122	_	3,122
職員人件費	56	56	112
計	8,622	3,494	12,116

#### ii) 現行の料金の設定方針

補助競技場の専用使用料は、当時存在した「富士見陸上競技場」と同等規模であることから 同額の5,000円とし、個人使用料は隣接の「等々力陸上競技場」と同額とした。

運動広場は、当時有料だった富士見公園内「市民広場」(1,500円)と一般野球場(2,500円)の中間程度の規模であったことから 2,000円とした。

#### ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、建設緑政局所管の公園全体における運動施設の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合 (実績) は 53.1%であり、標準的受益者負担割合 (50%) と±10%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

#### (3)監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料に も該当する。

当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

# 【11】多摩川緑地パークボール場利用料

# (1) 概要

項目	由宏				
- 切口	内容				
使用料の概要	施設を利用する	にあたっての利	用料		
所管局部課名	建設緑政局 緑斑	女部 多摩川施策	推進課		
料金体系	区 分	1R (18H) 料金	0.5R (9H) 料金	貸しクラブ	
	大 人	450 円	120 円	50 円	
	65 歳以上	250 円	220 円	50 円	
	高校・大学生	350 円	170 円	50 円	
	中学生まで	150 円	70 円	無料	
	団体	250 円	上記通常料	50 円	
	(20 人以上)	中学生以下	金		
		150 円			
根拠法令・条例	川崎市都市公園	川崎市都市公園条例、同条例施行規則			
使用料の減免	減額・免除有				
	(免除)				
	・身体障害者手帳の交付を受けている者及びその他付添者				
利用回数の制限	無				

# 【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	13,357	13,423	13,827

注)指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入に含まれていない。

# 【利用件数の推移】

(単位:回)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
大人	5660.5	5225.5	4632.0
65 歳以上	37932.5	38438.5	41511.5
高校生・大学生	190.0	201.5	163.0
中学生以下	1826.5	1486.0	1223.5
団体	2879.0	3443.0	3239.0
免除者	2924.0	3061.0	3223.0
あひるコース (無料)	466.0	554.0	663.0
その他	852.0	1229.0	1541.0

<sup>※</sup>ハーフプレイの料金体系もあるため、利用ラウンド数で集計している

#### (2) 使用料に対する基本的な考え方

#### ① 使用料の算定方法

#### i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額(修繕費など)を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 24,889 千円であり、指定管理者の経費 21,810 千円と市負担の支出 3,079 千円である。原価の主な内訳は、材料費 3,540 千円、従業員給与手当 5,915 千円、パート給与 4,572 千円である。

#### ii) 現行の料金の設定方針

パークボール場は平成13年6月に開設されたが、現行の料金水準を設定した際の資料が保管されておらず、料金の設定方針は不明である。

#### ② 使用料の改定・見直し

平成 26 年度に、消費税増税に伴う利用料金の引き上げ(中学生以下の料金以外を対象に 50 円引き上げ)が行われた。

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、パークボール場使用料の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 53.2%であり、標準的受益者負担割合(50%)と±10%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

なお、ゴルフ場の標準受益者負担割合は 100%である。パークボール(パークゴルフ)は、 芝でおおわれたコースで、クラブでボールを打ち、カップインするまでの打数を競うスポーツ であり、ゴルフと類似性が高いため、ゴルフ場と同様の扱いにならなくては均衡を失するので はないかと考え、ヒアリングをした。その回答は、パークボールは、利用者層も限定され競技 性や娯楽性が高いゴルフとは違い、健康増進のため子供からお年寄りまで手軽に気軽に出来る 三世代スポーツであるとともに、地域交流やリハビリを目的として役立てられており、民間の 同種類似施設は少ないため、ゴルフ場と区別し、標準的受益者負担割合を 50%としている、 とのことであった。

#### (3)監査の結果

#### ① 使用料の算定根拠資料の保管(指摘)

平成26年度における消費税増税に伴う利用料金の引き上げ後の料金水準は、都市公園条例8条の2にあるように500円(一人1回)であるが、当該料金の設定根拠となる資料が保管されておらず、設定根拠が不明であった。

将来料金の見直しが必要になった時などに再度確認できるように設定根拠となる資料を適切に保管しておく必要がある。

# 【12】多摩川緑地バーベキュー広場利用料

# (1) 概要

項目	内容			
使用料の概要	施設を利用するに	施設を利用するにあたっての利用料		
所管局部課名	建設緑政局 緑政部	祁 多摩川施策推進	課	
料金体系				
	区 分	利用料金		
	中学生以上、	500 円		
	64 歳以下	64 歳以下		
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則			
使用料の減免	減額・免除有			
	(免除)			
	障害者とその介助者1名までは利用料金が免除			
利用回数の制限	無			

# 【使用料の推移】

	平成 26 年度	平成27年度	平成 28 年度
利用料	76,515	73,152	71,114

注)指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

# 【利用件数の推移】

(単位:人)	
平成 28 年度	

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
有料来場者	153,031	146,304	142,219
免除者	5,788	7,487	8,680

#### (2)使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

#### i)原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される収支決算書に計上されている経費合計額を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は指定管理者の経費 69,697 千円であり、主な内訳は人件費 38,387 千円、消耗品費 26,223 千円である。

# ii) 現行の料金の設定方針

平成 22 年度 9 月 1 日 $\sim$  9 月 30 日に行った社会実験によって、当該期間に要した費用の合計値 4,478 千円を想定の利用者数 10,000 人で割った単価 447.8 円を基本としたうえで、管理委託団体のリスク負担も加味して、利用者にわかりやすく、1 人あたり 500 円とした。

# ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、多摩川緑地バーベキュー広場の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 102.8%であり、標準的受益者負担割合(100%)と ±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

# (3)監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

# 【13】早野聖地公園墓所使用料

# (1) 概要

項目	内容
使用料の概要	早野聖地公園内の一般墓所、集合個別型墓所、壁面型墓所の
	使用許可を受けて使用する使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 霊園事務所
料金体系	一般墓所: 1㎡につき165,000円
	集合個別型墓所: 1箇所につき717,000円
	壁面型墓所: 1箇所につき1,403,000円
根拠法令・条例	川崎市墓地条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除無
利用の制限	川崎市民又は墳墓の祭祀の主宰者のみ
	なお、集合個別型墓所及び壁面型墓所の利用許可有効期間は
	10年で更新可能

(単位:千円)

(単位:件)

#### 【使用料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般墓所	13,530	6,600	6,600
集合個別型墓所	21,510	7,170	7,170
壁面型墓所	74,359	298,839	260,958
計	109,399	312,609	274,728

# 【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般墓所	20	10	10
集合個別型墓所	30	10	10
壁面型墓所	53	213	186
前日	103	233	206

<sup>※</sup>取扱件数は、使用料の納入通知書の発送数としている

# (2) 使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

# i ) 原価の算出方針及び金額

墓所は、使用者個人に対して割り当てられた敷地という性質が強く、「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」施設とはいえないことから、イニシャル

コスト (用地費、造成工事費など) を原価として以下のように算出している。

一般墓所	1 ㎡当たり原価の総額は 165,144 円(内訳:用地費 104,664 円、関連
	工事費 60,480 円)である
集合個別型墓所	一基当たり原価の総額は 717,000 円(主な内訳:用地費 319,110 円、
	直接工事費 357,390 円、関連工事費 26,000 円)である。
壁面型墓所	一基当たり原価の総額は 1,403,526 円(主な内訳:用地費 660,000
	円、直接工事費 663,000 円、関連工事費 62,700 円)である。

霊園が公園の一部を構成し、都市公園の一環と位置付けられる墓園事業の性質を考慮し、公園の用地費や公園に関連する工事費に対して、公園の敷地面積全体に占める墓所の敷地面積の割合である 60%を乗じて、墓地の用地費等のイニシャルコストを見積もっている。

一方、ランニングコストは墓地管理手数料に対する原価として把握しており、当施設の使 用料の原価算定対象経費には含めていない。

#### ii) 現行の料金の設定方針

市は墓地の整備費用の全てを使用者が負担するという考えに基づき、用地費や工事費など各 墓所に割り当てて、1 ㎡、または、一基当たりのコストを算出し、使用料としている。

#### ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、早野聖地公園墓所の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 102.8%であり、標準的受益者負担割合(100%)と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

#### (3) 監査の結果

#### ① 墓所の用地費等のイニシャルコストの見積方法の明示(意見)

市は霊園が公園の一部を構成し、都市公園の一環と位置付けられる墓園事業の性質を考慮し、公園の用地費や公園に関連する工事費に対して、公園の敷地面積全体に占める墓所の敷地面積の割合とされる60%を乗じて、墓地の用地費等のイニシャルコストを見積もっている。

当使用料について敷地面積の割合に応じてイニシャルコストを見積もることには一定の合理性がある。しかし、この考え方を採用する使用料が他になく、その取扱いが「使用料・手数料の設定基準」又は『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』に明記されていない。当設定基準及び当作成要領では、個々の施設やサービスの内容を勘案して例外を採用するものについての定めがないが、例外を採用している場合は、その旨及びその理由を設定基準又は作成要領で明らかにしておくことが望ましい。

# 【14】緑ヶ丘霊園墓所使用料

#### (1) 概要

項目	内容
使用料の概要	緑ヶ丘霊園内の一般墓所の使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 霊園事務所
料金体系	一般墓所 1㎡につき250,000円
根拠法令・条例	川崎市墓地条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除無
利用回数の制限	川崎市民又は墳墓の祭祀の主宰者

(単位:千円)

(単位:件)

#### 【使用料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般墓所使用料	48,500	31,000	25,000

#### 【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
取扱件数	37	30	30

<sup>※</sup>取扱件数は、使用料の納入通知書の発送数としている

#### (2) 使用料に対する基本的な考え方

#### ① 使用料の算定方法

#### i)原価の算出方針及び金額

墓所は使用者個人に対して割り当てられた敷地という性質が強く、「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」施設とはいえないことから、イニシャルコスト(用地費、工事費など)を原価としている。

原価の総額は 1,530,821 千円 (内訳: 用地費 1,444,460 千円、工事費 86,361 千円) である。 用地取得及び造成工事時の実績額を用いて算定している。

また、市は霊園が公園の一部を構成し、都市公園の一環と位置付けられる墓園事業の性質を 考慮し、公園の用地費や公園に関連する工事費に対し、公園の敷地面積全体に占める墓所の敷 地面積の割合とされる 60%を乗じて、墓地の用地費等のイニシャルコストを見積もっている。 一方、ランニングコストは墓地管理手数料に対する原価としている。

#### ii) 現行の料金の設定方針

市は墓所の整備費用の全てを使用者が負担するという考えに基づき、用地費や工事費など墓 所に割り当てて、1 ㎡当たりのコストを算出し、その全額が負担できる水準として使用料を設 定している。

# ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、緑ヶ丘霊園墓所の平成 25 年度・平成 26 年度の平均 受益者負担割合(実績)は 102.8%であり、標準的受益者負担割合(100%)と $\pm 20\%$ 以内の 乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

# (3)監査の結果

【13】早野聖地公園墓所使用料(一般墓所、集合個別型墓所、壁面型墓所)にて記載した意見①は、当使用料にも該当する。

当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

# 【15】緑ヶ丘霊堂使用料

#### (1) 概要

項目	内容
使用料の概要	緑ヶ丘霊堂の使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 霊園事務所
料金体系	遺骨1体 32,000円
根拠法令・条例	川崎市霊堂条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除有
	・生活保護者
利用の制限	川崎市民又は祭祀の主宰者
	利用期間は20年(更新可能)

(単位:千円)

(単位:件)

### 【使用料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	25,056	28,288	28,304

### 【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
取扱件数	847	935	935

<sup>※</sup>取扱件数は、使用料の納入通知書の発送数としている

#### (2) 使用料に対する基本的な考え方

#### ① 使用料の算定方法

### i)原価の算出方針及び金額

霊堂も墓所と同様に使用者個人に対して割り当てられた敷地という性質が強く、「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」施設とはいえないことから、ランニングコストのみならずイニシャルコスト(整備費、用地費等)も原価としている。

原価の総額は、イニシャルコストが843,121千円(内訳:整備費264,932千円、用地費276,744千円、事業債利子293,780千円など)である。なお、旧霊堂の用地取得の実績から原価を見積もっている。

ランニングコストは、年間総額(実績)が 4,988 千円(内訳:維持管理費 2,700 千円、修繕費 2,000 千円など)である。

# ii) 現行の料金の設定方針

霊堂の整備費用、維持管理経費の全てを使用者が負担するという考え方に基づき、使用期間にわたり発生すると見込まれる整備費、用地費、起債利子、維持管理費、修繕費、光熱水費等を収蔵可能遺骨数に割り当てて、1体当たりコストを算出し、その全額が賄えるような水準として使用料を設定している。

#### ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、緑ヶ丘霊堂の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益 者負担割合(実績)は 102.8%であり、標準的受益者負担割合(100%)と±20%以内の乖離 にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

# (3)監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

# 【16】早野聖地公園・緑ヶ丘霊園墓所管理手数料

# (1) 概要

項目	内容
手数料の概要	・一般墓所に係る霊園内共用区域の除草、清掃及び管理料徴
	収等の維持管理経費に係る手数料
	・壁面型、芝生型、集合個別型墓所に係る芝刈り、墓所清
	掃、管理料徴収等の維持管理経費に係る手数料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 霊園事務所
料金体系	・一般墓所: 1 ㎡につき年額 700 円
	・壁面型墓所: 1 箇所につき年額 7,200 円
	・芝生型墓所: 1 箇所につき年額 7,200 円
	・集合個別型墓所: 1箇所につき年額 4,100 円
根拠法令・条例	川崎市墓地条例、同施行規則
手数料の減免	減額・免除無

# 【手数料の推移】

	平成 26 年度	平成27年度	平成 28 年度
早野聖地公園	60,876	60,634	61,899
緑ヶ丘霊園	95,619	94,663	94,165

(単位:千円)

(単位:件)

# 【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般(早野聖地公園)		4,973	5,067
壁面型( " )		3,684	4,006
芝生型 ( " )	38,501	2,074	2,073
集合個別型( " )		2,114	2,151
一般(緑ヶ丘霊園)		30,866	31,055

※平成 26 年度は、墓所種別毎の件数記録がないため、緑ヶ丘及び早野の全墓所 (一般、壁面型、芝生型、集合個別型) の合計件数である。

※取扱件数は、管理料の納入通知書発送件数及び窓口取扱数としている。

# (2)使用料に対する基本的な考え方

# ① 手数料の算定方法

# i)原価の算出方針及び金額

一般墓所	原価の総額(過去3年平均。時期は不明)は107,149千円(主な内
	訳:維持管理費(園內作業経費等)21,477千円、一般管理費(管理料徴収
	費等)12,970 千円、整備事業費(委託工事費等) 46,702 千円)である。
壁面型墓所	原価の総額(平成7年度、平成8年度募集予定の墓所1,000基に係る
	経費(見込み)から算出)は 7,219 千円(主な内訳:墓所内管理費(芝
	刈り) 2,195 千円、墓所内管理経費(墓所清掃、枯花取り) 2,996 千円、そ
	の他経費(管理料徴収、台帳管理、光熱水費等) 1,772 千円)である。
芝生型墓所	原価の総額(平成9年度から平成13年度募集予定の墓所2,000基に係
	る経費(見込み)から算出)は 14,422 千円(主な内訳:墓所内管理費
	(芝生管理) 2,633 千円、墓所内管理経費(芝生地内除草) 2,584 千円、墓
	所内管理経費(墓所清掃、枯花取り) 5,360 千円) である。
集合個別型墓所	原価の総額(平成9年度から平成19年度募集予定の墓所2,500基に
	係る経費(見込み)から算出)は9,250千円(主な内訳:墓所内管理
	経費(墓所清掃、枯花取り) 3,375 千円その他経費(管理料徴収、台帳管理、
	光熱水費等) 3,987 千円)である。

# ii)現行の料金の設定方針

一般墓所	原価の総額 107,149 千円を利用許可延べ面積 148,143 ㎡で除して、1 ㎡
	当たりの料金723円を算出し、端数処理により700円に設定。
壁面型墓所	原価の総額 7,219 千円を予定利用許可墓所数 1000 基で除して、1 基当
	たりの料金 7,219 円を算出し端数処理により 7,200 円に設定。
芝生型墓所	原価の総額 14,422 千円を予定利用許可墓所数 2000 基で除して、1 基当
	たりの料金 7,211 円を算出し端数処理により 7,200 円に設定。
集合個別型墓所	原価の総額 9,250 千円を予定利用許可墓所数 2250 基で除して、1 基当
	たりの料金 4,111 円を算出し端数処理により 4,100 円に設定。

# ② 手数料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、早野聖地公園・緑ヶ丘霊園公園墓所管理手数料の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 102.8%であり、標準的受益者負担割合(100%)と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

# (3)監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

#### (4)過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップ

以下に記載する平成21年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップを行った。

#### 長期滞納者への対応(監査の結果)

墓地管理料の徴収については、「納入通知書(納付書と通知書を兼ねたもの)」を毎年送付するという方法を採用している。

また、滞納者に対する督促は、毎年度、振込用紙に督促文書を添えて送付するという方 法を採用している。この方法は、職員自らが徴収に行くと余分なコストの発生が見込まれ ることを考慮したものである。しかし、5年間経過した未納の墓地管理料は、地方自治法 第236条第1項により時効となるため、不納欠損として処理している。

回収コストとの兼ね合いもあるが、5年間経過し時効となる前に、未納分の納付書を送付 し続けるのみだけでなく、不納欠損とさせない方策を検討すべきである。

この指摘を受けて、市は墓地管理手数料のコンビニ収納を開始し、また、平成 25 年の「川崎市無縁墳墓等整理要綱」の施行により、悪質な滞納者への使用許可の取消しを行っている。

その後の収納率の状況をみるため過去 5 年間の施設ごとの墓地管理手数料の収納率(=収入済額÷調定額)を確認した結果は下表のとおりである。現年度分は概ね 97%の水準で推移しているが、過年度分は低水準にとどまっており、かつ、早野聖地公園では 27.1%(平成 24年度)が 21.8%(平成 28年度)に、緑ヶ丘霊園では 28.0%(平成 24年度)が 19.3%(平成 28年度)に低下している。

#### 早野聖地公園

(千円) (%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
	現年度	62,705	60,994	0	1,711	97.3
平成28年度	過年度 (滞納繰越分)	4,142	905	362	2,875	21.8
	現年度	61,191	59,651	0	1,540	97.5
平成27年度	過年度 (滞納繰越分)	3,811	983	226	2,602	25.8
	現年度	60,820	59,325	0	1,495	97.5
平成26年度	過年度 (滞納繰越分)	4,174	1,552	306	2,316	37.2
	現年度	58,783	57,051	0	1,732	97.1
平成25年度	過年度 (滞納繰越分)	3,443	811	190	2,442	23.6
	現年度	57,361	55,915	0	1,446	97.5
平成24年度	過年度 (滞納繰越分)	2,933	796	139	1,998	27.1

緑ヶ丘霊園

					(千円)	(%)
年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
	現年度	95,592	92,528	0	3,064	96.8
平成28年度	過年度 (滞納繰越分)	8,489	1,636	650	6,203	19.3
	現年度	95,732	92,693	0	3,039	96.8
平成27年度	過年度 (滞納繰越分)	7,963	1,970	543	5,450	24.7
	現年度	95,977	92,945	0	3,032	96.8
平成26年度	過年度 (滞納繰越分)	8,218	2,673	608	4,937	32.5
	現年度	95,980	92,452	0	3,528	96.3
平成25年度	過年度 (滞納繰越分)	7,317	1,979	384	4,954	27.0
	現年度	96,026	93,103	0	2,923	97.0
平成24年度	過年度 (滞納繰越分)	7,312	2,045	620	4,647	28.0

団塊世代を中心とする墓地利用者の高齢化や相続発生が進む中で、今後も墓地管理費の滞納が増えることも予測される。コンビニ納付の導入という市の新たな取組みも評価できるが、あくまで債務者任せの徴収方法であり、また、現状のように毎年督促状を送り続けるだけでは滞納が膨れ上がるのを放置しかねない。これ以上長期滞納者を増やさないためにも滞納初期段階での迅速な対応が望まれる。

# 【17】放置自転車等返還手数料

#### (1) 概要

項目	内容
手数料の概要	市内で撤去した放置自転車等の保管・返還に係る手数料
所管局部課名	建設緑政局 自転車対策室
料金体系	自転車:1 台につき 2,500 円
	原動機付自転車:1 台につき 5,000 円
	自動二輪車:1台につき 10,000円
根拠法令・条例	川崎市自転車等の放置防止に関する条例、同施行規則
手数料の減免	減額・免除 有
	盗難された自転車等で撤去し、保管されたものの利用者等

(単位:千円)

#### 【手数料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料	54,105	51,090	41,185

# 【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
施設数	10 箇所	9 箇所	9 箇所
<返還台数>			
自転車	20,642 台	19,417 台	16,782 台
バイク	203 台	175 台	141 台
自動二輪車	3 台	5 台	4 台

#### (2) 使用料に対する基本的な考え方

#### ① 手数料の算定方法

## i ) 原価の算出方針及び金額

放置自転車等返還手数料に係る決算額を原価として集計している。原価総額は 153,604 千円であり、主な計上費目は撤去費用を含む委託費(7割程度)、土地借上料(3割程度)である。

#### ii) 現行の料金の設定方針

平成 13 年度の撤去費用の実績(自転車 244,461 千円、原動機付自転車 33,335 千円)を、それぞれの撤去台数(自転車 88,782 台、原動機付自転車 5,250 台)で除して一台当たりのコストを算出し、それをすべて賄う水準として手数料を設定している。

その際、近隣市区町村の手数料も参考にした。例えば、相模原市の手数料は、自転車 2,000 円、原動機付自転車 4,000 円となっている。

#### ② 手数料の改定・見直し

近隣市区町村とのバランス、引き上げによる返還率の低下の懸念などを考慮した結果、平成 28年度の全庁的見直しにおいて、料金の改定は必要ないと判断している。

#### (3)監査の結果

#### ① 手数料の改定の要否の検討について(意見)

現行の手数料は、平成13年度の撤去費用と撤去台数の実績に基づき、返還率100%(違反者が全員引き取りに来る状況)を前提として、コスト全額を違反者に負担させる水準で設定されている。

設定から 15 年が経過し、保管場所の再編や引き取り時間の短縮など運営方法の工夫を行った結果、コスト削減努力や放置自転車の減少等の成果が認められる。

一方で、放置禁止区域の増加など取締強化に伴うコストが増加している。

また、実際の返還率は6割程度で推移している。

返還されなかった自転車等は、一定のルールの下で売却し、売却収入も発生している。

放置自転車等返還手数料は、違法駐輪自転車の保管という行政サービスの受益という側面もさることながら、放置自転車に対するペナルティーの性格も有していると考えられる(盗難に対してはペナルティーの性格はないため、盗難自転車に対しては免除措置によって対応を図っている)。単純にコスト総額を違反者全員で負担するという考え方に照らすと、巡回コストをかければかけるほど放置自転車は減っていくが、その分手数料水準が上がっていくという状況になる。放置自転車が減ることによって受益するのは必ずしも違反者だけには限られず、歩道を利用する全員が享受するものであり、受益者負担という考え方になじまないものと考えられる。

また、平成13年度の料金設定当初と比べ市の放置自転車対策の環境は大きく変化している。このため、市は料金設定の前提となる考え方を整理したうえで、環境の変化を反映した料金改定の要否を検討すべきである。

# 【18】自転車等駐車場利用料

# (1)概要

項目			 内容				
· 大口	1 7/1						
使用料の概要	自転車等駐輪場を利用するにあたっての利用料						
所管局部課名	建設緑	建設緑政局 自転車対策室					
料金体系	利用の種別		対象自転車等 の種類	金額			
	一 時 利用	1日1回	自転車 原動機付自転 車及び対象自 動二輪車	300円			
	定期利用	1 箇月	自転車 原動機付自転 車及び対象自 動二輪車	5,100円			
		3 箇月	自転車 原動機付自転 車及び対象自 動二輪車	9,600円 14,400円			
	時間 利用	1回	自転車	2 時間以内は、無料とし、2 時間を超える場合にあっては、利用を開始してから 24 時間までごとに 500 円			
			原動機付自転 車及び対象自 動二輪車	2 時間以内は、無料とし、2 時間を超える場合にあっては、利用を開始してから24時間までごとに 750 円			
	<川崎	市営自転車等	· 駐車場利用料金	>			
	川崎市	自転車等の放	(置防止に関する	条例			
	第 22 多	条(利用料金 <sup>金</sup>	等)				
	第3項	利用料金の	額は、次の表に	定める金額の範囲内	にお		
	いて、	あらかじめ市	長の承認を得て	、指定管理者が定め	るも		
	のとす	る。					
根拠法令・条例	川崎市	自転車等の放	で置防止に関する	条例、同施行規則			
使用料の減免	減額・	免除 有					
	(免除	)					
	・生活	保護者					
	・身体	障碍者及びそ	の介添者				
利用回数の制限	無						

【使用料の推移】 (単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	1,487,664	1,482,173	1,480,669

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

#### 【利用率の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
施設数	140 箇所	140 箇所	140 箇所
<利用率>			
自転車	85.0%	84.5%	85.5%
バイク	77.5%	73.5%	70.8%

#### (2) 使用料に対する基本的な考え方

#### ① 使用料の算定方法

#### i)原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額(消耗品費など)を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 1,372,763 千円(主な内訳: 人件費 472,027 千円、管理費 327,436 千円、納付金 461,597 千円、その他事務費等 111,207 千円)である。

## ii) 現行の料金の設定方針

平成20年8月に、学識者、市民代表等で構成する「自転車等駐車場利用者の適正な負担のあり方検討会議」を設置し、この検討会議で「駐輪場の適正な料金設定と新たな管理運営に対する提言」が取りまとめられ、この提言を基本に、平成23年2月「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」を策定した。

その中で、下記の実施施策が掲げられている。

- ア) 短時間利用駐輪場の導入
- イ) 周辺環境・施設特性に応じた料金の導入
- ウ) 利用しやすい定期料金の設定
- エ) 指定管理者制度の導入
- オ) 保管所の管理運営の効率化
- カ)駐輪場の適切な補修・整備と利用者負担の見直し
- キ) 民間事業者による駐輪場の整備促進
- ク) 鉄道事業者や商業施設事業者と連携した駐輪場整備などの取組推進

これらの施策のうち、イとエの具体的な対応として、市内の駐輪場を南部(川崎区・幸区)、 中部(中原区・高津区・宮前区)、北部(多摩区、麻生区)の3ブロックに分け、ブロックご とに指定管理者が駐輪場の管理運営を行った。

また、駐輪場の料金についてもア、イ、ウの施策を反映したきめ細やかな料金設定を行った。

#### ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、自転車等駐車場利用料の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)が 104.1%であり、標準的受益者負担割合(100%)と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

各駐輪場については、「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」の考え方に基づき施設の特性を勘案し、条例の範囲内において設定した指定管理者からの料金を市が承認し、指定管理者が定めることとなっている。

今後の料金改定については、各駐輪場の利用状況等を考慮し、指定管理者からの提案の都度 改定の検討を行う。

#### (3)監査の結果

#### ① 原価の算出における納付金の取扱いについて(指摘)

原価の算出にあたって、市は指定管理者の支出額を原価として集計している。

この支出額には、指定管理者が市に納付する納付金も含まれている。納付金は近年約 450 百万円で推移しており、市が支出する駐輪場管理運営費(約 150 百万円)、放置自転車対策費(約 200 百万円)、新規駐輪場整備事業の財源に充当されている。このうち、駐輪場管理運営費は当該利用料の原価に含まれるべきものであるが、これは、管理運営費に充当された際に、原価として計上すべきである。一方、放置自転車対策費は放置自転車返還手数料の原価に含まれるべきものである。また、新規駐輪場整備事業費については施設のイニシャルコストとして取り扱われるべきものである。このため市は、納付金を現行の原価から全額控除したうえで、駐輪場の管理運営費を市の支出として原価に加算すべきである。

#### ② 駐輪場の適正な料金改定について(意見)

市は「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」に基づき、地域・施設特性に基づくきめ細やかな料金設定や指定管理者制度の導入を行っている。

市では、今後の料金改定については、指定管理者の提案を受けながら検討していくこととしている。しかし、料金体系が駐輪場の規模や立地、利用環境によって異なっており、複雑であることから、今後の料金の改定にあたっては、指定管理者の提案に過度に頼りすぎることなく、市が主体となって料金見直しを検討することが求められる。

#### ③ 駐輪場の適正な配置の検討について(意見)

市は平成23年2月に「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」を策定し、駐輪

場の利用促進や利用率の平準化を目的として、市内一律の利用料金を改め、施設の周辺環境や地域特性に応じた料金を設定している。

しかし、駐輪場の利用率は市内約 140 か所の駐輪場のうち 14%の施設(産業道路駅周辺自転車等駐車場第 2 施設)から 167%の施設(武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場第 4 施設(B区画))までばらつきが大きい。「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」において市は、利用率の平準化を図るために駐輪場の利便性向上に向けて、今後も継続的に検討を行い利用率格差を改善することが望まれる。

# 【19】証明閲覧手数料

# (1) 概要

項目	内容
手数料の概要	図面の、閲覧又は写しを取得するにあたっての手数料(道水
	路台帳平面図及び公図)
	土地境界査定原図抄本の発行手数料
	土地境界承諾書の発行手数料
	道路幅員証明の発行手数料
所管局部課名	建設緑政局 道路管理部 管理課
料金体系	閲覧1件300円、写しの交付1面10円(道水路台帳平面図
	及び公図)
	証明距離 10mにつき 300円(土地境界査定原図抄本)
	1件につき 300円(土地境界承諾書・道路幅員証明)
根拠法令・条例	川崎市手数料条例第2条第284・285項、第5条
	【参考】
	川崎市保管土地図及び川崎市道水路台帳平面図の閲覧に関す
	る処理要綱第3条
	土地境界査定取扱規則第 10 条
手数料の減免	減額・免除有
	官公庁からの請求による時

# 【手数料の推移】

平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 手数料 9,897 9,892 10, 343

(単位:千円)

# 【利用件数の推移】

(単位:件) 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 道水路台帳平面図 閲覧 24,098 24, 264 25, 125 写し 1, 251 1,093 1, 186 公図 閲覧 596 512 459 写し 61 31 10 土地境界査定原図抄本 1, 193 1, 235 1,360 土地境界査定承諾書 2 3 1 道路幅員証明 137 134 133

#### (2)使用料に対する基本的な考え方

#### ① 手数料の算定方法

#### i) 原価の算出方針及び金額

手数料事務 1 件当たりの作業時間を 12 分と見積もり、年間の処理件数実績から年間総処理時間を見積もっている。当該処理時間に時間当たり平均職員給与を適用して、人件費を算出している。平成 28 年度の原価の総額は 11,147 千円であり、主な内訳は人件費 11,053 千円である。

#### ii) 現行の料金の設定方針

平成 11 年度に 200 円から 300 円に手数料条例を改正したが、改定時の料金の計算根拠は不明であった。

#### ② 手数料の改定・見直し

平成 11 年度に現在の料金に改定された。受益者負担割合は過去 3 年間において 93%から 95%程度で推移しており、大きな変動がない。このため、平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、料金の見直しはなされていない。

#### (3) 監査の結果

#### ① 人件費算出の基礎となる1件当たり処理時間の設定根拠の明確化について(意見)

市では、1件当たりの事務処理を12分と見積もって原価を算出し、見積り時間は定期的に 見直している。

しかし、当該見積り時間 12 分の算出根拠が不明確である。見積り時間は、1 分変動すると原価が 8%程度変動するため、算出根拠を明確にする必要がある。

今後電子化に伴う省力化の進展などにより、事務作業を取り巻く環境は変化していくと思われるため、検証可能な時間算出根拠の整備が必要である。

# 区 港湾局

# 【1】ふ頭用地使用料

#### (1) 概要

項目	内容
使用料の概要	ふ頭用地(港湾施設用地で港湾の用に供するための土地(更
	地)) の貸付けの使用料
所管局部課名	港湾局 経営企画課
料金体系	欄外に記載(*)
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除有
	ふ頭用地使用料の減免基準を参照のこと
利用回数の制限	無

#### (\*)ふ頭用地使用料は、川崎市港湾施設条例別表第1に以下のとおり定められている。

工事のための一時作業所又は工事用材料置場	1月1㎡までごとに	170 円
港湾貨物の一時置場	1月1㎡までごとに	120 円
事務所及びその附帯施設	1月1㎡までごとに	290 円

#### 【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成28年度
一般会計	316, 942	312, 959	310, 118
特別会計	276, 913	272, 467	271, 851

ふ頭用地使用料のうち、電柱等の目的外使用に係るものは、受益者負担割合を考慮せずに使 用料を決定する目的外使用のものであるため、監査対象外とした。

平成6年度に閉鎖した港湾埋立事業特別会計で執行・管理されてきた財産等は、「港湾埋立事業特別会計の閉鎖に伴う平成7年度からの取扱いについて(通知)」(平成7年4月6日付)により、一般会計に帰属するものと特別会計に帰属するものに区分された。当該通知の関係資料である「港湾埋立事業特別会計の財産帰属先一覧表」によると、例えば、港湾整備のために特定の財源で整備するものや地方財政法の港湾整備事業の一部である埋立事業から発生した財産は特別会計に属し、それ以外の財産は一般会計に属する。

# 【利用件数の推移】

(単位:件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般会計	522	578	622
特別会計	136	203	222

#### (2) 使用料に対する基本的な考え方

#### ① 使用料の算定方法

#### i)原価の算出方針及び金額

港湾局(港湾振興会館以外)では、原価計算表を作成していない。これは、港湾施設(川崎 市港湾施設条例第3条に規定)は公の施設に該当するものの、公の施設の標準的受益者負担割 合を設定していないことを理由としている。

ただし、港湾施設に関しては、健全な港湾運営を図る目的から、別途、数年に1回、原価計 算や他港調査等に基づく使用料の見直し又は検証を行っている。

一方で、港湾法第49条16に基づく港湾管理者の財政収支状況報告を毎年作成し、国土交通 大臣に提出している。

平成 28 年度の財政収支状況報告によると、港湾全体の総支出(一般会計・特別会計いずれ も含む) は 5,637,055 千円 (主な内訳: 人件費 1,008,707 千円、港湾環境整備・保全費 986,220 千円、施設運営費839,148千円)である。

#### ii) 現行の料金の設定方針

「工事のための一時作業所又は工事用材料置場」、「港湾貨物の一時置場」、「事務所及びその 附帯施設」は、原価計算を行い、他港の状況等を考慮して料金を設定する。現行の料金設定方 針は以下の通りである。

使用料名称	現行の料金の設定方針
工事のための一時作業所	倉庫用地使用料に準じて 170 円/m²・月とした。倉庫用地使用
又は工事用材料置場	料は【3】参照。
港湾貨物の一時置場	ふ頭用地としての港湾貨物の置き場は、荷さばき地(1 級 270
	円、2級180円)とほぼ同じ使用形態をとっているが、設備投
	資はほとんどない。このため、機能的に最も類似している荷さ
	ばき地使用料との格差 2/3 (180円/270円) と施設の整備程度
	を参考に 120 円/㎡・月 (180 円×2/3) とした。荷さばき地使
	用料は【2】参照。
事務所及びその附帯施設	道路占用料の平均改定率及び港湾局管理の土地の賃料を設定す
	る際の鑑定評価を参考として料金を設定。平成9年の道路占用
	料平均改定率 16% (平成 9 年) を基に 290 円/月 (250 円×
	1.16=290 円)とした

<sup>16</sup> 港湾法

(収支報告)

第四十九条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、国土交通省令で定めるところによ り、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表しなければならない。 2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、前項の報告の写しの提出を求めること ができる。

# ② 使用料の改定・見直し

平成28年度の全庁的見直しにおいて、標準的受益者負担割合の表に記載がある公の施設の みが検討対象となっており、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

#### (3) 監査の結果

#### ① 利用実態の把握について(意見)

港湾施設については申請書類等から利用実績(利用件数、利用時間、利用日数・月数等)を把握しているが、これを経常的に経年データ等にまとめて整理し、利用実態を分析した上で、港湾施設のさらなる活用等につなげるまでには至っていない。

利用実態をより詳細に把握することで、港湾施設の最適キャパシティーの把握や空きスペースの有効活用等、資源の最適配分に役立つと考えられる。

#### ② 港湾に係る各使用料の料金の見直しを実施すべき (意見)

港湾施設に係る各使用料とは、【1】から【7】に記載した各使用料を指す。

【1】から【7】に記載した通り、港湾に係る各使用料は、【1】のふ頭用地使用料を除き、近年、料金改定がされていない。料金改定は、近隣他港との均衡や、港湾施設を利用する利用者への影響等を十分に考慮して慎重に判断する必要があることが要因として挙げられる。

港湾局で平成27年度に使用料見直しを検討した際に原価計算した結果、現状の使用料より も原価が上回るものもいくつか見受けられた。原価のうち、維持補修費や減価償却費の占め る割合が高い施設において、こうした傾向が見られる。

上述した事情はあるものの、今後は、これまで用いてきた消費者物価指数等に加えて、「使用料・手数料の設定基準」に示された「標準的な受益者負担の考え方」も参考にしつつ、より適切な使用料の設定のための見直しを検討すべきと考えられる。

# 【2】荷さばき地使用料

# (1) 概要

項目	内容
使用料の概要	荷さばき地(貨物の荷さばき又は保管が行われる場所(土地))
	の利用料。川崎港コンテナターミナル内施設を 1 級、その他
	在来施設を2級としている。
所管局部課名	港湾局 経営企画課
料金体系	アー般利用
	(ア)初日から15日まで:1日1㎡までごとに 1級荷さばき
	地 9円、2級荷さばき地 6円
	(イ)16日以後:1日1㎡までごとに 1級荷さばき地 18円、
	2級荷さばき地 12円
	イ 専用利用
	1月1㎡までごとに 1級荷さばき地 270円、2級荷さばき
	地 180円
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除有
	要綱により減免の対象・期間・減免額等が定められている。
	減免要綱は多岐にわたるため、詳細の本報告書への記載は省
	略する。
利用回数の制限	無

# 【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般会計	796,288	770,871	733,848
特別会計	147,744	167,428	177,158

# 【利用件数の推移】

(単位:件)

	平成 26 年度	平成27年度	平成 28 年度
一般利用	4,411	5,002	3,361
専用利用	19	26	28

# (2)使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

i)原価の算出方針及び金額

原価の算出方針及び金額は港湾全体で把握している。詳細は【1】(2) ① i ) 参照。

# ii) 現行の料金の設定方針

現行の料金設定方針は以下の通り。

使用料名称	現行の料金の設定方針
1級荷さばき地使用料	コンテナ施設の新設にあたって発生した原価を基礎としている
(平成8年4月新設)	が、川崎港の振興対策上、競合する他港との均衡も考慮して設
	定した。
2級荷さばき地使用料	・港湾施設使用料は、原価を積み上げた金額を基礎としている
(平成4年4月改正)	が、原価計算の結果(1 日 1 ㎡につき 6.87円)、現行料金(1 日
	1㎡につき 5.0円)と原価の格差が非常に大きく、原価計算値
	をそのまま改訂に結び付けることは、利用者の負担が大きくな
	りすぎるため、市内消費者物価指数の上昇率 12.5%(平成 3 年
	3月は、昭和60年を100とした総合指数で112.5)による数値
	(1日1㎡につき 5.62円) を基本とした。
	・競合する近隣港(東京港:1 日 1 ㎡につき 5.5 円、横浜港:
	1 日 1 m <sup>2</sup> につき 10.0 円)との均衡も考慮して改定額を 1 日 1
	㎡につき 6.0 円とした。

# ② 使用料の改定・見直し

平成28年度の全庁的見直しは、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

# (3)監査の結果

【1】 ふ頭用地使用料にて記載した①~②の意見は、当使用料にも該当する。 当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

# 【3】倉庫用地使用料

# (1) 概要

項目	内容
使用料の概要	倉庫用地(倉庫の用に供されるための更地)の利用料
所管局部課名	港湾局 経営企画課
料金体系	1月1㎡までごとに 170円
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除無
利用回数の制限	無

(単位:千円)

(単位:件)

# 【使用料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般会計	120,039	115,545	102,061
特別会計	35,118	35,118	35,118

# 【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件数	3	6	3

(注) 倉庫用地は、千鳥町 2 件、東扇島 1 件の許可を行っている。平成 27 年度については、川崎臨港倉庫埠頭株式会社との土地交換に伴い年度途中で期間を分けて許可を行った。

#### (2) 使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

i)原価の算出方針及び金額 原価の算出方針及び金額は港湾全体で把握している。詳細は【1】(2)①i)参照。

# ii) 現行の料金の設定方針

現行の料金設定方針は以下の通り。

使用料名称	現行の料金の設定方針
倉庫用地使用料	・倉庫用地使用料は、原価を積み上げた金額を基礎としているが、
(平成4年10月改正)	原価計算の結果(1 月 1 ㎡につき 229.53 円)、現行料金(1 月 1 ㎡
	につき 150.00円)と原価の格差が非常に大きく、原価計算値をそ
	のまま改訂に結び付けることは、利用者の負担が大きくなりすぎ

るため、市内消費者物価指数の上昇率 12.5%(平成 3 年 3 月は、昭和 60 年を 100 とした総合指数で 112.5)による数値(1 月 1 ㎡につき 168.75 円)を基本とした。

・競合する近隣港(横浜港: 1 月 1 ㎡につき  $150\sim280$  円)との均 衡も考慮して改定額を 1 月 1 ㎡につき 170.00 円とした。

## ② 使用料の改定・見直し

平成28年度の全庁的見直しは、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

# (3)監査の結果

【1】ふ頭用地使用料にて記載した①~②の意見は、当使用料にも該当する。 当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

# 【4】港湾環境整備施設等使用料

# (1) 概要

項目	内容				
使用料の概要	行商、募金、写真の撮影、映画の撮影、興業等により港湾環				
	境整備施設(公園等)を使用すること、港湾環境整備施設内				
	の駐車場、照	の駐車場、照明施設及びバーベキュー施設の使用料。			
所管局部課名	港湾局 経営	企画課			
料金体系	種別	]	単位	金額	
				(円)	
	駐車場	普通自動車	3h 未満	200	
		1日1台1回	3h 以上 5h 未満	400	
			5h 以上 8h 未満	600	
			8h 以上	800	
		大型自動車	3h 未満	400	
		1日1台1回	3h 以上 5h 未満	800	
			5h 以上 8h 未満	1,200	
			8h 以上	1,600	
	バーベキ	かまどなし	1箇所1回	500	
	ュー施設	かまど付き	1 箇所 1 回	1,000	
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則				
使用料の減免	減額・免除	無			
利用回数の制限	無				

# 【使用料の推移】

平成 26 年度平成 27 年度平成 28 年度駐車場 (一般会計)28,71428,45729,729バーベキュー施設<br/>(一般会計)3,3503,3323,096

# 【利用件数の推移】

(単位:件)

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場(台)	89,720	87,789	91,385
バーベキュー施設(回数)	2,304	2,362	2,211

# (2)使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

i)原価の算出方針及び金額 原価の算出方針及び金額は港湾全体で把握している。詳細は【1】(2)①i)参照。

# ii) 現行の料金の設定方針

使用料名称	現行の料金の設定方針			
駐車場使用料	ア 港湾緑地の駐車場(有料駐車場)			
(平成 20 年 3	① 告示予定面積 14,994 ㎡			
月設定)	② 予定収容台数	:普通自動車 369 台	古大型自動車6 台(	普通自動車 381
	台相当)			
	③ 過去3 年(平	Z成 15~17 年度) ♂	港湾環境整備施設に係	系る1 ㎡当たり
	の原価計算 年間	3,763 円 (財政収3	支報告書上の経費+普	通財産貸付時の
	地代相当額)→1	日当たり10円		
	④ 駐車場管制機	器に係る経費 年間	15,671,520 円 (駐車	場管制機器リー
	ス、保守及び通信	言料 1 基当たり年間	引 5, 223, 840 円×3 基	基) →1 日当た
	り 42,935 円			
	原価計算 (③×①+④)/②=506 円 (1 日 1 台あたり)			
	イ 東扇島におけ	る近隣施設(港湾振	興会館駐車場) の使用	用料の事例
	種 別	Z	区 分	
	普通自動車駐車料	1月1台1回	3h 未満	200
			3h 以上5h 未満	400
	4-49		5h 以上	600
		1 日 1 台 1 回	3h 未満	400
	八至日勤中紅		3h 以上5h 未満	800
			5h 以上	1,200
	上記ア・イに基づ	づき、現行の料金体	系とした。	
バーベキュー	ア 原価計算			
施設使用料	① 過去3年(平成15~17年度)の港湾環境整備施設に係る1 ㎡当たり			
(平成 20 年 3	の原価計算 年間 3,763 円(財政収支報告書上の経費+普通財産貸付時の			
月設定)	地代相当額)			
	→1 日 1 ㎡当たり 10 円、1 回 1 区画当たり 166 円(=10 円×1/6 日×100			
	m²)			
	② 東公園全体の管理人はバーベキュー施設開設時間内に、1名で対応。			
	管理人 1 名当たりの年間費用見込 9,402,400 円			

バーベキュー開設 1 回当たり 22,019 円  $(9,402,400\ P/427\ P)$  管理人の業務割合を、かまど付き:かまどなし:道具貸出し=1:1:1 と 想定。

#### →管理人費

かまど付き 1 区画当たり 733円 (=(22,019円÷3)÷10 区画) かまどなし 1 区画当たり 366円 (=(22,019円÷3)÷20 区画) (注) 427回は年間想定利用回数

### ③ かまどの減価償却費

取得価格 (1 基あたり) 668,000 円 (耐用年数 40 年) 1 回当たり 39 円相当 (=668,000 円÷40 年÷427 回)

原価計算 1 回1 区画当たり

かまど付き ①+②+③=938 円、かまどなし ①+② =532 円

## イ 近隣施設の事例

	かまど	使用料	設備	
	の有無			
野島公園	かまど	1 炉 1,200 円	なし	
(横浜市)	付き			
海の公園	かまど	1 区画 1,500 円	こん炉	
(横浜市)	なし	土休日 2,000 円	(鉄板付)	
			使用料 1,000 円	
東京都海上公園	バーベキュー可能なエリアの指定のみで施設及び			
	設備はない			

### 上記ア・イに基づき、現行の料金体系とした。

### ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しは、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

#### (3) 監査の結果

【1】ふ頭用地使用料にて記載した①~②の意見は、当使用料にも該当する。 当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

# 【5】上屋使用料

# (1) 概要

項目	内容			
使用料の概要	上屋とは、貨物の荷さばき又は保管が行われる場所で、建物の			
	ことであり、当該建物を利用するにあたっての使用料			
	1級2級の区分は、荷重制限による。			
所管局部課名	港湾局 経営企画課			
料金体系	ア 初日から15日まで			
	1日1㎡までごとに 1級上屋 17円、2級上屋 16円			
	イ 16日から30日まで			
	1日1㎡までごとに 1級上屋 34円、2級上屋 32円			
	ウ 31 日以後			
	1日1㎡までごとに 1級上屋 68円、2級上屋 64円			
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則			
使用料の減免	減額・免除無			
利用回数の制限	無			

# 【使用料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料 (特別会計)	54, 497	60, 133	54, 248

(単位:千円)

(単位:件)

### 【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	615	664	588

# (2)使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

i)原価の算出方針及び金額 原価の算出方針及び金額は港湾全体で把握している。詳細は【1】(2)①i)参照。

# ii) 現行の料金の設定方針

現行の料金設定方針は以下の通り。

使用料名称	現行の料金の設定方針		
上屋使用料	・港湾施設使用料の改定は、原価を積み上げた金額を基礎とし		
(平成4年10月改正)	ているが、原価計算の結果(1 級上屋:1日1㎡につき 25.76		

円 2 級上屋:1日1㎡につき22.35円)、現行料金(1 級上屋:1日1㎡につき16.00円2級上屋:1日1㎡につき15.00円)と原価の格差が非常に大きく、原価計算値をそのまま改訂に結び付けることは、利用者の負担が大きくなりすぎるため、市内消費者物価指数の上昇率12.5%(平成3年3月は、昭和60年を100とした総合指数で112.5)による数値(1級上屋:1日1㎡につき18.00円2級上屋:1日1㎡につき16.87円)を基本とした。

・競合する近隣港(1 級上屋:1日1㎡につき19.50円2級上屋:1日1㎡につき14.00円、東京港参照)との均衡も考慮して改定額を1級上屋:1日1㎡につき17.00円2級上屋:1日1㎡につき16.00円とした。

### ② 使用料の改定・見直し

平成28年度の全庁的見直しは、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

### (3) 監査の結果

【1】ふ頭用地使用料にて記載した①~②の意見は、当使用料にも該当する。 当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

# 【6】事務所使用料及び事務所附帯施設使用料

# (1)概要

項目	内容
使用料の概要	事務所及び事務所附帯設備の利用にあたっての使用料
所管局部課名	港湾局 経営企画課
料金体系	【事務所使用料】
	1月1㎡までごとに 1級事務所 3,000円
	2級事務所 1,700円
	【荷役機械置場使用料】
	1月1㎡につき 350 円
	【事務所附帯施設使用料】
	ア 作業員詰所 1月1㎡でごとに 700円
	イ 荷役機械置場 1月1㎡までごとに 350円
	ウ プロパン格納庫 1月1㎡までごとに 700円
	エ ゲート関連施設 1月1㎡までごとに 1,700円
	オ メンテナンスショップ 1月1㎡までごとに1,400円
	カ シャーシー置場 1月1区画 10,000円
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除有
	荷さばき地の使用料は以下の要綱により減免対象・減免期
	間・減免額等が定められている。減免要綱は多岐にわたるた
	め、詳細の本報告書への記載は省略する。
	・川崎港コンテナターミナルへの RTG 導入促進に係る港湾施
	設使用料の減免に関する要綱
利用回数の制限	無

【使用料の推移】 (単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1級事務所(特別会計)	33, 582	38, 588	40, 704
2級事務所(特別会計)	50, 112	2, 342	1, 388
荷役機械置場(特別会計)	17, 397	17, 067	17, 871
ゲート関連施設 (特別会計)	815	815	815
メンテナンスショップ(特別会計)	1, 422	1, 422	931
シャーシ置き場(特別会計)	12, 214	13, 413	14, 482

【利用件数の推移】 (単位:件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1級事務所	8	9	12
2級事務所	31	2	1
荷役機械置場	15	14	14
ゲート関連施設	1	1	1
メンテナンスショップ	2	2	1
シャーシ置き場	7	5	7

# (2)使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

i)原価の算出方針及び金額 原価の算出方針及び金額は港湾全体で把握している。詳細は【1】(2)①i)参照。

# ii) 現行の料金の設定方針

現行の料金設定方針は以下の通り。

使用料名称		現行の料金の	)設定方針		
1級事務所、ゲート関	・コンテ	ナ施設の新設にあたって	発生した原価を基	基礎としている	
連施設、メンテナンス	が、川崎洋	<b>巻は、コンテナバースの供</b>	は用としては後発浴	巷であり、振興	
ショップ	対策上、利	川用しやすい料金体系づく	りが必要である	ため、競合する	
(平成8年4月改正)	他港との	均衡も考慮し、現行使用#	学体系とした。		
2 級事務所・荷役機械	•原価計算	草の結果と原価の格差が非		E計算値をその	
置場	まま改訂	に結び付けることは、利	用者の負担が大き	くなりすぎる	
(平成8年4月改正)	ため、市内	羽消費者物価指数の上昇率	図を踏まえた数値 2 である できまる こうだい かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしゅう しゅう かんしゅう しゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	を基本とし、競	
	合近隣港	との均衡も考慮して、現行	う使用料体系とし	た。	
シャーシ置場	・原価計算	・原価計算、近隣港比較及びコンテナターミナルの事務所附帯施設			
	として、シャーシ置場は港湾振興上不可欠であることと、現行料金				
	とを鑑み、	1月1区画10,000円	(税抜き)とした	÷ -0	
		類似施設の条例上の位	区分	金額	
	置付け				
	横浜市 駐車施設 車両置場 1 区画 10 ㎡を 18,000 円				
	超える場合				
	1 台1 月ごとに				
	東京都	コンテナ搬送用台車置場	1月1㎡ごとに	360 円	

以下、参考として他港との比較を行った場合の川崎港の状況を示す。

	原価計算による 6 大港の同使用形態におけ		類似施設(川崎港)
	使用料	る料率	
1級事務所(1月1 m²	3,372 円	最低料率(北九州港、下関	共同事務所(2級
までごと)		港)721 円	事務所)1,700円
		最高料率(横浜港)普通財	
		産貸付 2,600 円	
ゲート関連施設(1月	1,805 円	最低料率 (大阪港)	共同事務所 1,700
1 m²までごと)		附带事務所 680 円	円
		最高料率(神戸港)	作業員詰所 700 円
		事務室その他 1,401 円	自動車台ばかり
			1 回 600 円
メンテナンスショッ	1,439 円	事務室その他 1,401円(神	1 級上屋使用料
プ (1月1 m²までご		戸港)	~15 日 17 円/日
と)			(510 円/月)
			16~30 日 34 円/
			日(510 円/月)

# ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しは、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

# (3) 監査の結果

【1】ふ頭用地使用料にて記載した①~②の意見は、当使用料にも該当する。 当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

# 【7】 ガントリークレーン使用料・トランスファークレーン使用料

### (1) 概要

項目	内容
使用料の概要	ガントリ― (コンテナ) クレーン17及びトランスファークレー
	ン18の利用にあたっての使用料
所管局部課名	港湾局 経営企画課
料金体系	ガントリークレーン 1台30分までごとに 43,500円
	トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除有
	要綱により減免対象・減免期間・減免額等が定められている。
	減免要綱は多岐にわたるため、詳細の本報告書への記載は省
	略する。
利用回数の制限	無

# 【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ガントリークレーン	48, 718	71, 726	71, 746
(特別会計)			
トランスファークレーン	40, 337	53, 594	56, 116
(特別会計)			

### 【利用件数の推移】

(単位:件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ガントリークレーン	719	816	819
トランスファークレーン	1,336	1,526	1,555

# (2) 使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

i)原価の算出方針及び金額

原価の算出方針及び金額は港湾全体で把握している。詳細は【1】(2)①i)参照。

<sup>17</sup> コンテナクレーンとは、船舶への貨物の積卸しを行う軌道走行式の荷役機械である。

<sup>18</sup> トランスファークレーンとは、コンテナターミナルの荷さばき地等において、コンテナの搬出入や、保管、移動等に使用する橋型のクレーンである。

# ii) 現行の料金の設定方針

現行の料金設定方針は以下の通り。

使用料名称	現行の料金の設定方針
ガントリークレーン使用	・コンテナ施設の新設にあたって発生した原価を基礎としてい
料	るが、川崎港は、コンテナバースの供用としては後発港であり、
(平成8年4月設定)	振興対策上、利用しやすい料金体系づくりが必要であるため、
	競合する他港との均衡も考慮して設定し、料金は経過措置を設
	けた。
	→43, 500 円 1 台 30 分までごと(経過措置 : 初年度 35, 000 円、
	3 年度 39,500 円、5 年度以降 43,500 円)
トランスファークレーン	・使用料の算定は、減価償却費、軌道敷地の地代及び維持管理
使用料	経費(保守点検費、電気代等)から算定し、2,800円(税別)
(平成 16 年 10 月設定)	とした。
	$325,666,723$ 円 (基礎単価) $\div 8$ 台 $\div 7,368$ h $\div 2$ (30/60 分) =
	2, 763 円→2, 800 円 1台 30 分までごと

# ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しは、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

# (3)監査の結果

【1】ふ頭用地使用料にて記載した①~②の意見は、当使用料にも該当する。 当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

# 【8】港湾振興会館施設利用料

# (1)概要

<b></b>		
項目	内容	
使用料の概要	港湾振興会館の各施設を利用するにあたっての利用料	
所管局部課名	港湾局 川崎港管理センター港湾管理課	
料金体系	欄外に記載	
根拠法令・条例	川崎市港湾振興会館条例、同施行規則	
使用料の減免	減額・免除有	
	施設(展望室を除く。)及び設備の利用料金	
	(5 割減額)	
	・国又は地方公共団体が、公用又は公益事業の用に供するた	
	め利用する場合	
	(その都度定める額)	
	・港湾の振興対策上特に必要があると認める場合	
	展望室の利用料金	
	(免除)	
	・学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する市	
	内の学校(大学を除く。)が行う教育活動に参加する児童及	
	び生徒並びに引率者	
	・児童福祉法(昭和 22 法律第第 164 号)第 10 条に規定する	
	市内の児童福祉施設が行う活動に参加する者及び引率者	
	・市内に居住する者で身体障害者手帳の交付を受けている者	
	及び付添者	
	・市内に居住する者で老人福寿手帳の交付を受けている者	
	(5 割減額)	
	・国、地方公共団体が、公用又は公益事業の用に供するため	
	利用する場合	
	(その都度定める額)	
	・港湾の振興対策上特に必要があると認める場合	
利用回数の制限	無	

料金体系は下記の通り。下記の他に駐車場利用料がある。

# 【港湾事務室利用料】

単位	金額	
1月1㎡まで毎に	3,000 円	

# 【会議室及び研修室利用料】

(単位:円)

			金	額		
	種別		午前	午後	夜間	全日
↑里万リ		9 時~12 時	1 時~5 時	6 時~9 時	9 時~9 時	
	第1会議室		16,800	26,600	26,600	70,000
	第2・3・4会議室		800	1,200	1,200	3,200
会議室	会   第 5 · 6 会議室		3,400	5,300	5,300	14,000
王	第7会議室		4,600	7,200	7,200	19,000
和室		1,200	1,800	1,800	4,800	
研修	研区画しない場合		3,000	5,000	5,000	13,000
修室	区画する場合	第1・2会議室	1,500	2,500	2,500	6,500

# 【体育室利用料】

(1) 専用利用料

(単位:円)

			金智	頂		
	区分		午前	午後	夜間	全日
	<u> </u>		9 時~12 時	12 時 30 分~ 4 時 30 分	5 時~9 時	9時~9時
	アマチュ) 用する場	アスポーツに利 合	3,000	4,500	7,500	15,000
営利を目的としない場合	その他 の利用	対価の支払を 受けないで催 しを行う場合	6,000	9,000	15,000	30,000
<b>一</b> 河口	の場合	対価の支払を 受けて催しを 行う場合	12,000	18,000	30,000	60,000
営利を目	的とするな	場合	30,000	45,000	75,000	150,000

(2) 個人利用料 (単位:円)

	金額		
区分	昼間	夜間	
	9 時~4 時	5 時~9 時	
15歳以上の者(中学生を除く。)	200	200	
15 歳未満の者(学齢に達しない者を除く。)及び 15 歳以上の中学生	100	100	

# 【テニスコート及び照明施設利用料】

(単位:円)

種別	単位	金額
テニスコート	1面1回(1時間以内)	600
テニスコート照明施設	1面1回(1時間以内)	800

# 【ビーチバレー場及び照明施設利用料】

(単位:円)

種別	単位	金額
ビーチバレー場	1面1回(1時間以内)	600
ビーチバレー場照明施設	1面1回(1時間以内)	800

# 【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
港湾事務室利用料	34,844	35,244	35,244
会議室及び研修室	3,142	3,679	4,367
体育室	4,116	3,899	3,429
テニスコート	8,912	10,062	10,525
ビーチバレー場	959	997	1,588

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

# 【利用率の推移】

(単位:%)

	平成 26 年度	平成27年度	平成 28 年度
港湾事務室利用料	100	100	100
会議室及び研修室	約 17	約17	約 15
テニスコート	約 51	約 58	約 65
ビーチバレー場	約 24	約 34	約 45
体育室	約 55	約 65	約 54

### (2) 使用料に対する基本的な考え方

#### ① 使用料の算定方法

i)原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される収支決算書に計上されている経費合計額及び市で支出した経費の額(消耗品費等)を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 202,699 千円(主な内訳:委託費 110,651 千円、人件費 39,526 千円、電気料 20,303 千円、修繕費 17,091 千円)である。

#### ii) 現行の料金の設定方針

#### 【港湾事務室利用料】

算出の前提は以下の通り

# 算出の根拠

会館建設費:6,432,322,000 円

耐用年数:65 年

会館延床面積:12,076.70 m<sup>2</sup>

管理経費:140,000,000 円

港湾施設用地(価額): 144,037,876,000 円

港湾施設用地(面積): 1,078,035 m<sup>2</sup>

行政財産使用料係数(商事法定利率):6/100

業務棟有効階数:1/6

事務室延面積: 2,574.75 m<sup>2</sup>

事務室許可面積: 1,416 m<sup>2</sup>

#### 算出方法

- ① 減価償却費 6,432,322,000 \* (1-0.1) \* 1/65 \* 1/12,076.70 \* 1/12 = 615 円/㎡月 …A
- ② 管理経費 140.000.000 \* 1/12.076.70 \*1/12 = 966 円/㎡月 … B
- ③ 地代相当額 144,037,876,000 / 1,078,035 \* 6/100 \* 1/12 \*1/6 = 111 円/㎡月 …C
- ④ 共用部割合 2,574.75 / 1,416 = 1.8 ···D
- ⑤ 利用料 (A+B+C)\*D=(615+966+111)\*1.8=3,045.6 円/㎡月

→端数を調整し、3,000 円/m³月とした。

#### 【会議室及び研修室利用料】

類似の施設を持つ川崎市産業振興会館に準拠し設定している。

### ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、港湾振興会館の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 29.8%であり、標準的受益者負担割合(25%)と±5%以内の乖離に

とどまるため、料金の改定は行われなかった。

#### (3)監査の結果

#### ① 減免金額の把握について(意見)

港湾振興会館では、減免事例はあるものの、ほとんどが公共機関による事例であることから減免額の影響を考慮せずに受益者負担割合を算出している。当施設の全庁的見直しでの受益者負担割合(実績)は29.8%であり、減免額を算入すると受益者負担割合は上昇するため、料金改定の追加検討をすべき施設となった可能性もあるが、減免額が僅少であったため受益者負担割合は変わらず、追加検討にはいたらなかった。

今後の見直しにおいても、減免額の算入についても検討するとともに、受益者負担割合に 大きな変動がある場合は、料金の見直しを検討する必要がある。

#### ② 港湾事務室利用料に含まれる減価償却費について(意見)

港湾事務室利用料の原価に含まれる減価償却費は、会館建設費を耐用年数 65 年で除して算定しているが、当該耐用年数は、会館が設立された平成 4 年当時の財務省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に準拠していた。

この点、平成 10 年度税制改正により建物の耐用年数が短縮され、平成 23 年度に整備された公会計の固定資産台帳上の耐用年数表は改正後の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に準拠し、47 年に設定された。すなわち、固定資産台帳から算出される耐用年数 47 年を用いた減価償却費と、原価で集計する耐用年数 65 年を用いた減価償却費が一致していない。固定資産の耐用年数を統一することに加え、利便性なども考慮したうえで施設の実際の価値についての検討が望まれる。

### ③ テニスコートに対する休日利用料の導入の検討について(意見)

港湾振興会館の余暇施設(テニスコート、ビーチバレー場、バーベキュー広場)のうち、バーベキュー広場に関しては、平日料金と休日料金が区分して設定されており、休日料金は平日料金の2割増しに設定されている。一方、テニスコート及びビーチバレー場については、両者は区分されていない。バーベキュー広場の料金体系において、平日料金と休日料金に差を設けた主な理由は、過去から平日と休日の利用率に乖離が見られる傾向にあり、平日利用の促進のために休日料金が設定された背景がある。

平成 28 年度におけるバーベキュー広場、テニスコート、ビーチバレー場の利用率は以下の 通りである。バーベキュー広場では利用率が平日と休日で乖離が見られる。

	バーベキュー広場	テニスコート	ビーチバレー場
平日	6%	53%	41%
休日	60%	90%	54%

一方、テニスコートは平日の利用率は50%を超えているものの、休日と比較すると稼働は低い。バーベキュー広場の料金区分の理屈はテニスコートにも当てはまると考えられることから、平日利用の促進を促すべく休日料金の設定を検討すべきである。

なお、ビーチバレー場について、平日と休日で差はあるものの、ビーチバレー場の特徴として、オリンピック強化選手が多く利用(使用料は川崎市港湾振興会館条例第9条第3項の規定により指定管理者が無償と定めている)する点がある。このため、使用料の改定が、平日利用の促進という目的にそぐわないと考えられる。

後述する平成 21 年度包括外部監査においても同様の意見がなされているが、今回の意見は 平成 21 年度の意見から 8 年程度が経過し、改めて料金設定の見直しの必要性を提言するも のである。参考までに平成 21 年度の包括外部監査における意見を記載する。

#### (意見の要旨)

近隣の公営テニスコートと比較しても利用料(1 時間当たり600円)が割安であるため、港湾振興会館のテニスコートは利用者が多く、利用率や抽選倍率も高い水準にある。 港湾振興会館の利用料が安価すぎることが課題であると思われ、適正な利用料について検討する余地はあると考えられる。特に、土日祝日に関しては、平日との利用料の格差を設ける検討が必要であると考える。

## ④ テニスコートの利用率改善のためにふれあいネットの活用をすべき(意見)

港湾振興会館のテニスコートは川崎市営の他のテニスコートと比較して立地の面で利便性に劣っており、休日の利用率は高いものの抽選を行わなければならないほどの人気ではない。一方、他の川崎市営のテニスコートは休日になるとふれあいネットで予約をしても、抽選を行うほどである。この点、利用率の向上のため、特に港湾振興会館と地理的に離れていない富士見テニスコートと大師テニスコートの抽選に漏れた人を港湾振興会館に誘導することはできないだろうか。現状、指定管理者との協議を行い、富士見テニスコートに港湾振興会館のテニスコートの広告を出しているが、これに加えて、富士見テニスコート及び大師テニスコートの抽選に漏れた人に対し、ふれあいネット上で港湾振興会館の予約ページへ遷移できるような仕組みを作ることができれば、港湾振興会館のテニスコートの休日利用拡大の一手となる可能性があると考えられる。

#### ⑤ 複数の性質を持つ施設の標準的受益者負担割合の取扱いについて(意見)

港湾振興会館は貸室と運動施設の両方を有するが、貸室の性質のみを考慮して、標準的受益者割合を25%としている。仮に運動施設の性質のみを考慮した場合は、標準的受益者割合は50%となる。

複数の性質を持つ場合、一部の性質のみを考慮し施設全体の標準的受益者割合を決定して よいのか、そのように算出した標準的受益者割合と施設全体の受益者負担割合が乖離してい なければ料金は妥当と判断してよいのか、検討する必要がある。

「使用料・手数料の設定基準」に定めているとおり、公の施設全体で判断するとしても、 現状標準的受益者負担割合は9分類に区分分けしており、複数の性質を持つ施設が想定され ていない。複数の性質を持つことを考慮し、標準的受益者割合を決定することが望まれる。

### (4)過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップ

当施設は平成21年度の包括外部監査にて、以下の意見を受けた。

(意見の要旨)

近隣の公営テニスコートと比較しても利用料(1 時間当たり600円)が割安であるため、港湾振興会館のテニスコートは利用者が多く、稼働率や抽選倍率も高い水準にある。港湾振興会館の利用料が安価すぎることが課題であると思われ、適正な利用料について検討する余地はあると考えられる。特に、土日祝日に関しては、平日との利用料の格差を設ける検討が必要であると考える。

#### (措置の要旨)

料金設定時には、湾振興会館の利便性を考慮し設定しましたが、現在は市民に定着した施設となったことから、他施設の実態や利用者の意見及び川崎市港湾振興会館活性化委員会での検証などを踏まえ、平成24年までに、適正な料金のあり方について検討します。特に、土日祝日の利用料金については、他施設の動向を見極め検討をしてまいります。

上記は、平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況(平成23年1月19日付)から 抜粋したものである。平成21年度包括外部監査において、テニスコートの休日利用料の再検 討及び平日の利用率向上が監査の結果として記載され、当該記載への措置として平成24年ま でに適正な料金のあり方について検討するとされた。

これに関して、平成23年3月に作成された「川崎市港湾振興会館の活性化に向けて」(川崎港振興協会・川崎市港湾振興会館活性化委員会)において検討がなされている。具体的にはテニスコートの適正な利用料金の設定に関して、現在の利用率や他地域施設の料金を踏まえた適正料金の設定を論点とし、応分負担の考え方に基づく利用料金の設定の見直しを検討した。検討の結果、港湾振興会館は他の施設と比較して不便な距離にあることから、料金引き上げではなく利用率改善に注力することになったため、利用料金の引き上げは見送られた。

# X 上下水道局

# 【1】入江崎余熱利用プール使用料

# (1)概要

<b>概</b> 安					
項目	内容				
使用料の概要	入江崎余熱利用プールを利用するにあたっての使用料				
所管局部課名	上下水道局 サ	ービス	推進部 サービス推進語	Į.	
料金体系	一般使用料			(単位:円)	
	区分		基本料金 (1人1回2時間まで)	超過料金 (1 時間までごと に)	
	15歳以上の者		510	200	
	3 歳以上 15 歳ま 者(中学生含む		200	100	
	水泳教室			(単位:円)	
	区分	単位	対象者	金額	
	週1回コース	月4回	15歳以上の者 3歳以上15歳未満の 者(中学生を含む)	1 人につき 5,650 1 人につき 5,140	
			親と子(出生後6ヶ 月以上3歳未満に限 る)	2人1組につき 5,650	
	週2回コース	月8回		1 人につき 7,200	
			3歳以上15歳未満の 者(中学生を含む)	1人につき 6,680	
			親と子(出生後6ヶ 月以上3歳未満に限 る)	2人1組につき 7,200	
	短期集中コース	5回	3歳以上15歳未満の 者(中学生を含む)	1 人につき 5,650	
根拠法令•条例	川崎市入江崎紀	<b>於熱利用</b>	プール条例、同施行期	見程	
使用料の減免	減額・免除 有	j			
	(5 割減額)				
	・市が教育的観	見点から	っ指導育成を行うことを	と必要と認める団体	
	が、その目的	句のため	にプールを使用する場	合。	
	(2割減額)				
	・10 人以上の団体等について、各人につき一般使用料のうち				
	の基本使用料分。				
	(免除)				
	• 生活保護者				
	• 身体障碍者及	・身体障碍者及びその介添者			

	・川崎市公害医療手帳、療育手帳、精神障碍者保健福祉手帳の			
	交付を受けているもの及びその介添者			
	・被爆者健康手帳の交付を受けている者			
	・幼児、小学生、中学生及び高校生(いずれも市外居住者を含			
	む)が毎週土曜日に使用する場合(7月第三土曜日から8月			
	最終土曜日までの期間を除く)			
	・公益財団法人日本水泳連盟が実施する泳力検定を受検する者			
利用回数の制限	無			

【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	63,914	59,025	61,553

# 【利用件数の推移】

(単位:人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	72,956	70,384	74,657

# (2) 使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

施設建設時の平成7年に、先行して開業していた近隣の類似施設であるヨネッティー堤根を参考に算出した下表の見積原価に基づいている。

【ランニングコスト】	金額(千円)
賃金	5,675
法定福利費	677
被服費	100
備消耗品費	240
燃料費	50
光熱水費	13,375
印刷製本費	1,333
広告料	742
通信運搬費	267
委託料	57,911
賃借料	4,383
修繕費	667

薬品費	283
保険料	328
負担金	2,500
補助金	35,785
公課費	125
計	124,441

# ii) 現行の料金の設定方針

#### 〇 一般利用

上記の見積原価からヨネッティー堤根で実施していたスイミング教室とスクールバスに 係る見積経費を控除した金額を年間維持管理費とし、プール年間利用時間で除することで、 2時間当たりの維持管理費を算出する。

また、ヨネッティー堤根における1時間当たりの平均利用者数68人を参考に年間利用者数の見込み数を算出し、プール年間利用時間で除することで2時間当たりの利用者数を算出する。

これらに基づき平均単価を算出のうえ、大人の負担額が子供の負担額の2.5 倍とした料金 設定を含むプール設置条例案を議案として提出することについて、平成7年度の政策調整会 議に諮り、了承を得た後、議会の議決を経て決定した。

## 〇 水泳教室

水泳教室の使用料は、平成8年度の年間ベースでのスイミング教室経費を 36,952 千円 (スイミング教室 27,940 千円、スクールバス9,012 千円) と見積もり、年間利用者見積数 12,420 人で除して、1人当たりの経費2,975 円を算出する。そのうえで、市民プラザのスポーツ教室月会費との統一性を考慮して、政策的に使用料を設定した。

(参考) 市民プラザ 週1コース 大人4,500円 子ども4,000円 週2コース 大人5,500円 子ども5,000円

#### ② 使用料の改定・見直し

平成 25 年 12 月に、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、プールの使用料について、 消費税率及び地方消費税率の引き上げ相当分の改定を行った。

なお、上下水道は特別会計の中で経費負担区分のもとでの独立採算によって運営されている ものであり、当施設の使用料は、平成28年度の全庁的見直しの対象になっていない。

### (3)監査の結果

# ① 使用料の算定基礎となった入場者数の見直しと、使用料改定の要否の検討について(指 摘)

現在、使用料設定の根拠として使用する年間予定利用者数は、近隣施設であるヨネッティー 場根の建設当時の利用者を参考に年間 193,902 人として算出したものである。

しかし、平成 26 年度から平成 28 年度の過去 3 年間の利用者数は 7 万人程度で推移しており、建設当時の利用者数見込み数 19 万人に対して半分にも満たない。この状況に鑑みると、使用料収入は当初想定より大幅な減少となっているものと想定されるが、一方で入江崎余熱利用プールの受益者負担割合は近年 52%~55%程度で推移している。公の施設の標準的受益者負担割合(運動施設)の 50%と比較しても大きな乖離は無いことや、地元住民の要望で建設された施設であり、交通の便の悪さなどを踏まえ、市は、引き続き、受益者負担割合等を確認しながら使用料の改定の要否を判断すべきとしている。

しかし、もともとコストを全額使用料で回収するように設定していたものが、平成 17 年度 から指定管理者制度を導入し、利用者サービスの向上と経営改善に努めたものの、入場者数 が当初見込みの約半分の水準となり、その結果、その後に設定された標準的受益者負担割合 (運動施設)の 50%と近似しているのが現状である。

結果として現行の使用料の算定根拠は不明確であり、平成7年当時の他の施設の見積りを 基礎とした料金算出根拠は見直されるべきである。現在の当施設に係る利用状況に則した使 用料の算定根拠の整理と、地元還元型施設として設置された経緯などを踏まえ、使用料の改 定の要否の検討をすべきである。

# ② 原価の見直しについて (意見)

市は、入江崎余熱プールの使用料で賄うべき原価の算出において、平成7年度の建設当時の見積原価(類似施設の実績を参考に見積もった金額)を使用している。しかし、この見積り原価は、類似施設の実績を参考にして見積もった金額であること、当初算出時よりすでに20年以上が経過していることから、実績額と乖離している可能性がある。

上下水道局は公営企業部局であり、原価計算表の作成対象部局の範囲外であることから、 全庁的な使用料・手数料の見直しの対象の範囲外である。しかし、本来は、当施設に係る実 績ベースでの原価計算を実施した上で、環境の変化を踏まえて使用料の見直しをするかどう かの検討を行うことが望ましい。

### ③ 生活保護者の減免措置について(意見)

市の運動施設のうち、入江崎余熱利用プール、環境局所管のヨネッティー堤根及びヨネッティー王禅寺では、生活保護者の使用料を免除している。一方、市の他のプール施設やスポーツセンター、公園施設は免除していない。

生活保護は健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、医療費や水道料金・下水

道使用料等について減免措置があるのは理解できるが、運動施設の利用は最低限度の生活をするために必要とまではいえない。このような受益者がサービスを利用するかを主体的に選択するものにまで生活保護者の使用料を免除する必要があるのか、減免措置の対象について再考することが望まれる。

### (4)過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップ

入江崎余熱利用プールは平成 23 年度の包括外部監査にて、以下の意見を受けている。 (意見の要旨)

入江崎余熱利用プールは、同地区への下水道処理施設建設にあたり、地元から余熱を有効利用した施設設置の要望が強くあり、下水道事業の附帯事業として、平成8年7月に開設され、平成17年4月からは指定管理者制度を導入している。平成22年度のプール事業にかかる委託費は9,885万円である。市民利用施設としての性質から、収支差額相当額を一般会計補助金として受け入れている。他方、プール施設にかかる減価償却費5,539万円については一般会計補助金の対象となっていないほか、汚水処理にかかる営業費用として区分されているため、一般会計負担金にも含まれておらず、下水道使用料収入の算定基礎に含まれていることになる。この結果、現状の一般会計負担関係は必ずしも明確でないと考えられる。余熱利用プールは開設から既に15年が経過している。プール事業の性質及びプール事業にかかる経費負担のあり方について、改めて検討されることを要望する。

この意見に対する市の措置の状況は下記のとおりである。

# (措置の要旨)

余熱利用プール運営事業の経費負担のあり方については、運営手法の検証も含め、事業の 性質や経営状況のほか社会状況の変化等を踏まえ、関係部局間における十分な協議・調 整、課題把握、方向性の検討・研究、他都市調査などによって、今後においても引き続き 検討していきます。

入江崎余熱利用プールの運営事業の経費について、市では、過去2回の指定管理者募集の際に、上下水道局内で打ち合わせしたうえで、財政局と協議している。

市では余熱利用プール運営事業の経費負担のあり方について、事業の目的や経営状況のほか社会状況の変化等を適切に把握したうえ、関係部局間における十分な協議・調整、方向性の検討・研究など、今後も引き続き検討していく方針である。当該意見に対しては、平成28年度時点では、一定の結論は導き出されておらず、今後とも社会状況の変化等を適切に把握し、対応を図られたい。

# XI 教育委員会

# 【1】日本民家園使用料

# (1) 概要

M S	
項目	内容
使用料の概要	日本民家園に入園するにあたっての使用料
所管局部課名	教育委員会事務局 日本民家園
料金体系	一般 500 円、高校生・大学生・市外在住 65 歳以上 300 円、
	中学生・市内在住 65 歳以上は無料。有料入園者 20 名以上で
	団体料金適用 (2割引)。その他各種割引制度あり。
根拠法令・条例	川崎市立日本民家園条例、同使用規則
使用料の減免	減額・免除有
	<入園料>
	(免除)
	・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務
	教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校その他こ
	れらに準ずる教育施設が教育課程に基づく教育活動として
	入園する場合(引率者を含む。)
	・児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設が当施設の活動
	として入園する場合(引率者を含む。)
	・川崎市の発行する福寿手帳の交付者が入園する場合
	・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、療育手帳、
	精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者が入園す
	る場合(介護者を含む。)
	(その都度教育長が定める額)
	・その他教育長が特に必要があると認める場合
利用回数の制限	無

# 【使用料の推移】

平成 26 年度平成 27 年度平成 28 年度使用料21,88021,76019,393

# 【利用件数の推移】

(単位:人)

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総入園者数	124, 527	118, 887	116, 053
うち有料入園者数	54, 459	56, 422	50, 830

#### (2) 使用料に対する基本的な考え方

### ① 使用料の算定方法

#### i)原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額(消耗品費など)を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 159,503 千円(主な内訳: 委託費 63,010 千円、人件費 75,626 千円、光熱水費 2,970 千円) である。

日本民家園では、参加料を別途徴収する事業と古民家カフェ等については、人件費や光熱 水費等の相当額を管理運営に要した経費から控除しており、原価算定対象経費にはしていない。一方、その他の経費(消耗品費等)は、内訳が不明で自主事業に係る経費の算出が困難 であること、受益者負担割合に影響するほどの額ではないと考えられることから、原価算定 対象経費に含めている。

#### ii) 現行の料金の設定方針

#### 1) 料金設定

記録が残っていないため正確なところは不明であるが、近隣の類似施設を参考に設定し、教育的配慮から中学生以下は無料にしたと思われる。市が参照した近隣の類似施設の現在の入園料は以下の通りである。

なお、比較のため、日本民家園の入園料類型にあわせた形で簡潔に記載した。

	日本民家園 (川崎市)	三渓園 (横浜市)	江戸東京たてもの園 (東京都)
一般	500 円	500円 (注2)	400 円
高校生・大学生	300 円	500円 (注2)	(注 5)
65 歳以上	無料 (注 1)	無料 (注3)	200 円
中学生	無料	500円 (注4)	無料 (注 5)
小学生	無料	200 円	無料

- (注1) 川崎市在住の65歳以上、福寿手帳を提示した場合の入園料を記載。
- (注 2) ホームページの入園料体系では「一般」や「大学生」という区分はなく、「大人(高校生以上)」とされているが、比較のため上記の記載とした。三渓園の料金は平成 29 年7月1日から料金を改定しており、改定後の入園料は大人(中学生以上)が 700円である。
- (注3) 横浜市在住の65歳以上で濱ともカードを提示した場合の入園料を記載。平成29年7月1日の料金改定後の入園料は、200円である。
- (注4) 平成29年7月1日の料金改定後の入園料は、こども(中学生)が200円である。
- (注 5) 大学生(専修・各種含む)は320円、高校生・中学生(都外)は200円、中学生(都内在学または在住)は無料。

#### 2) 優待制度

市では、文化・芸術施設について各種優待を実施している。日本民家園では、以下のいずれ かを受付で提示した場合に料金が2割引となる。

- ○青少年科学館の観覧券の半券(当日限り・本人のみ)
- ○岡本太郎美術館観覧券の半券(当日限り・本人のみ)
- ○藤子・F・不二雄ミュージアムの半券・入館引換券(利用から2ヶ月間・本人のみ)
- ○小田急が発行するクレジットカード(ポイント専用カードは除く・本人及び同伴者1名まで)
- ○TOKYU CARD・TOP&カード(本人及び同伴者1名まで)
- ○WAON カード(本人及び同伴者1名まで)
- ○かわさきハッピーライフ (川崎市勤労福祉共済会員書証・本人及び同伴者1名まで)
- ○多摩区子育て支援パスポート (家族全員)

その他、年間パスポートや市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館の共通利用券(1,000円(100円券×12枚綴)/2,000円(100円券×25枚綴))なども発行している。また、20名以上の団体も料金が2割引となる。

2割引の優待のうち、WAON カードによる優待は、イオンとの包括協定の提携事項の1つである。包括協定には、ご当地 WAON カードである"川崎きらり WAON カード"の発行(利用金額の0.1%が川崎市文化振興基金に寄付される)や、市内のイオンの店舗での環境啓発イベントの開催、かわさき基準(KIS)認証福祉製品のPR、災害が発生した場合に物資の供給や避難場所の提供などをイオンと提携する取組みがあり、市にとって複合的なメリットがある。

#### ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、日本民家園の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 20.4%であり、標準的受益者負担割合(25%)と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

なお、過去の料金改定は以下の通りである。

改定・見直し年月日	改定・見直し方針	改定・見直し内容(個人のみ記載)
昭和42年4月1日	開園	
昭和51年10月1日	有料化	20 歳以上 300 円、6~19 歳・学生 100 円
平成13年4月1日	料金引き上げ	一般 500 円、高校生・大学生 300 円、中学
		生以下・65 歳以上は無料
平成19年4月1日	有料化	市外在住 65 歳以上 300 円

### (3)監査の結果

#### ① 原価計算表の減免の範囲における割引の取扱いについて(指摘)

『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』には、条例等の規定に基づく使用料 (手数料)の減免分は、受益者負担割合を算出する上では使用料を徴収したものとみなす旨 が規定されている。これは、減免分の負担を他の利用者に転嫁させないための方策である。

これに関して、日本民家園における受益者負担割合は、減免に割引額も含めて算出されている。割引による使用料の減額は減免ではないものの、条例や使用規則に基づく対応であるためである。

この点、市内の他の「公の施設使用料に係る原価計算表」を横断的に比較すると、作成要領の通りに減免のみを使用料を徴収したとみなす施設と、日本民家園のように減免以外に割引も使用料を徴収したとみなす施設があった。割引の取扱いが全庁的に統一されておらず、受益者負担割合の算出方法が異なっている。受益者負担割合は、使用料等を改定するか否かの基本的な指標であるため、施設間の差異を発生させないために、原価計算表における減免の範囲を統一させるべきである。

### ② 小田急クレジットカード、TOKYU CARD 優待の見直しについて(意見)

日本民家園では、小田急クレジットカードか TOKYU CARD を提示すると、入園料が2割引となる。これらの優待は、日本民家園が小田急線・東急沿線の生田緑地内にあることから、料金割引することで施設の利用促進や新規利用者開拓が期待できるとして導入された施策である。

しかし、この割引施策が、施設の利用促進・新規利用者開拓に本当に貢献しているかという点で見た場合、確かに各種カードのホームページの優待施設に掲載されていることから一定の効果はあるかもしれないが、優待の利用者のうち、2割引であることを理由に来館した者が実際にどれだけいるかは不明であり、市でも利用件数は把握しているものの当初期待した効果が出ているかは測定できていない。

各種カードは必ずしも川崎市に住む者だけが保有しているわけではなく、受益者負担の観点からは公平性を欠いているともいえ、また、他の市の施設との併用による割引施策やWAONカードによる割引優待のような政策的効果が見込めるものにもなっていない。

したがって、割引優待が適切な施策かどうかを検討することが望ましい。施設の利用促進を見込んで優待を実施するのであれば、来館者へのアンケート調査を実施するなどの手法により利用促進や新規利用者開拓の効果を測定し、割引優待するだけの効果が認められることを定期的に確認することが望ましい。

### ③ 使用料設定時の資料の保管について(意見)

日本民家園では、特別利用の料金設定の根拠資料及び年間パスポート料金設定の根拠資料 が保管されていなかった。公文書規定では文書の保管期間は5年間とされているが、使用料 改定の際の根拠資料となり得るため、保管しておくことが望ましい。

# 【2】青少年科学館使用料

# (1)概要

<b>安</b>			Lub		
項目	内容				
使用料の概要	青少年科学	館プラ	ネタリウム観覧料		
所管局部課名	教育委員会	事務局	青少年科学館		
料金体系				(単位:円)	
		個人	一般	400	
		四八	高校生・大学生	200	
		団体	一般	320	
		凹件	高校生・大学生	160	
		中学生	以下	無料	
根拠法令・条例	青少年科学	館条例	、同使用規則		
使用料の減免	減額・免除	有			
	(免除)				
	・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務				
	教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校その他こ				
	れらに準	ずる教	育施設が教育課程は	こ基づく教育	活動として
	入園する	場合(	引率者を含む。)		
	• 児童福祉	法第 7	条に規定する児童	福祉施設が当	施設の活動
	として入	園する	場合(引率者を含む	$\mathcal{V}^{\circ}$	
	・川崎市の	発行す	る福寿手帳の交付	を受けている	者が一般投
	影の観覧を行う場合				
	・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、療育手帳、				
	精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者が観覧を				
	行う場合				
	(その都度教育長が定める額)				
	・その他教育長が特に必要があると認める場合				
利用回数の制限	無	無			

# 【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	17, 965	16, 171	14, 599

#### 【利用件数の推移】

(単位:人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
プラネタリウム観覧者数	115,819	110,824	104,187
【プラネタリウム観覧者数のう	ち】		
学習投影(注 1)	25,171	23,697	22,161
一般投影ほか (注2)	62,734	59,797	56,598
(一般、65 歳以上、高大生)			
一般投影ほか	27,914	27,330	25,428
(中学生以下)			

- (注1) 学習投影:小中学校等の学習活動の一環としての投影(申請により学校長期休暇期間等を除く平日3回投影)
- (注 2) 一般投影 (毎月変わるオリジナル番組の投影) と特別投影 (プラネタリウムでの天文講演会、コンサートなど) から構成

## (2) 使用料に対する基本的な考え方

#### ① 使用料の算定方法

i)原価の算出方針及び金額

青少年科学館では、指定管理者制度を導入している。

青少年科学館は、自然や天文の展示室や科学実験教室を行う諸室等の多くの部分は入場無料であり、プラネタリウム観覧のみが有料施設である。

プラネタリウム観覧料の原価算定対象経費は、指定管理委託料以外の市の負担額となって おり、平成28年度の額は98,986千円である。

#### ii) 現行の料金の設定方針

#### 1) 料金設定

改築工事(プラネタリウム棟全面改築、研究管理棟改築)に伴う平成 24 年度リニューアルオープンに合わせ、プラネタリウム観覧料を改定した。改定の根拠は以下の通りである。

- ・他都市の観覧料金が300~600円の範囲であることとの均衡を図る。
- ・他都市施設のリニューアル等に伴う料金改定率を考慮する(25~100%)。
- ・生田緑地内の岡本太郎美術館、日本民家園の料金(ともに大人 500 円)とのバランス、施設規模や鑑賞に要する時間を配慮する。
- ・青少年科学館のプラネタリウムに対する利用者評価として数多く寄せられている「大都市 の施設で低廉な料金で生解説による投影を楽しめる」という意見を参考にする。

## 2) 優待制度

【1】で記載した日本民家園と同様の割引制度を適用している。

# ② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、青少年科学館の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は23.8%であり、「使用料・手数料の設定基準」に基づき区分された標準的受益者負担割合(25%)と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

なお、	過去の料金改定は以下の通り	である。
.0401		

改定年度	改定・見直し方針	改定・見直し内容(個人のみ記載)
昭和 46 年	開館	一般:20円
昭和 58 年	料金引き上げ	15 歳以上:100円、15 歳未満:50円
平成 13 年	料金引き上げ	一般:200円、高・大学生:100円
		※中学生以下、65 歳以上は無料
平成 24 年	料金引き上げ	一般:400円、高・大学生:200円
		※中学生以下、65 歳以上は無料

## (3) 監査の結果

【1】日本民家園使用料にて記載した指摘①及び意見②は、当使用料にも該当する(③の記載は日本民家園のみの意見)。

当該指摘及び意見に加える事項は、以下のとおりである。

# ① 原価算定対象経費として認識する費用の範囲について(指摘)

青少年科学館では、青少年科学館使用料(プラネタリウム観覧料)の算定に当たって、過去から「施設の管理運営に要した経費」(指定管理者の収支報告書によると、平成28年度の費用の総額は70,937千円(主な内訳:委託費30,273千円、人件費27,146千円、光熱水費6,629千円)である。)を原価算定対象経費に含めていない。青少年科学館は、自然や天文の展示室や科学実験教室を行う諸室等の多くの施設は入場無料だからである。

この点、確かに青少年科学館には有料施設(プラネタリウム)と無料施設(展示室等の多くの部分)が併存しており、面積割合としては無料施設の方が大きい。

しかし、光熱水費、消耗品費、修繕費等は、施設が存在する限りは発生するものであり、 プラネタリウムの運営に係る経費がないとは考えられない。

また、施設の運営に当たっては、使用料の徴収やチケットの交付等を行う受付、プラネタリウム上映前の人員整理、プラネタリウム上映時の場内でのナレーターなど、プラネタリウム事業に多くの人員が割かれており、人件費の大半はプラネタリウムの運営に関連して発生していると見受けられた。

したがって、指定管理者が「施設の管理運営に要した経費」のうち、プラネタリウム運営 に係る分については原価算定対象経費とすべきである。

一方、原価計算表で集計する「指定管理委託料以外の市支出」には、ホトケドジョウ人工

飼育事業費のような本来使用料(プラネタリウム観覧料)で賄う原価とすべきではない費用 が含まれており、この点は原価の集計が過大になっている可能性がある。

青少年科学館の使用料算定の原価に含まれる「指定管理委託料以外の市支出」は下表の通りである。

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
指定管理委託料以外の市の支出	97,296	89,134	98,986

平成 28 年度の支出 98,986 千円の内訳は、青少年科学館運営管理事業費 11,139 千円、メガスター(最新型のプラネタリウム)運営経費 25,417 千円、21 世紀子どもサイエンス(科学実験プログラム)事業費 3,739 千円、ホトケドジョウ人工飼育(ホトケドジョウの種苗保護)事業費 192 千円、市正規職員人件費 58,199 千円である。このうち、ホトケドジョウ人工飼育事業費は 192 千円と少額ではあるものの、プラネタリウム観覧料と関係のない項目と考えられる。

このように、青少年科学館使用料(プラネタリウム観覧料)の原価算定対象経費には、プラネタリウム事業の経費が一部含まれるはずの指定管理者における「施設の管理運営に要した経費」が全く計上されていないとともに、「指定管理委託料以外の市支出」にはプラネタリウム事業に関係ない項目が含まれている状況にある。

以上から、受益者負担割合は実態を反映したものとなっておらず、正確性に欠けている。 指定管理者における事業経費を実態に即して有料施設部分と無料施設部分とに按分する方針 を決定するとともに、指定管理委託料以外の市の支出のうちプラネタリウム運営にかかる分 を把握し、正確な受益者負担割合を算出した上で、料金の改定の要否を検討すべきである。

#### ② 平成25年度の原価計算表における原価の算出誤りについて(指摘)

平成25年度の原価計算表において、次の二点の指摘事項が発見された。

第一に、当初、平成 25 年度のものとして提出された原価計算表の金額がすべて平成 24 年度の金額であった。これは、原価計算表のチェック機能が果たされていなかったために発生したものである。

第二に、当初、平成 25 年度のものとして提出された原価計算表の一項目である指定管理委託料を含めた市支出総額を「指定管理委託料以外の市支出」に含めるものと認識し、原価計算表を作成してしまっていた。すなわち、現在の使用料の算定方針としては、指定管理者における施設管理運営費は原価算定対象経費に含めないが、平成 25 年度は指定管理者における施設管理運営費に近似する額である指定管理委託料を原価算定対象経費に含めるものと認識してしまっていた。平成 26 年度はこのような誤りは生じていなかった。

これらの結果、平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合が適切に算出できていない。下表のとおり、あるべき原価計算表をもとに試算すると、平成 25 年度の受益者負担割合

は26.6%であり、平成25年度・平成26年度の平均受益者負担割合(実績)は25.7%であった。結果的に、標準的受益者負担割合(25%)と±5%以上の乖離が生じておらず、使用料見直しの検討対象外となったが、使用料見直しの検討が正確な金額に基づいて行われていないことは問題である。同様の誤りが発生した場合、使用料見直しが適切になされない可能性が考えられるため、原価計算表のチェック体制を整える必要がある。

(単位:千円)

	実際に算出した	上記指摘を踏まえたあ
	受益者負担割合	るべき受益者負担割合
① 施設の管理運営に要した経費	0	0
② 指定管理委託料	0	71,103
③ 指定管理委託料以外の支出	149,358	99,446
④ 収入合計	34,081	26,481
⑤ 受益者負担割合 (④÷ (①+③))	22.8%	26.6%
⑥ 平成 26 年度受益者負担割合	24.8%	24.8%
⑦ 平成 25 年・26 年決算の平均値	23.8%	25.7%
((⑤+⑥) ÷2)		

# 【3】教育文化会館、分館使用料

# (1)概要

項目		内容						
使用料の概要	教育文化会館	教育文化会館、分館を使用するにあたっての使用料						
<b>听管局部課名</b>	教育委員会事	教育委員会事務局 生涯学習推進課						
料金体系								
				金	額			
	種別		午前	午後	夜間	全日		
			9時~	0時30分	5時30分	9時~		
			11時30分	~ 4時30分	~ 9時30分	9時30分		
	ホール大ホ	ール	39,270円	62,260円		179,850円		
	会議室 大会	議室	3,190円	4,730円	8,030円	15,950円		
	第1 議室	· 2会	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
	1 1 <u></u>	会議	990円	1,210円	1,650円	3,850円		
	第 4~ 議室	~7会	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
	談話	室	2,530円	3,520円	4,730円	10,780円		
	教養室 第1~ 6学習		1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
	第4 室	学習	990円	1,210円	1,650円	3,850円		
	実習	室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
	6学習 第4 室 実習 ・上記の他、ホホール、教養室 室)の料金体系・教育文化会館 土日祝日に使用 使用料金の時間	習堂 室 し、にないますを超	990円 1,760円 (第1・2・3 析工芸室、茶 いては、川崎 分館に以、規 ときは、規 えて使用する	1,210円 2,090円 ・4楽屋、リ を華道教室、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ り ・ り	1,650円 2,750円 ハーサル室) 視聴覚教 公会館条例を 設けられて 割相当額を 過時間1時間	3,850P 6,600P 、イベン   室、料理考 参照。 いる。 曽徴する。 間(30分未満		
	は切り捨て、30 間区分における			-				
	1円未満の端数	がある	らときは、こ	れを切り捨	てるものと	する。		
	・大ホール及び							
		合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗 て得た額を徴収する。						
	入場料金				増徴	の割合		
	1,000円未満					5割		
	1,000円以上	3,000	)円未満			10割		
	3,000円以上		. 4.1 11.4			20割		
	- 方料で仕世初		HH사파선			•		

有料で付帯設備の利用が可能。

	~ /\ &\\ H						
	<分館使用料>		^	de T			
	種別	午前	金額       午前     午後     夜間				
	辞印	9時~	1時~	5時30分~	全日 9時~		
	種別	12時	5時	9時	9時		
	第1・2学習到				3, 190円		
	分館 <u>実習室</u>   和室	880円		1,320円 1,100円	3, 190円 2, 530円		
根拠法令・条例	川崎市教育文化会館			1, 1001 3	_, 000  1		
使用料の減免	減額・免除 有						
	(5割減額)						
	・川崎市内の学校	及び外国人学校	、川崎市、	、国又は他	の地方公		
	共団体						
	<ul><li>川崎市が構成員。</li></ul>	となっている協	議会、研究	究会等			
	·川崎市教育委員会	会に登録した社	会教育関係	<b>系団体、社</b>	会教育研		
	究会等						
	・健康福祉局及び	こども未来局が	推薦する	障害者(児	)関係団		
	体で川崎市教育	委員会に登録し:	た団体				
	<ul><li>川崎市が指導助用</li></ul>	成を行うことを	必要とす	るボランテ	ィア団体		
	で川崎市教育委員	員会に登録した	団体				
	(免除)						
	·川崎市教育委員会	会					
	· 区役所主催事業	で市民館等の設	置目的に	適合する事	業を行う		
	とき。						
	• 全市的、全区的	役割の川崎市内	公私立学	校の校長会	等及び幼		
	稚園協会が主催す	よる研修会など <sup>、</sup>	で使用する	るとき。			
	・ 市民館等で育成	した研究会等の	連合体及	びボランテ	ィアグル		
	ープ						
	・地域教育会議						
	<ul><li>公益財団法人川崎市生涯学習財団</li></ul>						
	· 川崎市総合文化	団体連絡会に加	盟する団体	体が全市的	• 全区的		
	な事業のために何	使用するとき。	ただし、ī	市民文化局	から申請		
	のあった事業に	限る。					
利用回数の制限	1団体につき月4:	コマまで利用可	能。				

【使用料の推移】 (単位:千円)

	施設名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	教育文化会館	60, 014	61, 763	59,007
	田島分館	2, 056	2, 331	2, 322
	大師分館	2, 275	2, 241	2, 133

【利用率の推移】 (単位:%)

	施設名		平成 26 年度	平成27年度	平成 28 年度
利用率	大ホール	教育文化会館	66. 2	69. 6	63. 0
	会議室	教育文化会館	50. 1	49. 2	48. 1
	教養室	教養室 教育文化会館		36. 0	31. 4
		田島分館	49. 0	50. 5	28. 3
		大師分館	52. 0	51.8	50. 7
	ギャラリー	教育文化会館	39. 7	42. 0	33. 9
	イベントホール	教育文化会館	29. 7	33. 8	29. 3

#### <利用率の計算方法>

教育文化会館、市民館、各分館等の利用形態が1日を午前・午後・夜間と時間帯を区分した単位であり、それぞれの時間帯区分を1コマとし、開館日に利用可能な全てのコマ数から実際に利用したコマ数を除した値が利用率である。

### (2) 使用料に対する基本的な考え方

#### ① 使用料の算定方法

#### i)原価の算出方針及び金額

教育文化会館、各分館の管理運営経費を原価として集計している。平成 28 年度の原価の総額は 259,497 千円(主な内訳:人件費 75,519 千円、需用費 42,648 千円、委託料 120,155 千円)である。

#### ii) 現行の料金の設定方針

現在の使用料は、条例制定時の設定額から、管理運営に必要なコストの変動や、他自治体・ 民間との均衡等を考慮しながら、複数回の改定を経て設定している。

#### ② 使用料の改定・見直し

教育文化会館の使用料は、昭和 42 年の産業文化会館条例の制定以降、主に、昭和 52 年、昭和 56 年、平成 13 年、平成 29 年の 4 回の使用料改定を経て、現在の体系となった。

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、教育文化会館、市民館等の平成 25 年度・26 年度の

平均受益者負担割合(実績)は 18.5%であり、標準的受益者負担割合(25%)と±5%以上の 乖離が生じていたため、引き上げを検討すべき施設となった。標準的受益者負担割合の乖離率 を±5%以内にするためには、使用料を 10%程度引き上げる必要があり、また、民間や周辺自治体の同種・類似使用料との均衡等を考慮し、公の施設の使用料の引き上げ幅を、1.1倍とした。

#### (3) 監査の結果

教育文化会館、市民館、有野・野川生涯学習支援施設は、それぞれが独立した施設として存在している。

一方、市はそれら施設の目的・性格や提供しているサービス等の類似性を考慮して、各々の施設をまとめて1つの施設とみなして標準的受益者負担割合を設定している。また、原価についても各々の施設ごとに集計した原価を合算して1つの施設としての原価を集計し、受益者負担割合を算出している。そのため、教育文化会館使用料、市民館使用料、有野・野川生涯学習支援施設使用料の各々の監査の結果を記載するにあたり、監査の結果が重複する場合があり、重複する意見は「【3】教育文化会館、分館使用料 (3)監査の結果」にて、まとめて記載する。

## ① 施設の単位について(意見)

料金体系は現状、「川崎市教育文化会館条例」「川崎市市民館条例」「川崎市有馬・野川生涯 学習支援施設条例」の3つの条例により各々定められている。平成28年度の全庁的見直し による料金の改定は、一律1.1倍の引き上げとした。

施設の規模、条例が異なる教育文化会館、市民館、有馬・野川生涯学習支援施設の料金を一律で改定しており、施設の状況を加味した料金改定になっていない可能性がある。例えば、各施設の利用率に高低の差が生じていたとしても同一の料金改定となっている。

3つの施設を1つの施設とみなさず、それぞれ1つの施設として認識し、受益者負担割合の算出や料金の見直しをすることを検討する余地がある。

## ② 減免金額の再集計に伴う料金の見直しの検討について(意見)

平成 28 年度までの減免件数と減免金額の把握対象は、原則として、紙で申請する減免申請書のみであり、ふれあいネットで施設を予約する際に自動減免機能を設定している団体のほとんどが集計に含まれていなかった。すなわち、行政組織や一部のボランティアグループ等の減免対象団体市に付与されているカード番号を入力して予約すると自動的に減免が行われるが、この場合には減免件数と減免金額は把握できない。そのため、現状、原価計算表の減免件数と減免金額の集計に漏れが生じてしまっている。

平成 29 年度からは、減免の適用を受ける全ての団体において、紙での申請が必要となった ため、以前より正確なデータが集計されるようになっている。 したがって、これまで把握できていなかった減免金額が多額であった場合には、原価計算表の「収入項目 1 受益者負担分 (2) 使用料減免分」の金額が変動することで受益者負担割合に大きな変動が生じる可能性があるため、改めて料金の見直しを検討する必要がある。

# 【4】市民館、分館使用料

# (1) 概要

項目	内容						
使用料の概要	市民館、分館を使用するにあたっての使用料						
所管局部課名	教育委員会事務局 生涯学習推進課						
料金体系	<施設使用料>						
	金額						
	種別			午前	午後	夜間	全日
				9時~ 11時30 分	0時30分~ 4時30分	5時30分~ 9時	9時~ 9時
			中原	4,070円	6,050円	10,010円	20, 130円
	ホール	大ホール	幸高宮多麻生	7, 260円	9, 680円	16, 720円	33, 660円
		リハーサ	幸高津	550円	1,210円	1,650円	3,410円
		ル室	多摩	1,100円	2, 420円	3, 300円	6,820円
		大会議室	幸 高宮 多 麻生	3,850円	5, 390円	6, 930円	16, 170円
	会議室		幸	2,090円	2,640円	3,410円	8, 140円
		第1会議室	多摩 麻生	1,760円	2,090円	2, 750円	6,600円
		7/17成主	中原 高津 宮前	1,210円	1, 760円	2, 200円	5, 170円
		音楽室	幸 中原	2,090円	2,640円	3,410円	8, 140円
	数美宗	和室	全館	1,760円		2, 750円	
	教養室	料理室	全館	2,090円			
		実習室 視聴覚室	全館	1,760円 2,090円			
		沈松兒王	全館 中原 高津 麻生	440円		3, 410円	
	体育室		幸 宮前 多摩	330円	550円	1, 100円	1,980円
	音楽室、 を参照。		学習室	の料金体	本系について	、教養室(ā は、川崎市ī	

- ・使用料金の時間を超えて使用する場合は、超過時間 1 時間(30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間とする。)につき、その直前の使用時間区分における使用料の 2 割相当額を増徴する。この場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- ・大ホール及びイベントホールの使用について入場料を徴収する場合 は、上表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得 た額を徴収する。
- ・大ホール(高津市民館に限る。)を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の 9 倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

・有料で付帯設備の利用が可能。

#### <分館使用料>

			金	額		
	種別		午前	午後	夜間	全日
			9時~ 11時30 分	0時30分~ 4時30分	5時30分~ 9時	9時~ 9時
会議室	集会室 集会室	菅生	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
云硪至	朱云王	岡上	1,210円	1,760円	2, 200円	5,170円
	 和室	日吉 橘	660円	770円	1,100円	2,530円
41 34 4		菅生	880円	990円	1,320円	3,190円
教養室	実習室	日吉 橘	880円	990円	1,320円	3,190円
	学習室	菅生	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	子百至	岡上	880円	990円	1,320円	3,190円
	茶華道室	岡上	880円	990円	1,320円	3, 190円
体育室		岡上	220円	330円	660円	1,210円

・上記の他、学習室(第1・2・3・4学習室)の料金体系については、川崎市市民館条例を参照。

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
根拠法令・条例	川崎市市民館条例・同使用規則	
使用料の減免	減額・免除有	
	「川崎市教育文化会館・川崎市市民館使用に関する減免措置	
	取扱要綱」	
	【3】教育文化会館、分館使用料と同様。	
利用回数の制限	1団体、同一館につき月4コマまで利用可能。	

【使用料の推移】 (単位:千円)

施設名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
幸市民館	14, 623	14, 135	8, 168
日吉分館	2, 706	2,668	2,660
中原市民館	20, 723	21, 239	20, 742
高津市民館	30, 906	31, 776	32, 359
高津市民館橘分館	2, 342	2, 261	2, 226
宮前市民館	23, 413	24, 394	24, 146
菅生分館	2,010	2, 238	2, 173
多摩市民館	29, 734	28, 625	28, 571
麻生市民館	23, 286	22,772	23, 860
岡上分館	1,064	1, 352	1, 334

【利用率の推移】 (単位:%)

施設名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
大ホー	幸市民館(注 1)	64. 0	62. 0	58. 5
ル	中原市民館	81. 4	85. 3	84. 1
	宮前市民館	82. 0	80.8	75. 0
	多摩市民館	84. 3	79. 4	83. 5
	麻生市民館	80. 1	80. 3	81. 4
会議室	幸市民館	51.6	51. 9	49. 3
	中原市民館	79. 5	79. 4	80. 2
	高津市民館	76. 4	78. 1	81. 0
	宮前市民館	59. 0	58. 4	58. 0
	多摩市民館	64. 3	63. 9	75. 2
	麻生市民館	67. 7	65. 4	67. 5
教養室	幸市民館	50.0	49. 1	43. 7
	日吉分館(注2)	39. 9	39. 4	41. 4
	中原市民館	72.8	74. 1	72. 1
	高津市民館	70. 2	70. 7	72. 2
	館橘分館(注2)	43. 5	41. 2	41. 2
	宮前市民館	56. 0	56.8	55. 1
	菅生分館(注 2)	49. 1	52. 3	51. 7
	多摩市民館	59. 6	58. 3	55. 8
	麻生市民館	63. 6	64. 2	64. 1

	岡上分館(注2)	35. 6	38. 7	44. 4
ギャラリー	高津市民館	75. 2	90. 4	96. 2

なお、利用率の計算方法については、【3】教育文化会館、分館使用料にて記載。

- (注1) 幸市民館は、主要駅周辺ではなく、最寄駅(JR南武線矢向駅、JR南武線鹿島田駅) からも少し離れた場所にあることにより、区外からの利用者が他館に比べて少ないこと、施設の老朽化が進んでいること等による影響もあり、利用率が他館に比べて低いと考えられる。
- (注 2) 市民館各分館は、各区に1館ある市民館の中間施設として、日常生活圏における市 民の生涯学習拠点として設置されており、交通手段が限られた場所(バス便のみ等) に立地している館が多いことや、諸室にしても、市民館と比較すると、利用目的が限 定される教養室しかないため、利用率が低く推移していると考えられる。

# (2) 使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

### i)原価の算出方針及び金額

市民館、各分館の管理運営に係る経費を原価として集計している。平成 28 年度の原価の総額は 914,247 千円(主な内訳:人件費 223,638 千円、需用費 118,964 千円、委託料 420,590 千円、負担金補助及び交付金 104,688 千円)である。

### ii) 現行の料金の設定方針

現在の使用料は、条例制定時の設定額から、管理運営に必要なコストの変動や、他自治体・ 民間との均衡等を考慮しながら、複数回の改定を経て設定している。

# ② 使用料の改定・見直し

【3】教育文化会館、分館使用料にて記載。

# (3) 監査の結果

【3】教育文化会館、分館使用料にて記載した①~②の意見は、当使用料にも該当する。 当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

# 【5】有馬·野川生涯学習支援施設利用料

# (1) 概要

項目			内容		
使用料の概要	有馬・野川生涯学習支援施設を使用するにあたっての利用料				
所管局部課名	教育委員会	事務局 生涯等	学習推進課		
料金体系	<施設利用料	\$>			
			金	額	
	種別	午前	午後	夜間	全日
		9時~12時	1時~5時	5時30分~9時	9時~9時
	集会室	2,640円	3,740円	4,840円	11, 220円
	和室	660円	770円	1, 100円	2,530円
	調理室	880円	990円	1, 320円	3, 190円
	実習室	660円	770円	1, 100円	2,530円
	第1学習室	880円	990円	1, 320円	3, 190円
	第2学習室	880円	990円	1, 320円	3, 190円
	第3学習室	880円	990円	1, 320円	3, 190円
	・土日祝日は規定使用料の2割増相当額。 ・利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。 ・有料で付帯設備の利用が可能。				
根拠法令・条例	川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例・同条例施行規則				
使用料の減免	減額・免除有				
	行政が行う事業に係る使用や、教育委員会が認める団体の生涯				
	学習の推進し	こ係る使用等	については使	<b></b> 使用料の減額	又は免除を認
	めている。				
利用回数の制限	1団体につき	き月4コマま	で利用可能。		

# 【使用料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	4, 635	4, 764	4, 901

注)指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

(単位:千円)

【利用率の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
学習室等	50. 5	53. 0	55. 6

なお、利用率の計算方法については、【3】教育文化会館、分館使用料にて記載。

(単位:%)

### (2) 使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

#### i)原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しており、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された 経費合計額及び市で支出した経費の額(消耗品費など)を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 37,347 千円(主な内訳:人件費 25,468 千円、光熱費 3,601 千円、修繕費 411 千円、業務委託費 7,202 千円、その他事務費 665 千円)である。

#### ii) 現行の料金の設定方針

現在の使用料は、設置目的や性質が類似している施設の状況を踏まえて設定している。具体的には、教育文化会館分館、市民館分館及び学校特別開放施設である土橋小学校多目的ホールと同規模の部屋を参考にしている。

# ② 使用料の改定・見直し

【3】教育文化会館、分館使用料にて記載。

#### (3)監査の結果

【3】教育文化会館、分館使用料にて記載した①~②の意見は、当使用料にも該当する。 当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

#### ① 指定管理者による事業収入がある施設の原価の算出について(意見)

有馬・野川生涯学習支援施設の収入は、ア)貸室・備品の使用料収入、イ)講座・教室参加料の指定管理者の事業収入に分けられる。受益者負担割合は貸室・備品の使用料収入のみを用いて算出している。

一方、原価は、使用料収入に対応する費用と事業収入に対応する費用(諸謝金、水道光熱 費等)とを区分していない。

すなわち、受益者負担割合の算出に当たって、使用料収入で賄うべき原価に、使用料収入に対応する原価と事業収入に対応する原価を集計している。講座・教室の運営等にかかる費用負担を貸室の利用者に転嫁する計算方法となっており、使用料が過大に設定されているおそれがある。事業収入に対応する費用は使用料の原価算定対象経費から控除して、使用料収入に対応する費用を用いて受益者負担割合を算出すべきと考えられる。

# 【6】学校施設開放使用料

# (1) 概要

項目	内容	
使用料の概要	学校施設開放において体育館を利用する団体から徴収 等相当額	双する電気代
所管局部課名	教育委員会事務局 生涯学習推進課	
料金体系	料金体系は市内学校毎に係る実費により、以下のよう	に1時間当
	たりの金額が設定されている。	
		(単位:円)
	学校名	金額 (1時間当たり)
	大師小学校、浅田小学校、坂戸小学校、下作延小学校等	150
	旭町小学校、幸町小学校、日吉小学校、夢見ヶ崎小学校等	200
	殿町小学校、四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校等	250
	さくら小学校、小田小学校、向小学校、京町小学校等   東門前小学校、向丘小学校、金程小学校、岡上小学校	300
	御幸小学校、中原小学校、末長小学校、高津小学校等	400
	古市場小学校、久地小学校、野川小学校、東菅小学校等	450
	子母口小学校、橘小学校、東生田小学校、百合丘小学校等	500
根拠法令・条例	川崎市立学校の施設の開放に関する規則	
使用料の減免	減額・免除 有	
	(免除)	
	・義務教育終了前の子ども、指導者その他活動を支援	する者で構成
	する団体	
	・障害者と指導者で構成する団体	
	・前項の規定によるほか、教育委員会が特別の理由が	あると認める
	とき。	
利用回数の制限	無	

# 【使用料の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	22, 561	22, 078	20, 966

(単位:千円)

# 【利用率の推移】

学校施設開放使用料に関して、学校教育に支障のない範囲で開放するという趣旨から、市 は利用率を計算していない。「学校教育に支障のない範囲」はその都度学校側で判断している ことであり、急な児童生徒対応や事故・設備故障などで直前になって施設開放の中止をお願 いする連絡を入れるケースも多々あり、開放日は結果的に開放できた日となることなどから、利用率の計算が難しい。また、わくわくプラザによる放課後等の施設開放時間の利用の扱いも学校ごとに違うため、計算が困難である。

# (2) 使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

学校施設開放使用料は、電気代や水道代の実費相当分を徴収するもので、原価合計額を算出する性質のものではないため、原価の算出方針の記載は省略する。

# ii) 現行の料金の設定方針

電気代等相当額は、「時間電気料+時間水道代+時間徴収経費」により算定された基礎料金を市の設定した1時間当たりの使用料区分(※1)に当てはめ、算出している。

なお、上記の各項目の算定方法は以下の通りである。

- ・時間電気料=電気料金平均単価(円)(実績)×各体育館の消費電力量(kwh)
- ・時間水道代=全校の年間利用人数÷5人×100×水道料金平均単価(実績)
- 時間徵収経費=徵収経費(実績) ÷年間点灯時間(実績)
- (※1) 使用料区分とは、150 円、200 円、250 円といった 50 円ごとの料金区分のことであり、例えば「時間電気料+時間水道代+時間徴収経費」の合計が 125 円 $\sim$ 175 円の範囲内であれば、150 円の区分に該当する。

# ② 使用料の改定・見直し

体育館の全面を利用せず半面のみを利用することを可能とし、それに伴い使用料を半額とする見直しを行った。

# (3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

# (4)過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップ

(意見の要旨)

#### Ⅱ-8 学校施設

- 2 体育館の電気料金
- (1) 体育館の電気代に係る受益者負担

学校施設開放事業に係る経費のうち電気代だけでも、経費の節減と税負担の軽減という観点からは、利用者に一定の受益者負担を求める余地があるものと考えられる。利用実態にふさわしいと判断する方法をもって、学校施設開放事業において掛かっている経費の金額及び負担を求めるコストを明らかにし、徴収経費等とのバランスを見極めながら、体育館電気代を収受するという受益者負担の是非を検討していく必要があると考える。

### (措置の要旨)

学校施設開放における体育館電気代等の諸経費について、平成 25 年度の受益者負担導入に向けて、「川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」等において、受益者負担とする対象経費の範囲等について検討します。

市は、体育館の電気代等相当額徴収を、平成26年1月から開始した。

電気代等相当額の算出方法について検討を行った結果、時間電気料と時間徴収経費は昨年 度実績に基づいて算出しており、時間水道代は一定の仮定(①トイレ使用時の水道代のみを 対象、②体育館利用1回のうち5人中1人がトイレ(大)を使用、③トイレは1回につき10 0流す)を用いて算出していた。

以上により、平成21年度包括外部監査における「体育館の電気料金」の意見に対しては、 措置に従って対応しているものと認められた。

# **江** 行政財産目的外使用料

# (1)概要

項目	内容
使用料の概要	行政財産について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度
	において使用を許可することにより徴収する使用料
所管局部課名	各行政財産の所管部局
根拠法令・条例	川崎市財産条例、川崎市財産規則
使用料の減免	減額・免除 有
	・国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用若
	しくは公共用に供するとき
	・公共的団体においてもっぱら公益事業の用に供するとき
	・事務又は事業の遂行上その他公益上特に必要があるとき
	・災害により行政財産の使用許可を受けた者が、当該財産を
	使用の目的に供しがたいと認める時
	上記の条項に基づき、減額・免除を契約ごとに判断してい
	る。

# (2) 使用料に対する基本的な考え方

# ① 使用料の算定方法

# i)料金の設定方針

目的外使用料は、土地や建物等の使用に伴い徴収する使用料であり、原価に見合った使用料を徴収するという考え方に基づいて使用料を算定するわけではない。このため、「使用料・手数料の設定基準」とは別に「使用料の算定基準」を設け、使用料を算定している。

目的外使用の対象となる物件は、定額物件(使用目的、使用形態から単位当たりの金額で定めたもの)と定率物件に分類される。

定額物件	定額物件は、電柱や電線といった柱類や水管等の管類、電話柱等の設置のた			
	めに行政財産を使用許可する場合が該当する。			
定率物件	定率物件は、定額物件以外のもので、使用の対価を財産の価額の一定割合と			
	し、「使用料の算定基準」(以下、「算定基準」という。)で定めた算式に従っ			
	て算定する。			

そのうえで、「貸付料及び使用料の減免取扱要領」(以下、「減免取扱要領」という。)に従って、減免の判断を案件ごとに行っている。

# ② 監査の方針

使用料の算定基準は平成 28 年 10 月に改定しており、当報告書の監査対象期間の平成 28 年 度の使用料は改定前の算定基準に基づき算定している。

算定基準によると、使用料は一定の算式に基づいて機械的に算定されるため市の裁量が入る 余地はないが、減免については、減免できる場合に該当するか、免除か減額どちらに該当する のか、どの程度減額するのか、などの判断が契約ごとに必要となるため、部局担当者が判断に 迷う契約もあるのではないかと考えた。

財政局の資産運用課にヒアリングしたところ、契約にかかる減免率を網羅的に把握できないことが分かったため、契約の一覧表から一定数のサンプルを抽出し、個々の契約の減免率の算出方法を確認した。

# (3) 監査の結果

# ① 減免率にかかる文書化の必要性について(指摘)

目的外使用料のうち、レストラン・喫茶室・事務室を対象としたうえで、契約の一覧表から使用料と面積を考慮し、以下の9件を任意でサンプルした。

No	対象施設	使用者	主な用途	減額
1	川崎市国際交流センター	(株)ホテル精養軒	レストラン	有
2	川崎市国際交流センター	(株)ホテル精養軒	ホテル	有
3	南部防災センター	(公財) 川崎市消防防災 指導公社	事務室等	無
4	川崎市岡本太郎美術館	三本コーヒー(株)	喫茶室	無
5	川崎市藤子・F・不二雄ミ	藤子・F・不二雄ミュー	ショップ・レスト	無
	ュージアム	ジアム製作委員会	ラン	
6	産業振興会館	(一社) 川崎市商店街連 合会	事務室	無
7	産業振興会館	川崎ビル美装(株)	地域交流コミュ ニティカフェ	有
8	総合福祉センター	(株)ホテル精養軒	レストラン	有
9	福祉パルたかつ	川崎市老人福祉施設事 業協会	事務室	無

その結果、9施設のうち4施設で使用料の減額がなされていた。

減免取扱要領では、減免率は特別な理由があることを除いて 50%が限度とされているが、減額があった 4 件の減免率は、それぞれ 95%、78%、50%、30%と様々であった。

目的外使用料は、減額前の使用料に減免率を乗じて算定する。この点、各使用料の算定シー

トをレビューしたところ、減免率に関する説明は記載されておらず、なぜ減免しているのか、 減免率をどのように決定したのかは不明であった。

減免した契約について、文書上で減免率を決定した理由を明確にしていないと、各部局の担当者の裁量により減免率に差が生じるおそれがある。減免理由や減免率の決定根拠は、文書に明確に記載を残すべきである。ヒアリングでは、減免率は50%を基本としており、50%以外のものは例外との説明であったが、原則が50%ならば、原則以外の減免率を採用している案件について、減免率の決定根拠の文書化を徹底する必要がある。

なお、減免率が 95%と 78%の契約については、市が平成 25 年頃に今後の方向性を検討した際の資料に平成 5 年頃の施設の開館時に減免した理由や減免率をどのように決定したかの記載があり、減免前の金額では事業の実施が難しいが事業が施設の運営にあたり必要なものであることを理由としていることから特別な理由があるものとして減免率が 50%を超えていることには問題はないと判断した。当該 2 件の契約は、平成 29 年度より公募による貸付契約に転換し、改善されている。

# <参考資料>

# 使用料・手数料の設定基準

平成 26 年 7 月 川 崎 市

# 1 「受益と負担の適正化」の基本的な考え方

市が提供している公の施設の維持管理・運営や行政サービスは、道路や公園の適切な維持管理などのように、ほとんどの市民の日常生活に必要で、かつ、民間では類似のサービスが提供されていないものから、スポーツ施設の管理運営などのように、主として一定の利用者がその便益を受け、かつ、民間でも類似のサービスが提供されているものまで多岐にわたります。

市が提供する公共サービスのコストは基本的に、市民の皆様が「納税」という形で負担をしていますが、公の施設の利用や、証明書の交付、営業許可手続きなどについては、市民の皆様が受けるサービスに相違があることから、これまでも「受益者負担の原則」に基づき、使用料・手数料という形で、その費用の一部を利用者の皆様に負担していただいています。

こうした使用料・手数料の額はこれまで、他の自治体との比較や本市類似施設との均衡などを勘案しつつ、施設の新設や改築、行政サービスの内容の変更の際に、行財政改革の「受益と負担の適正化」の取組の中で個別に検討し、設定してきましたが、近年、指定管理者制度の導入、行政サービスへの民間部門の活用範囲の拡大、OA化の進展などによるコストの減や、電気代や燃料費などの増嵩、平成26年4月からの消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)率の引き上げによるコストの増などの動きが生じています。

こうしたことから、行政サービスのコストについて、改めて市民の皆様に お示しするとともに、継続したコストの縮減努力を前提としつつ使用料・手 数料に適切に反映し、「受益と負担の適正化」を図る必要があります。

# 2 基準の必要性

使用料・手数料を設定するにあたっては、「コストの見える化」を図るとともに、公共部門と民間部門との役割分担(公共関与の必要性)や、民間における同種・類似サービスの提供の状況、本市が進める様々な施策との整合性などを踏まえて適切な水準を設定する必要があります。

た、公費(税金)を充てる範囲と受益者が負担すべき範囲を明確にすることで、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するとともに、「受益と負担の適正化」を図ることが重要です。

こうしたことから、公の施設の維持管理・運営や行政サービスに関する「コストの見える化」を進めるとともに、使用料・手数料について、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、原価の算定方法や、その原価に対する受益者負担と公費負担の割合の考え方などを明らかにした「使用料・手数料の設定基準」を策定するものです。

# 3 使用料・手数料の原価算定の対象経費と算出

# (1) 対象経費

公の施設の維持管理・運営や証明書の交付などの行政サービスに係る経費には、人件費、光熱水費、施設・設備の保守費や修繕費などの「ランニングコスト」と、施設の建設やシステム導入などの「イニシャルコスト」(建設に市債を充てている場合は、後年度の市債の償還費を含む。)があります。

# 【原価算定の対象経費】

ランニングコスト	公の施設の管理運営に 係る経費 行政サービスの提供に 係る経費	人件費	受付、使用料の徴収、保守点検等の事務など、通常の施設運営に係る人件費	
		物件費等	光熱水費、施設・設備の保守点検委託 料、施設・設備の修繕費、消耗品・備 品購入費、通信運搬費など、通常の施 設運営に係る物件費等	
イニシャルコスト	用地に係る経費	公の施設の用地に係る経費		
	施設の建設(取得)に 係る経費	公の施設の建設(取得)に要した経費		
	システム導入に係る 経費	システム導入に要した経費		

※次のような経費は原価算定の対象外とします。

- ア 通常の施設利用以外に開催された教室やセミナー、講座の経費など、特定の個人の 便益に要した経費のように、受益者から必要に応じて徴収するべき経費
- イ 災害等により生じた災害の復旧や避難所としての活用など、公の施設本来の設置 目的と異なる一時的な経費

# (2) 算出

# ア 算出の単位

原価の算出の単位は、法令等に定める公の施設ごと、行政サービスごとに算出することとします。これは、例えば公の施設内の会議室やホールなどの個々の設備は多種多様であり、それぞれの設備ごとに原価計算を行うことは、人件費や光熱水費の算定が非常に困難であることによるものです。

# イ ランニングコスト

ランニングコストの算出は、原価算定対象経費の決算額を基本とし、改定後の使用料・手数料が適用される日に予定されている制度改正、例えば消費税率の引き上げによる経費増などは原価に適切に反映することとします。

# ウ イニシャルコスト

イニシャルコストの算出は、算出時点での公の施設の用地に係る経費の 額及び公の施設の建設(取得)に要した経費を施設の耐用年数で除した額 (=減価償却費相当額)とします。

また、システム導入に係る経費については、当該導入に要した経費を、 システムの運用予定年数で除した額とします。

なお、原価の算定にあたっては、基本的にイニシャルコストを含めることとしますが、当該公の施設の法的位置付けや性質、受益者の範囲などにより、当該公の施設が「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、原価に含めないこととします。

# 4 受益者負担と公費負担の割合

# (1) 公の施設の使用料

施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、次のような要素をもとに「標準的な負担割合」を決定します。

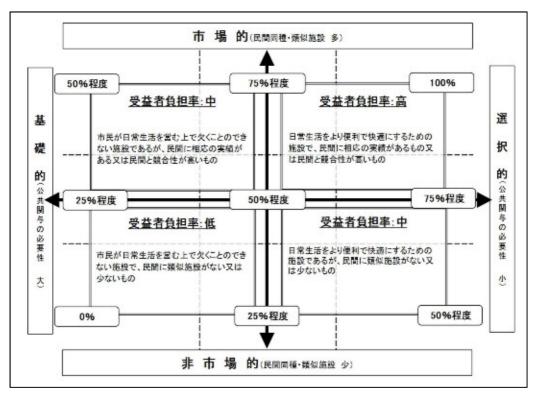
### ア 基礎的・選択的・・・公共関与の必要性

- ・「基礎的」・・・日常生活においてほとんどの市民に必要とされるサービ スであり、年齢や性別、住所地を問わず、広く提供されるべきサービス
- ・「選択的」・・・そのサービスを通じて市民生活に潤いや活力が生じ、あるいは余暇活動の選択肢として利用するサービス。市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なるもの。

# イ 市場的・非市場的・・・収益性

- 「市場的」・・・民間においても同種・類似のサービスが提供されるもの
- ・「非市場的」・・・民間においては同種・類似のサービスが提供されにく く、主として行政が提供するもの

# 【標準的な受益者負担の考え方】



公共関与の必要性や収益性は、公の施設の中の会議室やホールといった 部分ごとに判断するものではなく、公の施設全体の性質、法や条例に規定 された公の施設の設置目的に沿って判断することを基本とします。

※ 公の施設の性質から「受益者負担 0%」となる施設であっても、特定の個人の便益に要した経費として原価算定の対象外とした経費については、受益者負担を適切に求めることとします。(3ページ参照)

# (2) 行政サービスの手数料

手数料については、「必要な市民の求めに応じて行う」事務の対価という 性質から、原価算定対象経費の全額を受益者(申請者)の負担とします。

# 5 具体的な使用料・手数料の設定

# (1) 原価算定・受益者負担の使用料・手数料への反映

原価とその受益者負担の割合は、法令等に定める公の施設ごと、行政サービスごとに算定していますが、使用料・手数料の体系への具体的な反映にあたっては、受益者負担とした原価分全額をその体系の中で適切に転嫁することとします。

算定例は次のようなケースが考えられますが、それぞれ状況が異なることから、公の施設ごと、行政サービスごとに検討します。

なお、減免措置に係る使用料・手数料の減分については、減免措置を行わなかったものとして算定します。

# 【算定方法の例】

- ア 博物館や美術館、プール等、利用者数が明らかであり、1人当りの使用 料が算定できる場合
  - 1 人当たりの使用料:原価×受益者負担割合÷利用者数
  - ※ 利用者の年齢や利用方法によって使用料を設定する場合に は、原価分全額が使用料の総額に適切に転嫁できていること が基本とします。
  - ※ 利用者数の中には減免措置を行った利用者数も含まれます。
- イ 市民館等の会議室やホール等、貸室の利用の場合
  - 1室当たりの使用料:

原価×受益者負担割合(受益者負担とした原価分)

- ÷貸室全体面積÷年間開館時間=1 ㎡当たりの使用料
- 1 m<sup>2</sup>当たりの使用料×利用面積×利用時間
- ※ 使用料の総額と受益者負担とした原価分とが一致すること を基本として、貸室の性質(会議室・ホール・音楽室・視聴 覚室・調理室など)や利用時間帯、利用率により、それぞれ の貸室の使用料設定に差異を設けることもあります。

# (2) 別の基準がすでに設定されている使用料・手数料

次のような場合には、それぞれ定められた基準にしたがって使用料・手数料を設定することとします。

- ア 法令等により、公の施設や行政サービスの使用料・手数料の基準が定め られている場合
- イ 国や県、周辺自治体との協定等により、同種の公の施設や行政サービス の使用料・手数料の算定方法や受益者負担の割合が定められている場合
  - 【例1】公営住宅、障害者(児)通所施設、高等学校などの使用料
  - 【例2】 手数料等の標準に関する政令に規定されている手数料
- ※ 上記の例1・例2は、法令等の規定等により、使用料・手数料設定にあたって本市 に裁量の余地がないものを指しています。したがって、「近傍同種施設の使用料」、「類 似の行政サービス」という理由は該当しません。

# 6 使用料・手数料の減免措置

使用料・手数料については、それぞれの公の施設や行政サービスごとに、一定の行政目的の達成などのために減免措置が必要な場合があり、現行においても、条例や規則の規定に減免となる場合を定め、減免の取扱を行っているところです。

減免措置あくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは、「受益と負担の適正化」に反することとなりますので、減免の取扱が際限なく広がることがないよう、公の施設や行政サービスの性格と、減免の対象となる場合とを十分に検討し、適切に見直しを行うこととします。

# 【現行の減免措置の設定例】

#### ●市民館使用規則

市

民

(使用料の減免)

- 第7条 委員会は次の各号の一に該当する場合は、市民館の施設及び設備の使用料の5割相当額を減額する。
  - (1) 市がその事務事業のために使用するとき。
  - (2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用するとき。
  - (3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用するとき。
  - (4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用するとき

館

2 委員会は、前項の規定によるほか、施設及び設備の使用料の減免について特に 必要がある場合は、別にこれを決定する。

# ●スポーツセンター条例施行規則

(利用料金の減免)

- 第10条 条例第14条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除す る場合及びその額は、次のとおりとする。
  - (1) 国又は地方公共団体が、公用又は公益事業の用に供するために利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
  - (2) 指導育成を行う必要があると市が認める団体が、その目的のために利用する 場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
  - (3) 市内に居住する障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15 条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 12 条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉 法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所の 判定により知的障害者とされた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている者その他これらと同程度の障害を有すると認められる者を いう。)が個人利用する場合 利用料金の全額
- 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるとき は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

#### ●手数料条例

手

ス

ポ

ツ

セ

タ

1

数

料

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除するこ とができる。

- (1) 官公署からの請求によるとき。
- (2) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護を受けている者からの請求 によるとき。
- (3) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

# 民間や周辺自治体の同種・類似の使用料・手数料との均衡

使用料・手数料の改定にあたっては、原則、受益者負担とした原価分全額を 使用料・手数料の体系の中で適切に転嫁することとしますが、改定後の使用料・ 手数料が、民間や周辺自治体の同種・類似使用料・手数料に比べ著しく高額と なり利用率が低下するような場合や、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫 する場合など、他の類似の使用料・手数料との均衡を失する場合には、改定額 を調整することとします。

なお、均衡を図ることとして調整した使用料・手数料については、引き続き 検証を続け、「受益と負担の適正化」の観点から適切に見直しを図ることとし ます。

# 改定・新規設定に係る経過措置

使用料・手数料の改定にあたって、次のような場合には経過措置により改定 額を調整することとします。また、使用料・手数料を新たに設定する場合にも 同様に調整できることとします。

なお、経過措置により調整した使用料・手数料については、引き続き検証を 続け、原価算定対象経費の縮減努力を継続した上で、それでもなお必要な場合 には使用料・手数料を段階的に引き上げるなど、「受益と負担の適正化」の観 点から適切に見直しを図ることとします。

# 【経過措置の内容】

<u></u>	
	基準
(1) 改定前の使用料・手数料に比べ大	改定前の使用料・手数料の 1.5 倍を超え
幅な増額が生じる場合	ない額
(2) 民間の類似事業や近傍自治体の同	基準に基づく使用料・手数料の額の 1/2 を下
種・類似の施設・行政サービスの使	回らない額
用料・手数料を大幅に上回る場合	

# 9 利用料金制施設

公の施設のうち、指定管理者制度による利用料金制を採っている施設について、この基準により定める使用料は、指定管理者が設定する利用料金ではなく、 条例等に設定する上限額となります。

なお、既に指定管理者と協定を締結している施設については、条例等に定める上限額の見直しとともに、利用料金の設定について見直しを行う必要があります。

それにあたっては、指定管理者制度は「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため」(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項)のものであることを踏まえ、指定管理料は原価算定と受益者負担割合によって算定された公費負担相当額、条例等の規定に基づく減免措置分及び使用料の改定に伴う経過措置分の合計額であることを前提として条例等で使用料の上限額を設定する必要があります。

# 10 継続した見直しの取組

公の施設や行政サービスに係る原価は、コスト削減の取組や、利用者数の推 移などの施設の運営状況、物価の変動、税制改正などの動向により変動してい きます。

使用料・手数料については、コストの縮減努力を前提としつつ、「受益と負担の適正化」の観点から継続した見直しが必要です。

したがって、原価算定については適宜行うこととし、使用料・手数料の改定 を含めた見直しについては、大幅な原価の変動による場合などを除き、おおむ ね4年ごとに検討していくこととします。

3 0 川監公第 2 号 平成 3 0 年 2 月 9 日

平成28年度包括外部監査の結果に基づく措置について (公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成28年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、教育長から通知がありましたので、当該通知に係る事項を公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 花輪孝一

同 山田益男

29川教庶第1062号 平成30年 1月23日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

教育長 渡邊 直美

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された 意見に対する対応状況について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、平成29年2月1日付けで包括外部監査人青山伸一氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありましたが、同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

# 平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ:小学校・中学校及び特別支援学校に関する財務事務の執行について】

# 第5 学校の管理運営等に関する事務

- 2. 学校へのアンケートの実施について
- ①学校徴収金:徴収事務について

# 【指摘事項】 口座振替による徴収の必要性

#### [指摘の要旨]

アンケートの結果、学校徴収金の口座振替を行わない学校が1校あった。人数が少ないことや学区が市全域であることは口座振替に拠らなくて良い理由にはならない。 事故防止のため、また入金確認等の管理を確実に行うために、学校徴収金は口座振替による徴収をする必要がある。

#### 〔措置の内容〕

平成 30 年度から、口座振替による徴収となるよう、学校において金融機関及び保護者と調整を進めています。

### 【指摘事項】 現金徴収した場合における口座への入金の必要性

### [指摘の要旨]

現金徴収を行った場合について、預金通帳に記録していない学校が 12 校、通帳に記録を残さずかつ徴収台帳に記載していない学校が 1 校あった。預金通帳に記録を残し、徴収台帳に記録する理由は、事故防止の他に入金確認や管理を確実にする必要があるためである。これは、現金徴収を行ったが、適時に口座への入金をしていないことが原因と考えられる。

とりわけ、通帳にも徴収台帳にも記録を残さない場合、どの児童生徒につき未収金がどれだけ残っているのかは不明となる。したがって、金融機関が遠方であり出向くことができない場合がある等個別の事情がある場合を除き、必ず口座に入金することで通帳に記録を残し、同時に徴収台帳に記録する必要がある。したがって、市は各学校にこのように指導する必要がある。

#### [措置の内容]

平成29年3月1日の合同校長会議において、学校徴収金について、「学校徴収金に 関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、現金徴収を行った場合 は、速やかに口座に入金して徴収台帳に記録するよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

#### ②学校徴収金:物品購入/委託契約~支払いについて

#### 【指摘事項】領収書の受領について

[指摘の要旨]

実務上、ほとんどの学校で現金による支払いが行われている。このこと自体に問題はないが、銀行振込と違い、支払及びその内容の証跡を残すために、現金による支払いを行った際は領収書を必ず受領するようにしなければならない。

#### [措置の内容]

平成 29 年 3 月 1 日の合同校長会議及び平成 29 年 4 月 26 日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、現金による支払いを行った際は領収書を必ず受領するよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による点 検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

# ③学校徴収金:決算について

# 【指摘事項】学校徴収金の責任者について

#### 〔指摘の要旨〕

アンケート結果により、学校長に対する学校徴収金にかかる様々な報告が充分でない例が見受けられる。

確かに、臨時的に発生した、金額が僅かな入金についてまで、逐次学校長に報告するのかという点は実務的な判断を要するところではあるが、期間を区切って一定期間分(1月分あるいは1学期分など)をまとめて報告するなど、合理的な対応方法は考えられるのであり、何も報告しないという事務は改める必要がある。

また、学校長が金銭出納簿に押印していない学校が少なからずあるが、学校徴収金の責任者は学校長である。押印することは単なるチェックという意味ではなく、責任者の明示という意味もあるため、省略すべきではない。

# 「措置の内容〕

平成 29 年 3 月 1 日の合同校長会議及び平成 29 年 4 月 26 日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、会計担当者は定期的に収支の状況を確認し、金銭出納簿に通帳を添えて校長に報告すること。校長は関係帳簿等を確認後、金銭出納簿に押印すること。会計担当者は、年度末に手引きの趣旨に沿って決算書を作成し、校長は、関係帳簿・帳票類を照合、確認後、決算書に押印することを周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

# 【指摘事項】 保護者への報告について

#### 〔指摘の要旨〕

学校徴収金は、他の税金由来の支出(公費)と異なり、学校と保護者の信頼関係を 前提として運用されている。したがって、学校は必ず学校長の名の下にその会計報告 を行わなければならない。行っていない学校は今後必ず実施する必要がある。 また、徴収したお金に残額が生じた場合、どのような処理をすることとしたかについても保護者に報告する必要がある。この点も実施していない学校は改める必要がある。

#### 〔措置の内容〕

平成 29 年 3 月 1 日の合同校長会議及び平成 29 年 4 月 26 日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行うとともに、会計報告の必要性について周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

また、残額が生じた場合等の処理については、学校における実態を踏まえて学校長等と協議し、平成30年度決算分から、保護者へ報告するよう改めていきます。

# 3. 学校往査について

①学校徴収金の事務について(徴収金手引き)

# 【指摘事項】 「徴収金手引き」の運用状況の確認の必要性について

#### [指摘の要旨]

「徴収金手引き」が学校徴収金の事務を行う際の指針となるものであるが、その内容は学校徴収金の事務に関する基本的事項、一般的事項の扱いに関する指針を示したものであり、具体的な記載にはなっていない。具体的な事務に関しては各学校に委ねられているのが実情である。このため、学校によって事務に差が生じている状況にある。

もちろん、学校ごとにも規模や地域性といった特徴があるので、学校徴収金の事務 処理についても学校の特徴に合わせて処理ができるように裁量の余地を設けることは 必要である。

但し、この差が学校の特色、地域の特色から来るものであれば、むしろ学校徴収金の各学校の独自性の反映ととらえることもできるが、単に、具体性に欠けることからくる各教員による工夫、前年以前からの事務の踏襲に過ぎないのであれば問題である。

各学校に学校徴収金の事務取扱を任せている問題点としては、学校徴収金の事務の制度が、事務を扱う教員の裁量に任されている点、事務の引継ぎの際に具体的な取り扱いに関する指針がないためノウハウの引継ぎが難しい点などがあげられる。

学校徴収金は私費であるにもかかわらず、川崎市は「徴収金手引き」を作成して管理している点は大変評価ができる点であるが、学校徴収金の事務を行う際の指針となるためには、さらに同手引きの活用に向けた検討を行うことが重要となる。

学校徴収金の事務の取り扱いについて、市が「徴収金手引き」を作成し、学校徴収金の事務の指針として示した以上、示しただけでは十分ではなく活用状況を確認することも市の役割である。

#### 〔措置の内容〕

平成29年3月1日の合同校長会議及び平成29年4月26日開催の学校財務事務説明会において、手引きを活用するよう周知依頼しました。

さらに、平成29年度中に手引きに準じた事務処理が行われ、活用されているかを確認・点検するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成30年度から、学校長による点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

### ②学校徴収金の事務について(単年度決算)

# 【指摘事項】 単年度決算における過年度の未納分開示について

#### [指摘の要旨]

学校徴収金は、その種類によって年度を越えて繰り越さず年度末に精算するもの(単年度決算)と、年度末に預金が残っていても精算をせずに翌年度に繰り越すものに分けられる。

このうち、年度を越えて繰り越さず年度末に精算するもの(単年度決算)は、年度 末に未納金が存在しないことが前提となっている。しかしながら、何らかの事情によ って年度末に未納金を回収できない場合がある。学校徴収金の未納金がある旨の保護 者への開示については、各学校で対応が分かれている。市としての考え方を明確にし た上で、各家庭に説明するなど各学校で統一的な対応が必要である。

# [措置の内容]

学校徴収金の未納金がある旨の保護者への説明等については、学校における実態を 踏まえて学校長等と協議し、平成30年度中を目途に、保護者への開示のあり方につい て検討を進めていきます。

# ③学校徴収金の事務について(その他)

#### 【指摘事項】 教職員による立替について

#### 〔指摘の要旨〕

学校徴収金に関して、教職員が立替をする事例が見受けられた。教職員による立替は、学校徴収金と教職員個人の現金との混同を意味するので避ける必要がある。

事例 1 学校徴収金の年度最初の入金の前に支出しなければならない事項が発生して 教員等が立替を行っている。

事例 2 毎月一定額の学校徴収金を徴収しているが、校外学習など大きな行事がある と一時的に教師が立替えし、その後生徒からの徴収金で補てんする場合に教師が立替 を行っている。

事例 3 学校徴収金については、各家庭からの入金が口座引き落としで定額徴収しているが、支払いは夏休み前までの支払いが集中しているため、夏休み明けの入金まで教員による立替や業者への支払い遅延が生じる場合がある。

事例 4 預金通帳の支払い日は9月24日となっている食材購入費について、領収書の日付が7月15日となっていたものがあった。これは教職員が2か月間当該食材購入費を立替えていたと推測される。

前期、後期で差をつけ、前期は多めの額を徴収する2段階の徴収とするなど、徴収 方法を工夫して教師等による立替を極力なくすことが必要である。

#### [措置の内容]

教職員の立替については、学校における実態を踏まえて学校長等と協議し、平成30

年度中を目途に、立替を極力なくす方策について検討を進めていきます。

### 【指摘事項】 現金徴収を行った学校徴収金の適時の口座への入金について

#### [指摘の要旨]

現金で徴収した場合に入金処理が行われていない事例が複数の学校で見受けられた。 「【指摘事項】口座振替による徴収の必要性」にも記載したとおり、徴収金手引きでは、 「振替不能等により現金徴収したものについても必ず入金して通帳に記録を残すよう にします。」と定められており、入金手続きを徹底する必要がある。

#### [措置の内容]

平成 29 年 3 月 1 日の合同校長会議において、学校徴収金について、「学校徴収金に 関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、現金徴収を行った場合 は、速やかに口座に入金して徴収台帳に記録するよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

# 【指摘事項】 学校徴収金出納簿の未作成

#### 〔指摘の要旨〕

口座への入金を行っても、口座入金の履歴について出納簿を作成せずに通帳コピーで代用している事例、日常業務において現金出納簿は作成せず年度末等にまとめて作成する事例等、出納簿の作成に関して、多くの事例があった。出納簿は日常的に作成する習慣をつけることが必要である。

#### 〔措置の内容〕

平成 29 年 3 月 1 日の合同校長会議及び平成 29 年 4 月 26 日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、出納簿を作成するよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

### 【指摘事項】 決算の承認印

#### [指摘の要旨]

学校徴収金の決算の承認は校長が行うことになっているが、会計報告の中には校長の印のないものがあった。学校徴収金は原則 1 人で会計事務を行うため内部統制機能を働かせるためにも校長による押印は必須となる。

#### [措置の内容]

平成 29 年 3 月 1 日の合同校長会議及び平成 29 年 4 月 26 日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、会計担当者は、年度末に手引きの様式「決算書」の趣旨に沿って決算書を作成し、学校長は、関係帳簿・帳票類を照合、確認後、決算書に押

印するよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

# 第6 学力及び心の育成等に関する事業

### 1. 道徳教育用教材活用支援事業費

### 【指摘事項】副読本等の重複購入について

#### [指摘の要旨]

A 小学校において、児童用副読本及び教員用指導書が2種類追加購入されている。 A 小学校が重複していることは、購入一覧の学校数をカウントすれば1校分多いため 容易に判明したはずであるが、担当課は気付かないままであった。担当課には無駄の ない支出となるようにチェックを行い、今後このようなことが生じないよう管理を徹 底する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

学校ごとの選択した出版社を確認するだけでなく、一覧を確認するなど、複数の角度から確認を重ねて行い、今後はこのようなことが生じないよう管理を徹底していきます。

さらに、平成 29 年4月4日に実施した課内ミーティングで本事案の周知を行い、 各自の担当する指導課所管業務において、学校からの回答を集約する等類似の事務を 行う際も同様の取り扱いをすることといたしました。

#### 2. 少人数指導等非常勤講師配置事業費

# 【指摘事項】 実施要綱に規定する実施計画書及び報告書等について

#### 〔指摘の要旨〕

実施要綱第5条において、事業実施に係る必要書類(様式1~様式3及び成果等のとりまとめ)を定めているが、平成27年度においては、いずれの書類も作成されていなかった。今後はこのようなことがないようにすることが必要である。なお、実施計画書及び実施報告書等をマネジメントに活用するためには、少人数指導等推進事業の実施体制について検討する必要があると思われる。

#### 〔措置の内容〕

実施計画書等の必要書類の作成については、今後適切に対応してまいります。 非常勤講師を含めた教職員定数のより効率的・効果的な活用方法を検証するため、 今年度内に総合教育センター等の関係部署も交えて少人数指導等の施策に合わせて、 各校からの報告内容なども含めて整理し、平成 30 年度の少人数指導等推進事業にお いて検討した実施体制で取り組めるようにします。

#### 3. 外国語指導助手配置事業費

# 【指摘事項】 委託業務完了届等の文書管理の徹底について

[指摘の要旨]

外国語指導助手 (ALT) 業務委託仕様書の規定に従い、平成 27 年度の委託業務 完了届及び請求書を確認したところ、平成 27 年 6 月分の委託業務完了届、請求書の 原本が紛失されていた。当該書類は、電子文書化され、文書管理システムに保存されていたため、その内容は確認することができたものの、市及び受託者の押印もある重要な文書であるから、今後は文書管理の徹底を図る必要がある。

#### 〔措置の内容〕

平成 28 年度中に当該年度の担当者ごとに、定期的に時間を設けて書類が適正に管理されている事の確認を行うことにより、重要書類の管理状況の徹底を図りました。また、平成 29 年度より、各担当の管理状況を複数の目で管理するために、副担当制を採用することとしました。正副担当により事業管理するとともに、書類管理の徹底にもつなげました。

# 7. 小学校自然教室運営事業費

# 【指摘事項】 委託契約の変更について (小学校自然教室運営委託)

#### 〔指摘の要旨〕

委託契約を変更する場合には、契約書や仕様書に変更内容を網羅的かつ正確に記載し、委託先と合意したことを文書で残すことが重要である。

#### 〔措置の内容〕

平成 29 年4月4日に行なった課内ミーティングにおいて、本事案の周知を行い、 契約の履行及びそれに応じた委託料の支払いについて、委託契約を変更する場合には、 契約書や仕様書に変更内容を網羅的かつ正確に記載し、委託先と合意したことを文書 で残すことといたしました。

# 【指摘事項】 委託契約の変更について (小中学校自然教室看護業務委託)

# [指摘の要旨]

委託契約を変更する場合には、契約書や仕様書に変更内容を網羅的かつ正確に記載し、委託先と合意したことを文書で残すことが重要である。

#### 〔措置の内容〕

平成 29 年4月4日に行なった課内ミーティングにおいて、本事案の周知を行い、 契約の履行及びそれに応じた委託料の支払いについて、委託契約を変更する場合には、 契約書や仕様書に変更内容を網羅的かつ正確に記載し、委託先と合意したことを文書 で残すことといたしました。

# 9. 情報教育ネットワーク事業費

#### 【指摘事項】 代理人による入札書の記載について

#### [指摘の要旨]

需用費「マイクロソフト社 教育機関向けライセンス (EES) (川崎市教育委員会版)」の入札手続きにおいて、入札書の記載に不備のあるものが 2 件あった。また、委託料「川崎市教育情報ネットワークシステム運用管理委託」の入札手続きにおいても、入札書の記載に不備のあるものが 1 件あった。

代表者以外の者が代理で入札に参加する場合には、委任状が必要になる(川崎市契約規則第17条)。その場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名・押印が必要となり、代理人の印鑑は委任状に押印したものと同じ印鑑を使用しなければならない。しかし、上記3件については、委任状は適切に作成されていたが、入札書に代理人氏名・押印がなかった。

「入札情報 かわさき」の共通ダウンロードファイル一覧にある「委任状の記入例」 にもその旨が示されていることから、入札書の記載に不備がないように入札者への指 示を徹底する必要がある。

#### [措置の内容]

監査の指摘を踏まえ、平成 29 年 2 月より、入札書の記載については、「川崎市契約規則」のほか本市ホームページ掲載の「委任状についてのお願い」に則っていることにつき、複数職員による確認を徹底することとしました。

# 10. 中学校コンピュータ教室運営事業費

# 【指摘事項】予定価格(入札時比較価格)について

# [指摘の要旨]

使用料及び賃借料「川崎市立中学校等 50 校コンピュータ教室用電子計算機賃貸借 契約(再リース)」は、再リースであるため、随意契約としている。

予定価格は、業者からの見積りを参考に決定しているが、消費税等の端数処理の違いにより、予定価格書と開札状況表との間に齟齬が生じている。具体的には、予定価格書の入札書比較価格(予定価格:税抜)が 67,187,337 円となっているのに対し、開札状況表の入札金額は67,187,340円となっており、3円の差が生じている。つまり、予定価格を3円オーバーしている状態で、業者決定となっていることになる。

市は業者の見積合計 72,562,325 円(税込)を 1.08 で割り戻して、67,187,337 円を入札書比較価格(予定価格:税抜)としているが、業者の見積りでは、月額により消費税等を計算したうえで、年額換算(11 か月分)しているため、差が生じたものである。

契約額に差は生じないものの、市の計算は、システムによる自動計算によっている ため、差額が発生し、書類上齟齬が生じる結果となっている。システム上の都合とは いえ、今後は、消費税等の端数処理に留意し、予定価格(入札書比較価格)と齟齬が 生じないよう留意する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

監査の指摘を踏まえ、平成 29 年 2 月より、消費税等の端数処理について、今後同様な事案が発生した場合、予定価格書を財務システムの帳票作成によらずに作成する等して、改札状況表の記載と齟齬が生じないよう徹底することとしました。

# 第7 スポーツ教育推進、学校保健、学校給食等に関する事業

#### 2. 中学校運動部活動事業費

【指摘事項】部活動外部指導者の派遣中止について

[指摘の要旨]

要綱では、外部指導者による適格性を欠く行為等があった場合、学校長から報告書を教育長に提出し、派遣を中止することができるが、その要件に該当していないにもかかわらず、学校側が手続を十分に理解していなかったために提出された報告書があった。

所管課においては、学校に対し、改めて外部指導者派遣に係る手続を理解させる必要がある。

#### [措置の内容]

平成 29 年 4 月 28 日の部活動指導者連絡調整会議において、要綱第 9 条 (派遣の中止)に該当していないにも関わらず、書類が提出された事例があったことを報告しました。今後は、要綱に該当しているかを十分確認し、要綱に見合った書類の提出を行うことを説明し、学校に手続きの理解を深め、証憑類の徴取及び保管について適切に行っていきます。

# 6. 被服衛生経費

### 【指摘事項】被服費の中間検査について

# [指摘の要旨]

納入要領に定められた提出物・書類を順次確認したところ、契約後の検査として中間検査について「必要に応じて健康教育課の指定する日時に製品及び材料について縫製検査を行う。」と記載されているにも関わらず、中間検査書が存在しなかった。所管課によると、中間検査自体は実施したが、検査書を作成しなかったとのことである。

検査書が作成されていないと、中間検査の結果が書面で残されず、中間検査が適切 に行われたことを確認できない。検査を行った以上は、検査書を必ず作成する必要が ある。

# 〔措置の内容〕

白衣等の中間検査について、当該指摘を踏まえ、中間検査書を作成し、平成 29 年 2月 10 日付けで課内決裁を得て、関係資料とともに保存しました。平成 29 年度以降 につきましても、適正な検査確認を含めた契約事務を行っていきます。

#### 7. 小学校等給食調理業務委託事業費

#### 【指摘事項】業務完了の確認について

#### 〔指摘の要旨〕

平成27年10月分の業務完了確認書を閲覧したところ、X小学校の業務完了確認書が提出されていなかった。また、Y小学校の業務完了確認書には、従事者の人数欄が数日分しか記入されないまま責任者、学校の栄養教職員と校長の確認印が捺された状態であった。

業務完了確認書は業務執行の状況を日々確認する書類であるから、必要事項をもれなく記入し提出させる必要がある。

#### [措置の内容]

当該指摘を受け、当該事項を含むその他の事務手続き上の誤りが多い事項等の洗い 出しを行い、適正な記載方法等を例示した文書を、平成 29 年 4 月 27 日付け事務連絡 にて学校へ通知しました。また、担当者においてもこれまで以上に提出された書類の確認を徹底し、適正な業務完了検査を行いました。平成 29 年度以降につきましても、 適正な業務完了検査を行ってまいります。

# 第8 一人ひとりの教育ニーズに対応した支援等に関する事業

#### 1. 就学扶助費

#### 【指摘事項】変更決定について

#### 〔指摘の要旨〕

交付決定は就学奨励費の支給額を確定し、支出の根拠となる重要な手続であることから、今後、支給額の変更があった場合には変更決定を行うなど、要綱に基づいて適正に対応する必要がある。

#### [措置の内容]

支給額変更の場合の要綱に基づいた適正な手続きとして、指摘のあった事項については、変更額での交付決定通知書を平成 29 年 2 月 1 日付で改めて発行しました。また、変更が生じた場合には学校長へ通知するよう平成 29 年 2 月より改善しました。

### 第9 学校施設長期保全計画の推進等に関する事業

# 2. 施設整備保守管理事業費

# 2-5. 自家用電気工作物保守(法定)

#### 【指摘事項】公告について

#### [指摘の要旨]

自家用電気工作物保守点検委託業務の入札公告について、公告文書において、根拠 となる法令の名称、条文に誤りがあった。

#### [措置の内容]

平成 28 年度の契約分より、公告文書における根拠とする法令の名称、条文の記載を確認し、改めました。今後文書の作成時において、十分に留意していきます。

#### 4. 黒川地区小中学校新築事業

#### 【指摘事項】適切なモニタリング体制の構築について

#### [指摘の要旨]

黒川地区小中学校新設事業について、現行においては適切なモニタリングの存在を確認することが出来ない状況にあり、モニタリング実施計画を作成しなかった経緯と理由を明確にした上で、早急にモニタリング実施計画を作成し、適切なモニタリング体制を構築するとともに、過去においても、サービス料金の減額等の規定に抵触するような事態が生じていなかったことを再確認し、明文化することが必要なものと考える。

#### 〔措置の内容〕

開校当時の担当部署の改変や担当者の異動により、このことについて、引き継ぎが 十分になされていなかったことが原因と把握しているところです。

このため、現在の所管課において、契約書や要求水準、仕様書の内容に照らし、モ

ニタリングの実施体制や手続きを定めたモニタリング実施計画書を平成 29 年 3 月に 策定しました。この計画を元に所管課による維持管理業務に関するモニタリングを行 い、適切に評価・検証を行っていきます。

さらに、過去分においても、減額規定に該当するような事態がなかったか改めて平成 29 年度中に検証していきます。

# 第10 児童生徒の増加に対応した教育環境の整備に関する事業

1. 子母口小学校·東橘中学校合築整備事業費

### 【指摘事項】契約保証金の過小徴収について

#### 〔指摘の要旨〕

通常、落札者と契約する場合の契約保証金は、請負金額の1割の額であるが、「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領」第 12 条第2項において、低入札価格調査対象となった落札者と契約を締結する場合の契約保証金は、請負金額の3割の額とする旨が定められている。

本件契約工事は、契約額の3割にあたる金額の契約保証金を徴することが必要であったが、実際には1割にあたる金額の契約保証金しか徴していなかった。今後このようなことが生じないよう慎重な事務処理が求められる。

本件工事契約は低入札価格調査の対象となっており、当初契約額 604,485,000 円の 3割にあたる 181,345,500 円の契約保証金を徴することが必要であったが、実際には、契約書上、契約保証金の額は請負金額の1割にあたる 60,448,500 円と記載されており、実際、東日本建設業保証株式会社の保証契約書(契約保証)も1割保証のものが提出されている。

#### 〔措置の内容〕

本契約については、低入札価格調査を実施し、落札者を決定した後、仮契約を締結し、平成 25 年 10 月の市議会の議決を経て契約書を作成したものですが、低入札価格調査実施から契約まで相当の時間が経過していることもあり、契約書を作成する際に、契約保証金の額を誤ったものです。

現在は、本契約のように、落札決定から契約締結まで相当の時間を要する案件については、低入札価格調査の記録を契約関係書類と併せて残し、契約書作成時に確認することで、規定に則った正確な契約書を作成するように対応しています。

### 平成28年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ:小学校・中学校及び特別支援学校に関する財務事務の執行について】

# 第5 学校の管理運営等に関する事務

- 2. 学校へのアンケート実施について
  - ①学校徴収金:学校徴収金の範囲について

# 【意見】学校徴収金の範囲について

#### [意見の要旨]

学校徴収金の範囲及び公費負担とすべきものについては、すでに教育委員会から学校に具体的な例示列挙が示されている。しかしながら、公費負担とすべきものあるいは学校徴収金とすべき性質を有さないものが学校徴収金として徴収されている可能性がある。市は、本来であれば学校運営費から支弁するものを補うために、学校徴収金が充当されることのないよう、学校に対する指導を徹底する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

毎年4月1日付けで「学校配当予算等の事務取扱いについて」の文書を各学校に送付し、公費・私費の負担区分について、適正に取扱うよう指導するとともに、毎年各学校に対して実施している学校徴収金に関する調査に合わせて、公費・私費の負担区分が適正となっているか確認していきます。

#### ②学校徴収金:事務分担について

#### 【意見】購入計画・徴収計画に関する校長の書面による承認

#### [意見の要旨]

購入計画・徴収計画の承認にあたっては、責任の所在を明らかにするため、校長の 書面による承認とする必要がある。具体的には購入計画書や徴収計画書について、校 長が確認印を押印することが考えられる。

#### 〔措置の内容〕

平成 29 年 3 月 1 日の合同校長会議及び平成 29 年 4 月 26 日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、購入計画書や徴収計画書について、校長が内容を確認の上、押印するよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

# ③学校徴収金:計画について

#### 【意見】学校徴収金の徴収計画を保護者に知らせる必要性

#### [意見の要旨]

学校徴収金の徴収計画を保護者に知らせる理由は、保護者に支払に関する準備の機

会を担保するためである。このため、年度当初においては、少なくとも徴収月や徴収 回数、予め金額が分かっている給食費の額等については知らせておく必要がある。

# 〔措置の内容〕

平成 29 年 3 月 1 日の合同校長会議及び平成 29 年 4 月 26 日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、学校徴収金の徴収計画(金額・時期・回数・使途等)を保護者に説明するとともに、説明にあたっては、徴収内容を詳細に示し、保護者からの十分な理解が得られるよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

# ④学校徴収金:徴収事務について

# 【意見】市の指定する金銭出納簿と実質的に同一のフォームを使用する必要性 [意見の要旨]

アンケート結果によると、手引きのフォームを使用していない学校が 168 校中半数 以上になる 117 校あった。金銭出納簿の作成にあたっては、必ずしも手引きに示され たフォームを使用する必要はないが、少なくとも、徴収金手引きの趣旨に沿った記載 となるよう周知する必要がある。

### [措置の内容]

平成 29 年 3 月 1 日の合同校長会議及び平成 29 年 4 月 26 日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、金銭出納簿の作成にあたっては、徴収金手引きの趣旨に沿った記載となるよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

### 【意見】現金徴収した場合に領収書を発行する必要性

### [意見の要旨]

現金徴収した場合の領収書は学校名及び学校長名と取扱者の氏名・押印のある領収書を発行することになっているが、アンケート結果によると、43 校が学校名のみ、教頭名のみ、取扱者名のみで発行しており、領収書を発行していない学校が9 校あった。学校徴収金を現金徴収した場合は、必ず領収証を発行する必要がある。また、事故があった際などにおいて、領収書に名前を記載した者が責任を負う訳であるから、取扱者名だけでは不十分である。取扱者だけでなく必ず学校名と教頭名等適切な責任者の氏名を記載した領収書を発行する必要がある。なお、手引きには現金徴収した場合における領収書の雛形が記載されていることから当該雛形を使用することが望ましい。

また、現金の収受に関して先方との意見の不一致などの事故が生じた場合に対応するため、領収書の控えを必ず残しておくことは当然であるが、この場合もその控えは

連番で残しておくことが望ましい。

### [措置の内容]

平成29年3月1日の合同校長会議及び平成29年4月26日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、保護者から現金徴収した場合は、学校名及び校長名と、取扱者の氏名・押印のある領収書を発行し、速やかに口座に入金して徴収台帳に記録するよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

# ⑤学校徴収金:物品購入/委託契約~支払いについて

# 【意見】見積書や仕様書の徴収について

# 〔意見の要旨〕

一部の学校では、教材や物品を購入する際に見積書を徴収しておらず、また3分の 1の学校が委託契約の場合に仕様書を徴収していない状況である。

業者の選定にあたっては、公費と同様の事務処理を行う必要がある。

### 〔措置の内容〕

平成29年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検するため、 学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成30年度から、学校長による点検報告に より、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

# ⑥学校徴収金:決算について

# 【意見】会計監査について

### 〔意見の要旨〕

手引きでは、収支報告後に作成された決算書に会計監査を実施することが記載されている。しかし、アンケート結果によれば実施していない学校が半数ぐらいに上る。この点、今後監査の実施を指導することが必要となるが、まずはその前提として、学校における会計監査の手続きを明確にする必要がある。

### [措置の内容]

平成 29 年度中に会計監査の実施方法等を定め、平成 30 年度から各学校において監査を実施するよう検討を進めていきます。

# ⑦学校徴収金:引継ぎについて

# 【意見】学校徴収金引継書の作成

### [意見の要旨]

現状では、学校長が異動する際に引継ぎ自体は行っているという学校がほとんどであるが、引継書までは作成していないという答えが相当数あった。引継書の書式は手引きにも記載されているが、それほど複雑なものではなく、帳簿や口座の情報を網羅的に伝えるために作成するものである。したがって、漏れなく作成するようにすべき

である。

### [措置の内容]

平成 29 年 3 月 1 日の合同校長会議及び平成 29 年 4 月 26 日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、学校長が異動する際には、必ず引継書を作成するよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

### ⑧学校運営費について

### 【意見】予算委員会の議事録について

# 〔意見の要旨〕

アンケート結果によれば、予算委員会等の議事録については大よそ半分の学校が作成していない状況である。一方、この質問で「その他」に回答している学校では、詳細な議事録は作成していないものの、メモ程度のものは採っているという学校や会議資料としてまとめているという学校が多かった。

予算策定過程の資料は、年度末に決算報告書を作成し、反省や評価を行う際の資料としたり、また、次年度の予算策定の参考資料としても有効活用できる。したがって、 どのような形式であっても保存に耐えうるものを作成し、その内容を記録しておくべきである。

# 〔措置の内容〕

平成 29 年 4 月 26 日開催の学校財務事務説明会において、学校運営費の予算委員会においては、決定に至るまでの経緯や決定事項について、全員が共通理解を持つことが重要であるため、議事録を作成し、保管するよう周知しました。

今後は、毎年実施している物品会計事務検査時に状況確認を実施していきます。

# ⑨備品管理について

### 【意見】点検用備品使用票にない備品の有無の確認

# 〔意見の要旨〕

点検用備品使用票にない備品が存在しないかについて確認していない学校が4校あるので、該当校は実施するように改めるべきである。

# 〔措置の内容〕

点検用備品使用票にない備品の有無については、該当校に監査結果を通知し、速や かに改善措置を講じ、その結果を報告するよう連絡をしました。

平成28年度中に該当校の学校長から、点検用備品使用票にない備品の有無について全て確認が完了したとの報告を受けました。

今後は、毎年実施している物品会計事務検査時に備品の管理状況の確認と指導を実施していきます。

# 3. 学校往査について

### (4) 監査の結果

②学校徴収金の事務について(単年度決算)

# 【意見】単年度決算における年度末残金の処理について

### [意見の要旨]

学校徴収金によっては、年度初めに、保護者向けに「当年度は次のような行事や教材のために、この金額の学校徴収金が必要です。」との趣旨の案内を行っている。このようにして徴収された学校徴収金については、当年度の支出と授業内での活用によって費消されるべき金銭であると考えられ、初期の計画と概ね相応する支出が行われるべきものである。このような性格の学校徴収金においては、年度を越えて繰り越さず年度末に精算する方法、つまり単年度会計が妥当な処理となる。

単年度決算においては、年度末に各家庭に残金を返金するなどの精算手続きを行うことによって、原則年度末残高をゼロにしている。ただし、各家庭に返金しても端金が生じる場合や、残金を返金した後に未納金が入金される場合など、残高がゼロにならない場合がある。このような場合も、残金と同額の消耗品等を購入することによって残金をゼロにしている場合が多い。

しかしながら、このようにして年度末ぎりぎりに購入した消耗品等は当年度に使われることはない。したがって、無理に年度末に消耗品を購入して残高をゼロにするよりも、各家庭に説明したうえで、端金などは翌年度に繰り越すことも検討の余地がある。

# 〔措置の内容〕

「徴収金の手引き」では、年度末に生じた残金は原則、保護者へ返金することとしておりますが、端金などの処理については、学校における実態を踏まえて学校長等と協議し、平成 30 年度中を目途に、端金などの処理のあり方について検討を進めていきます。

# (5) 監査対象に関する意見

①学校徴収金の事務について

### 【意見】学校徴収金の徴収頻度

# 〔意見の要旨〕

学校徴収金は、学校の実情に応じた方法や頻度により徴収している。小学校においては、概ね毎月、銀行口座から引き落とす口座振替によって徴収しているが、中学校においては、年3回や年5回、口座への振込等によって徴収している場合がある。今回訪問した学校の中にも、年3回(5月末、9月末、12月末)学校徴収金を口座振込により徴収している学校があった。徴収回数が少ないのは、振込手数料を抑えるための措置のようである。

中学校においては完全給食の導入が予定されていること等により、今後、学校徴収金の徴収額は増加することが予想されるため、例えば口座振替による毎月徴収とすれば、1回あたりの徴収額が平準化され、保護者の負担感が軽減され、業者への支払いも改善されると考えられる。

現時点、または、完全給食の実施後に、学校徴収金の収納率や業者への支払時期等と、学校徴収金の徴収頻度との関係を整理し、有意な差がみられた場合には、順次毎月徴収に移行していくことが考えられるが、これに限らず、学校徴収金の徴収頻度について再度検討されたい。

### 〔措置の内容〕

学校徴収金会計は、受益者負担の原則に基づき、学校長が教育活動に必要な実費を 徴収する会計であり、徴収金額や徴収頻度については、学校の実状に応じて、学校長 が定めるものと考えられますが、今後、学校長等と協議を行い、学校の自主性・主体 性の確保や保護者への負担などを勘案した上で、平成 30 年度中を目途に、適正な徴 収回数について検討を進めていきます。

### 【意見】学年会計における中学3年生の処理について

# [意見の要旨]

年度を越えて繰り越さず年度末に精算するものの例としては、中学3年生の学年会 計がある。

中学校の学年会計は、1年次に行われる自然教室や3年次に行われる修学旅行などのために徴収するもので、1年生、2年生、3年生それぞれの口座がある。1年生、2年生は3月末には精算されずに翌年度に繰り越され、新2年生、新3年生の口座となる。3年生は3月末に残額を家庭に返金することにより精算される。ここで、3月末(卒業時)に未納分がある場合があるが、この場合には、その旨、各家庭に説明をする必要がある。

なお、川崎市における学校徴収金は原則単年度会計であり、予算は会計年度ごとに作成される。但し、この場合にも各家庭への説明責任は同様に生じる。つまり、年度を越して未収金の入金がある場合(過年度収入)、単年度会計では消耗品等で全く同額支出し前年度の会計に織り込み、ゼロ精算とすることが考えられる。しかしながら、ゼロ精算ができたとしても、卒業後に購入した消耗品等は、旧3年生のために使われることはない。したがって、3月末(卒業時)に未納分がある場合には、その旨、各家庭への説明の必要性は変わらないのである。

### 〔措置の内容〕

学校徴収金に未納金がある旨の保護者への説明等については、学校における実態を踏まえて学校長等と協議し、平成 30 年度中を目途に、卒業時における未納金の説明方法等について検討を進めていきます。

# 【意見】学年会計における中学3年生の処理で卒業後に入金があった場合

### 〔意見の要旨〕

学校徴収金は単年度会計が原則であるが、実務上、前述のとおり中学3年生の学年会計で、3月末時点での未納分が4月以降に入金されることが避けられない事実としてある。この場合の入金額は、もはや卒業した旧3年生のためには使うことはあり得ない。

したがって、年度を越えて未収金の入金がある場合(過年度収入)、早急に支出をし

単年度会計の原則を守るよりも、新1年生のために使うなど何らかの別の方法も検討の余地がある。実際に、単年度会計が原則といっても、1年生や2年生は年度を越して繰り越しが生じているので、単年度会計の例外もあり得る。

この場合も、卒業前に各家庭に説明をする必要があろう。

### 「措置の内容〕

学校徴収金の未納金の取扱い等については、学校における実態を踏まえて学校長等 と協議し、平成 30 年度中を目途に、卒業後に入金された未納金のあり方について検 討を進めていきます。

### 【意見】学年会計における口座数について

### 〔意見の要旨〕

学年会計の銀行口座の考え方としては、旧3年生の口座を新1年生で使う場合、旧3年生の口座を閉鎖して新1年生は新たな口座を作るなどの考え方がある。旧3年生の口座を新1年生で使う場合、4月以降の入出金の中に旧3年生の未納分、未収分が紛れている可能性があるので注意が必要である。

ちなみに、この問題を解決するために、旧3年生で使っていた口座を1年間休眠口座とすることも1つの考えである。中学校の学年会計の口座を4つ設け、そのうち、1つの口座を休眠口座(卒業後の入金等勘定)として使うことも意義がある。具体的には以下のとおりである。

(例)

口座1 1年生の学年会計の口座(残金は翌年度に繰越)→翌年度は新2年生の口座 となる

口座 2 2年生の学年会計の口座 (残金は翌年度に繰越)→翌年度は新 3年生の口座 となる

口座3 3年生の学年会計の口座(年度末は精算)→翌年度は1年間休眠口座となる 口座4 休眠口座(未納額の入金管理のみの口座)→翌年度は新1年生の口座となる。 この処理が全てではないが、今後とも処理ミスが生じないよう工夫が必要である。

### 〔措置の内容〕

意見中の例示も一つの方法として、毎年4月に開催する学校財務事務説明会で各学校に情報提供していきます。

# 【意見】中学3年生の学年会計で、3月末に未納分が4月以降に入金される場合の使い道 〔意見の要旨〕

中学3年生の学年会計で、3月末に未納分が4月以降に入金される場合の使い道は、新1年生の支出として使うなどが考えられるが、家庭への説明責任が果たされていれば、様々な使い方が考えられる。たとえば、赤い羽根共同募金への寄付なども考えられる。

### 〔措置の内容〕

意見中の例示も一つの方法として、毎年4月に開催する学校財務事務説明会で各学校に情報提供していきます。

### 【意見】学校徴収金の記録・管理事務

### 〔意見の要旨〕

学校徴収金の出納に関する、銀行記録、出納記録、証拠書類管理について、良く整理管理されている印象を受けた事例があった。

- 支出伝票を取引区分ごとに作成し、日付と金額を記載し、証拠書類を貼付している ことから、取引区分が明瞭であり、関連性が明確である。
- 記帳方法等が学年間で統一されている。
- 未納分については保護者に原則として別に設けた口座に振り込むよう依頼しているため、臨時入金の状況把握が容易である。
- 転校等臨時の出金については、上記別口座から出金を行うため、臨時出金の状況把握が容易である。

但し、それぞれの学校で良い事例があっても他校には波及し難い。市としては、良い事例を紹介するなど、他校に波及する方法を検討する必要がある。

### 〔措置の内容〕

学校徴収金の事務の良い事例については、毎年4月に開催する学校財務事務説明会で各学校に情報提供していきます。

# 【意見】学校徴収金の事務担当の交代

### [意見の要旨]

今回訪問した学校のいくつかにおいて、処理の内容について不明な点があったが、 会計を担当した教員が転勤になってしまったので、処理の妥当性を検証できない事例 があった。

学校徴収金については、後日、管理状況と収支の状況について、調査、報告が求められる可能性がある。その際に、当時の担当者が転任しても、十分な報告ができるよう、後日の検証にも耐えうる記載と、帳票間の相互の関連性を保持しておく必要がある。(異動もしくは交代に関する事項については、「⑦ 学校徴収金:引継ぎについて」を参照)

### [措置の内容]

平成 29 年 3 月 1 日の合同校長会議及び平成 29 年 4 月 26 日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、会計処理の事故防止や当該会計に携わる者に異動、交代等が生じた場合に速やかな引継ぎができるよう、「預金通帳」のほか、「購入計画書」「徴収計画書」「徴収台帳」「金銭出納簿」等の関係帳簿類を整備するよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

# 【意見】学校徴収金取り扱い教職員の交代

### [意見の要旨]

学校徴収金の出納管理を、各学年の会計担当教員に行わせる際に、年度終了後に引き続き繰り上がり(当年度で1年生を担当したものは次年度では2年生を担当する方法)で担当させることがある。また、業務に精通していることから3年間~4年間担当している教員の事例もあった。

しかし、継続して同一の教員に担当させることは管理上のリスクが高まることから、 適切な時期に交代させる、あるいは他の教職員の関与、管理職による期中検証等、リ スクに応じた対応を行うことが、管理上望ましい。

# [措置の内容]

会計担当者については、それぞれの学校事情等に応じて校務分掌に基づき選任されており、学校長の裁量に委ねられるべき事項であると考えられますが、平成 29 年4月 26日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、会計処理の事故防止のため、担当する分掌主任(学年・教科・生徒指導部等)などと異なる検査員との相互チェック機能が働くようにするよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

### 【意見】学校徴収金出納簿の様式

### [意見の要旨]

今回訪問した学校において、日付順で整理された帳簿の形になっていないなど、学校徴収金出納簿の様式が学年ごとに異なっており、一覧性に欠ける事例があるので、「④ 学校徴収金:徴収事務について」「【意見】市の指定する金銭出納簿と実質的に同一のフォームを使用する必要性」でも記載したとおり、少なくとも、徴収金手引きの趣旨に沿った記載となるよう周知・徹底する必要がある。

### [措置の内容]

平成29年3月1日の合同校長会議及び平成29年4月26日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、徴収金の入金・出金の状況は、手引きの様式の「徴収台帳」・「金銭出納簿」の趣旨に沿って校内で統一した処理様式を定め、記録して管理するよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

### 【意見】学校徴収金関係書類の保管

### [意見の要旨]

学校徴収金関係書類の保管方法や保管年度が統一されていない事例があった。 学校徴収金関係書類が当年度分と前年度分の2年分しか保管していない学校や、 前々年度分までの3年分しか保管していない学校があるが、保護者への説明の必要上(徴収金手引きのI1に「・・・保護者に対して十分な説明と報告をする必要があります。」との記載がある。)も、市の実務上も、後日過去の状況について調査報告する可能性があることから、年度ごとに適切に整理保管する必要がある。

### [措置の内容]

学校徴収金関係書類の保管については、会計区分に従って適正に整理し、収入、支 出に係る証拠書類(電磁的記録を含む)の保存期間は、会計年度終了後5年とする旨 を、平成29年4月26日に開催された学校財務事務説明会において周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

# 【意見】学校徴収金の現金による決済

# 〔意見の要旨〕

教材や消耗品等を定期的に納品する業者との取引であっても、現金で決済が行われている状況にある。1学年分のみならず、複数の学年分を決済することもあり、多額の現金による準備と支払いが行われている。

業者からの依頼や、過年度からの継続性、金融機関が学校から遠方にある等の事情 もあるとのことであった。

しかしながら、現金による決済は、ATMからの引出から帰校までの教職員への危険、紛失盗難の危険、流用等不正の危険、支払い時の数え間違いによる危険といった管理上のリスクを負い、また、事務処理の増加等、管理上のデメリットが多いため、極力、銀行口座経由での決済に移行することが望ましい。

# 〔措置の内容〕

学校徴収金の現金による業者への支払いについては、学校の実態を踏まえて学校長等と協議し、平成 30 年度中を目途に、現金による決済方法のあり方について検討を進めていきます。

### 【意見】業者への支払い

### [意見の要旨]

学校徴収金に関して、業者への支払いが滞っているケースが複数見受けられた。理由は、学校徴収金残高が足りずに請求を待ってもらうケースなどがあると思われる。 業者への代金は、公金に準じて、業者から請求があり次第、速やかに支払処理を行う必要がある。

### 〔措置の内容〕

学校徴収金における業者への支払い状況については、学校の実態を踏まえて学校長等と協議し、平成 30 年度中を目途に、業者への支払方法のあり方について検討を進めていきます。

# 【意見】PTA口座の管理

# 〔意見の要旨〕

現状、PTA口座の印鑑及び通帳の保管は学校の金庫で行われており、PTAの役員等が必要に応じて、教頭を通じて現金の出し入れを行っている事例がある。この印鑑及び通帳の保管及びPTA口座の管理をどのように取り扱うのかについて、市として考え方を整理することが望ましい。

### 〔措置の内容〕

PTA口座の印鑑及び通帳の保管については、基本的にPTAが管理するものと考えておりますが、PTAは、保護者と教職員とで組織されている団体であることも踏まえ、PTA内で適正な管理方法等について確認するよう各学校あてに周知しました。

# 【意見】証憑管理について

# 〔意見の要旨〕

学校徴収金による支払いについては、領収書等の証憑があるものもあるが、金融機関の振込受付票のみのものも多い。この場合事後的に支払いを検証できない事例があった。注文書や納品書があればよいが、それもない場合、注文内容を事後的に検証することはできなくなる。証憑としては内容がわかるものの添付は最低限必要であることから、例えば、注文書、納品書、詳細な請求書、又は但し書き記載の領収書等を保管する必要がある。

# [措置の内容]

平成 29 年 3 月 1 日の合同校長会議及び平成 29 年 4 月 26 日開催の学校財務事務説明会において、学校徴収金について、「学校徴収金に関する事務取扱の手引き」の趣旨に沿った事務手続きを行い、支払い 1 件ごとに関係帳票を保管し金銭出納簿に記入して管理すること、及び、常に保護者からの閲覧要求に応じることができるよう金銭出納簿・注文書(兼購入・支払伝票)他関係帳票等を保管することを周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

### 【意見】出納帳記載事項の網羅性

### [意見の要旨]

学校徴収金の口座間(学年間)で、簿外で貸付け(資金の出し入れ)を行っていた 事例があった。具体的には、ある学年での資金不足を違う学年の会計で補っていたケースである。このような取り扱いは、管理が複雑になる実務上の問題に加えて、保護 者から預かっている金銭を他の目的に流用することとなるため、行うべきではない。

残高が不足しないよう、適切な徴収計画、支出計画を策定し、学校徴収金を適切に 運用していく必要がある。

### 〔措置の内容〕

学校徴収金の各会計内における予算の流用については、学校の実態を踏まえて学校 長等と協議し、平成 30 年度中を目途に、各会計内の予算の流用のあり方について検 計を進めていきます。

### 【意見】使用しない口座の解約の必要性

### 〔意見の要旨〕

従来使用していたが取扱金融機関の変更により今後口座を使用しない場合には、適時な解約が必要である。

# 〔措置の内容〕

平成 29 年 4 月 26 日開催の学校財務事務説明会において、使用しない口座については、解約するよう周知しました。

さらに、平成 29 年度中に手引きに準じた事務処理が行われているかを確認・点検 するため、学校徴収金点検報告書の様式を作成し、平成 30 年度から、学校長による 点検報告により、適正な事務処理が行われるよう体制を整えます。

# 【意見】現金の長期保管

# 〔意見の要旨〕

事業者への支払いを現金で行う場合、事前に金融機関から現金を引き出しておいて 支払いを行う場合があるが、この際に支払いに必要な額以上を引き出し、支払いに要 しなかった金銭を金庫で保管しておき、次回以降の支払いに充当している事例があっ た。

この場合、金庫に保管されている現金について、定期的に実査を行うこともなく、 また、金庫に保管していることを別途記録することも行われていないため、金庫の保 管額が把握し難い状況となっている。

現金の金庫の保管は、その実態が把握し難いことから、不正使用等の事故の原因ともなるので、金庫に現金がある場合には速やかに口座に預け入れる必要がある。

### [措置の内容]

金庫に保管されている現金については、学校の実態を踏まえて学校長等と協議し、 平成 30 年度中を目途に、入出金の都度、残額を確認した上で、毎月、現金出納簿と 照合し確認をするなど、現金による保管のあり方について検討を進めていきます。

### ②予算統制について

# 【意見】予算委員会の議事録

### 〔意見の要旨〕

教職員により行われる予算委員会については議事録を作成し、その結果を整理し、 教職員で情報を共有するとともに、会議実施の記録として保管することが望ましい。 今回の監査において、これらについて一部不備が見受けられた。(アンケート結果については、「⑧ 学校運営費について」「【意見】予算委員会の議事録について」を参照)

### [措置の内容]

平成29年4月26日開催の学校財務事務説明会において、学校運営費の予算委員会においては、決定に至るまでの経緯や決定事項について、全員が共通理解を持つことが重要であるため、議事録を作成し保管するよう周知しました。

今後は、毎年実施される物品会計事務検査時に状況確認を実施していきます。

# ③備品の管理について

# 【意見】 備品と消耗品等の区分について

### [意見の要旨]

複数の教科の備品と消耗品が共同の収納場所に保管されている学校があり、各種の 教材が、棚等に置くことが可能な量の上限程度までに置かれている状況にあった。

このような場合、備品と消耗品等の区分を物理的に明確にし、毎年行われる備品の 現品確認に支障がきたさないようにする必要がある。(備品管理票が貼られていても備 品の確認に手間がかかる等支障が生じる可能性がある。)

### 〔措置の内容〕

備品と消耗品等の区分については、該当校に監査結果を通知し、速やかに改善措置 を講じ、その結果を報告するよう連絡をしました。

平成28年度中に学校長からの報告により、備品の現品確認に支障がないよう、備品を保管する棚と消耗品を保管する棚とを明確に区分したことを確認しました。

### 【意見】 不用物品の廃棄について

### [意見の要旨]

校舎内等に使用頻度が低いと思われる機器や、動作するか否かが不明な機器や、規格が古く現状の環境では使用頻度が低いのではないかと思われる機器が見受けられた。 また、既に除却処理が済んでいる備品が残存している事例もあった。

不用な物品と、十分に管理すべき物品との明確な区分をつける必要性からも、不用な物品については、適時に除却、廃棄する必要がある。

### 〔措置の内容〕

不用物品の廃棄については、該当校に監査結果を通知し、速やかに改善措置を講じ、 その結果を報告するよう連絡をしました。

平成28年度中に学校長からの報告により、不用な物品は別の場所に保管し、廃棄の手続きを行ったことを確認しました。

### 【意見】 備品管理票の未貼付について

### [意見の要旨]

今回訪問した学校の中には、一部備品において備品管理票が貼られていないものがあり、現品と備品台帳との整合が確認できないものがあった。

使用中にはがれてしまった可能性も考えられるが、次回備品の現品確認の際には、 備品管理票を貼付し、現品と備品台帳とを整合させる必要がある。

### [措置の内容]

備品管理票の未貼付については、該当校に監査結果を通知し、速やかに改善措置を 講じ、その結果を報告するよう連絡をしました。

平成28年度中に学校長からの報告と総合財務システムにより、備品管理票を貼付し、現品と備品台帳とを整合させたことを確認しました。

今後は、毎年実施される物品会計事務検査時に状況確認を実施していきます。

# 第6 学力及び心の育成等に関する事業

# 2. 少人数指導等非常勤講師配置事業費

# 【意見】少人数指導等推進事業の実施体制 (総合教育センターとの連携) について [意見の要旨]

少人数指導等推進事業を実施するにあたっては、教職員課と総合教育センターが十分に情報共有するなど、実施体制のあり方について検討を進める必要がある。

### [措置の内容]

少人数指導等の取り組みの推進主体である総合教育センター、非常勤講師の配置方針を計画する教職員企画課、実際の選考・任免・配置に係る事務を所管する教職員人事課の3者で、かわさき教育プランにおける少人数指導等の施策を踏まえながら検討し、平成30年度の少人数指導等推進事業において検討した実施体制で取り組めるようにします。

# 4. 子どもの音楽の祭典事業費

# 【意見】 事業のねらい・効果とその周知について

### [意見の要旨]

参加者が限定されている中、今後も実施するのであれば、実施のねらいや効果を整理し、各学校に対して周知や応募への理解を得る必要がある。

### [措置の内容]

平成 29 年 4 月 19 日に開催された川崎市立中学校教育研究会音楽科部会で全中学校の音楽担当教員に説明するとともに、平成 29 年 7 月 12 日に開催された子どもの音楽活動推進会議にて小学校、中学校の音楽研究会会長に事業概要を説明し、部会等での情報共有を依頼するなど、各学校に対して事業のねらいや効果を周知しました。また、市立学校の中学生を対象に行っている演奏指導講習会においても、周知を行いました。

参加生徒が所属する学校にヒアリング等を行い、参加したことで得られたこと等の効果を整理し、各学校への周知に活かしました。また、観客からのアンケート結果をまとめ、事業運営に生かしていきます。

### 5. 子どものためのオーケストラ鑑賞事業費

# 【意見】オーケストラ鑑賞機会の公平な提供について

### [意見の要旨]

区によって参加率に差があるため、公平な鑑賞機会の提供ができるよう改善が求め られる。

### [措置の内容]

公演回数を5回から6回に増加し、参加希望校が全校参加できるようにしました。 また、平成29年7月14日に参加校の担当教員あて配布した実施要項においても、 東芝科学館等の施設見学を併せて行う学校があることから、他施設等の見学を兼ねる 場合の手続き等を記載し、オーケストラ鑑賞と併せて行えるプログラムの提案等を行いました。

### 6. 校外行事運営事業費

### 【意見】 実行委員会への委託について

# 〔意見の要旨〕

実行委員会へ特命随意契約としている理由(根拠)を業務の性質及び目的から考えて競争入札には適さないとし、「地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号」を適用しているが、業務の質や契約額の面で不利になることが明確である場合に適用される「地方自治法施行令第 167 条の2 第1 項第6号」を適用すべきである。

実行委員会がどのように業務を安全に実施するための事前調査研究を行い、当日の 安全確保を行っているかについて、事後的の事業の実績のフォローを行うことが必要 と考える。

### [措置の内容]

平成 29 年度の委託契約において、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号」から、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号」(競争入札に付することが不利と認められるとき)を適用して契約しました。

また、契約時に今年度の実施計画予定を、概算払精算時に事業実績報告の詳細を確認し、事業の実績について把握していきます。

# 7. 小学校自然教室運営事業費

### 【意見】 事務手続きの遅れについて

### [意見の要旨]

事務手続の遅れによる錯綜や漏れを防ぐ意味でも適時の事務処理が重要となる。結果的に委託先からの請求書の提出が遅れたことが支払い遅延の原因であり法令的に違反していないが、委託先に対して請求書の提出を促すとともに、支出命令の起案時には、手続が遅れた理由を記載して決裁を受けることが望ましい。

### 〔措置の内容〕

委託会社へ請求書を送付後、一定期間を経過しても請求書が提出されない場合は、 請求書の提出を促す等、速やかな事務処理を徹底しています。また、提出が遅れた際 の支出命令起案時には、処理の遅延理由を記載し、決裁を受けることといたします。

さらに、平成 29 年4月4日に行なった課内ミーティングにおいて、本事案の周知 を行い、各担当業務においても同様の取り扱いをすることといたしました。

# 【意見】 委託先による貸切バス事業者の選定について

# [意見の要旨]

委託先に対してバス事業者の選定時に安全性を十分考慮することを求めるべきであり、仕様書等にその旨を明記しておく必要がある。

たとえば、バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取り組み状況を評価し、優良な貸切バス事業者を認定・公表している貸切バス事業者安全性評価認定制度なども参考になると考える。

# [措置の内容]

「平成 29 年度川崎市立小学校自然教室運営委託」の契約において、仕様書の輸送業務に係る条件を「輸送業者は、1校1社(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定業者)とする。」と設定し、明記しました。

### 8. 中学校自然教室運営事業費

# 【意見】 委託先による貸切バス事業者の選定について

# [意見の要旨]

委託先に対してバス事業者の選定時に安全性を十分考慮することを求めるべきであ り、仕様書等にその旨を明記しておく必要がある。

たとえば、バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取り組み状況を評価し、優良な貸切バス事業者を認定・公表している貸切バス事業者安全性評価認定制度なども参考になると考える。

# [措置の内容]

「平成 29 年度川崎市立中学校自然教室運営委託」の契約において、仕様書の輸送業務に係る条件を「輸送業者は、1校1社(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定業者)とする。」と設定し、明記しました。

# 9. 情報教育ネットワーク事業費

# 【意見】見積書の複数徴収について

### [意見の要旨]

需用費「外付型ブルーレイディスクドライブの購入」、「外付ハードディスクの購入」 及び「OA事務用品(書画カメラ)の購入」は、契約規則第 24 条の2の規定に基づき、随意契約によっている。

随意契約による場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴取しなければならないと、契約規則第26条第1項に規定されているが、上記3件とも、見積書を1者からしか徴取していない。見積書を複数徴取する趣旨は、少額の随意契約であるとしても、価格の妥当性を検証するとともに、競争の要素を取り入れ、なるべく低価格で契約できるようにすることである。

上記3件についても、その趣旨を踏まえ、見積書を可能な限り複数徴取するべきである。また、3件とも同じ業者からの見積徴取であるため、この点においても、競争性が期待されるものについては見積書を複数徴取し、競争の要素を取り入れる必要があるといえる。

なお、書画カメラについては、リースアップの物品であり、安価で継続使用できる ものであった。このように明らかに安価である場合等には、見積書は1者からの徴取 でよいと考えるが、このような場合には、当該理由につき、回議書に明記しておく必 要がある。

### 〔措置の内容〕

監査の指摘を踏まえ、見積書を徴取するにあたっては、「川崎市契約規則」に則った 事務執行をするため、平成 29 年 2 月に職場会議を行いました。今後は適正な執行に 努めていきます。

### 【意見】一般競争入札における競争性の確保について

# 〔意見の要旨〕

委託料「川崎市教育情報ネットワークウェブページ運営管理委託」は、一般競争入札であるにもかかわらず、応札者は1者のみであり、しかも、落札率は100%である。なお、指名競争入札における最低指名業者数は、5者となっている。(契約規則第23条)

当該案件は、入札参加申し込みをしながら、応札を辞退した業者もいた。市は、当 該業者に辞退理由をヒアリングするなどして、競争性を確保するための方策がないか 検討し、今後は、なるべく競争性が確保されるようにする必要がある。

なお、需用費「マイクロソフト社 教育機関向けライセンス(EES) (川崎市教育委員会版)」の一般競争入札では応札者は2者、委託料「川崎市教育情報ネットワークシステム運用管理委託」の一般競争入札では応札者は2者であった。これらの案件についても、競争性に疑義があるため、上記案件と同様に、なるべく競争性が確保されるようにする必要がある。

### 〔措置の内容〕

指摘の件については、特定の業者でなければ請負うことができない内容でないため、 広く競争性を確保するため、指名競争入札でなく、一般競争入札により入札参加者を 募集しています。応札を辞退した業者がいた場合には、入札終了後に、可能な限り辞 退理由を確認する等、今後も競争性を確保するよう努めていきます。

# 【意見】日付記入の徹底について

### 〔意見の要旨〕

委託料「平成 27 年度総合教育センター映像教材製作委託」は、見積り合わせによる随意契約によっている。見積書は3者から徴取しているが、いずれの見積書も日付が未記入であった。見積書には、有効期間の記載もあることから、その作成日付は重要な項目である。

したがって、市は、今後見積書を徴取するに当たっては、日付の記入がされている ことの確認を徹底する必要がある。

### [措置の内容]

監査の指摘を踏まえ、平成 29 年 2 月より、見積書の徴取にあたっては、文書の記載事項に不備が無いか確認を徹底しました。

# 【意見】教育の情報化推進計画の進行管理について

### 〔意見の要旨〕

市では、現在、平成 29 年度から平成 33 年度を計画期間とした「第 II 期川崎市教育の情報化推進計画 (川崎市立学校における教育の情報化推進計画)」の策定に向け、総合教育センター情報・視聴覚センターを事務局とした情報化推進協議会において、検討しているところである。

第Ⅱ期の計画を策定するに当たっては、現行の「川崎市教育の情報化推進計画」(平

成24年度から平成28年度)の達成状況等についての評価結果を踏まえることが不可欠であると考える。

しかし、現行計画について、これまで特段の進行管理はなされていなかったため、計画期間が終了する今回初めて達成状況についての評価を行っているところである。現行計画には、進行管理方法の確立として、「各情報化施策・事業の進行状況を一元的に管理し、評価・改善するマネジメント・サイクル(PDCAサイクル)を確立することが重要です。」と記載しているが、具体的な評価の時期や手法についての記載がないため、進行管理がなされなかった要因の一つであると考える。

したがって、第Ⅱ期の教育の情報化推進計画を策定するに当たっては、各情報化施策・事業を掲げるだけではなく、その進行管理の手法についても具体的に記載し、マネジメント・サイクルを確立し、施策・事業の進行管理を行っていく必要がある。

# 〔措置の内容〕

計画した事業の継続的な改善を行い、実効性のあるものとする事や、次期計画策定時においても、これまでの評価を適切に行う事が必要なため、平成 29 年 3 月策定の「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」では、教育の情報化に関する事務事業について、情報化推進協議会が PDCAサイクルの進行管理していくものと明示しました。

# 第7 スポーツ教育推進、学校保健、学校給食等に関する事業

1. 中学校高等学校対外競技派遣事業費

### 【意見】引率指導者の人数について

### 〔意見の要旨〕

要綱上では、引率指導者は出場部活動1部につき1名を交付対象としているが、引率指導者2名に奨励金を交付した事例があった。これは、同じ名称で男子・女子に分かれて活動している部活動がそれぞれ大会に出場したことに伴い、同行した両部活動の顧問に対して奨励金を交付したことが理由であった。これは、要綱に違反しないが、今後、同様の事例が発生した場合は申請書類を2つに分けるなど誤解を招かないような事務処理を行うべきである。

### 〔措置の内容〕

平成 29 年 4 月 28 日の部活動指導者連絡調整会議及び平成 29 年 5 月 8 日の高等学校部活動推進協議会等において、男子・女子分かれて活動している部活動であるにも関わらず、1 枚の申請書類で申請されている事例があったことを報告しました。今後は、男子・女子など分かれて活動している部活動に対しては、書類を 2 つに分け、1 部活動につき 1 人の引率指導者に交付していることを書類上においても明確にし、誤解を招かないように適切に事務処理を行っていきます。

### 【意見】 交付対象外のバス代について

### [意見の要旨]

要綱上では、奨励金額として「旅費は、当該学校の所在地の最寄り駅から大会開催場所までの交通運賃」と定められているが、学校から最寄り駅までのバス代が交付さ

れた事例があった。

当該事例は、最寄り駅までが遠く、バスを使うのが通常であり、最寄りのバス停を 最寄り駅として要綱を運用していたとのことであるが、それならば、今後実態に合わ せて交付要綱の文言を改訂するか、交付要領において例外を明示的に容認すべきであ る。

### 〔措置の内容〕

平成 29 年 6 月 1 日施行で要綱第 4 条を「当該学校の所在地の最寄りの鉄道駅またはバス停留所からの交通運賃とし」と改正を行い改善し、申請書の交通経路の確認を行い、適正であることを確認しました。

今後も適正な運用に努めてまいります。

# 【意見】 割引運賃の適用について

### [意見の要旨]

申請した奨励金額が、要綱に定める「最も経済的な順路で計算した額」であるか否かは、所管課で市の旅費精算システムを用いて確認しているとのことだが、割引運賃の適用についても必ず確認し、要綱違反を防止しなければならない。学生団体割引以外にも往復割引、回数券等があるので十分に留意する必要がある。また、「団体割引運賃等各種の割引運賃が適用されるとき」との文言につき明確に解釈できるよう、記載を詳しくするか、要領で定めるといった改善を図る必要がある。

### [措置の内容]

今回の意見を踏まえて、今後も要綱を遵守することを再確認するとともに、平成 29 年 4 月 28 日の部活動指導者連絡調整会議及び平成 29 年 5 月 8 日の高等学校部活動推進協議会等の会議の場や、平成 29 年 6 月 9 日に各学校に発出した通知において、主な割引運賃(学生団体割引・学生割引)の使用条件等を周知し、該当する際については、使用することを依頼し、使用できない場合においては、理由書の添付を依頼することにより、改善を図りました。

# 【意見】申請書の様式について

### [意見の要旨]

申請等に用いる各様式の交通経路の記載部分について、わかりづらい記載があったり、航空運賃やレンタカー、貸切バスの使用料金について証憑類が申請書に添付されておらず、金額の正確性・妥当性が検証できない。さらに、全ての申請書について、所管課による確認の証跡が残されていないため、適切に確認が行われたかどうかが不明である。

交通経路を記入する部分は、利用交通手段・金額等、旅費の計算に必要な要素全部 を網羅した様式とし、実費によらざるをえないレンタカーや貸切バスについては証憑 の添付・保管を義務付けるようにして、後日の検証に耐えるものとする必要がある。

### 〔措置の内容〕

平成 29 年 4 月 28 日の部活動指導者連絡調整会議及び平成 29 年 5 月 8 日の高等学校部活動推進協議会等において、航空運賃やレンタカー、貸切バスを使用した際に証

憑類が申請書の添付されていない事例があったことを報告しました。今後は、航空運賃やレンタカー、貸切バス等の金額の正確性・妥当性が検証できない交通手段を使用した場合については、証憑類の添付を義務付けるよう学校へ周知し、証憑類の徴取及び保管について適切に行うことにより、金額の正確性・妥当性を証明できるよう改善を図りました。

# 2. 中学校運動部活動事業費

# 【意見】部活動外部指導者の指導時間について

# [意見の要旨]

要綱において、1回の指導時間は2時間程度と定めているが、提出された出勤簿では、1回2時間を超過しているものが多く、特に週末は土日に8時間に達しているケースがあった。

所管課では、長時間の指導は強制ではないとの認識だが、今後も外部指導者にとって部活動指導が過大な負担とならないように十分に留意する必要がある。また、指導を受ける生徒についても、長時間にわたる指導により生活面への影響が懸念されることから、今後、部活動のあり方も含めて、部活動全体の把握が必要であり、その中で適切な指導時間についても検討すべきである。

### 〔措置の内容〕

平成 29 年 4 月 28 日の部活動指導者連絡調整会議において、外部指導者が 2 時間を超えて指導している事例があったことを報告しました。外部指導者の指導時間については、 2 時間を超えないようにすることを周知し、部活動の指導時間については、平成 29 年 5 月 29 日に各中学校長宛に文書を発出し、休養日の設定等、バランスのとれた部活動の運営について、依頼しました。今後も、部活動の指導時間等の把握に努めてまいります。

### 【意見】部活動外部指導者の外部性要件について

### [意見の要旨]

推薦書を閲覧したところ、自校の非常勤講師を推薦し、派遣されていた事例があった。自校の非常勤講師が外部者に該当するかに関して、要綱には外部指導者の満たすべき要件として何をもって外部とみなすのかが明記されていない。

所管課は、外部の定義を要綱に明記しなくても従来問題はなかったとしているが、 学校にはさまざまな形で関わる人々がおり、何らかの形で定義を明らかにする必要が ある。

### 〔措置の内容〕

平成 29 年 4 月 10 日付けの文書で、「平成 29 年 6 月 1 日現在 20 歳未満の方、県・市費正規職員等の公務員の方は有償外部指導者として認められません。」という注意書きを記載し、学校に周知するとともに、外部性について、定義付けをいたしました。今後、適切な運用に努めてまいります。

# 【意見】部活動外部指導者の指導内容について

### [意見の要旨]

要綱に定める出勤簿には、指導の都度、内容を記入する欄が設けられている。内容欄の記載の程度は学校により、「練習」「技術指導」のみのものから「試合前の演技チェックと指導」といった詳細なものまで差があるが、それらの中に空白のまま提出された学校があった。

外部指導者による指導の内容を第三者にもわかるよう詳細に記録しておくことは、 謝礼金支出の根拠であり、制度の運用上重要である。のみならず、外部指導者による 指導中に事故やけがが起きた場合に学校側の責任が問われることとなるので、必ず記 入させる必要がある。

### 〔措置の内容〕

平成 29 年 4 月 28 日に行われた部活動指導者連絡調整会議において、本件制度の説明を行う際に、今回の意見を踏まえて、出勤簿の記入方法について周知徹底を図り、 出勤簿を確認し、内容が詳細に記載されたことを確認いたしました。

# 【意見】部活動外部指導者の謝礼金に係る消費税について

### 〔意見の要旨〕

所管課では、謝礼金に消費税が加算されていた3名について、消費税の課税事業者であることにつき、書面等検証可能な証拠による確認をしていないので、確認する必要がある。

### 〔措置の内容〕

平成 29 年 5 月 8 日までに提出依頼している外部指導者の調査票及び推薦書を各学校から提出してもらう際に、課税事業者であることを確認しました。

今後は、調査票の項目の1つである「個人事業主」の該当の有無を確認し、再発防 止をしていきます。

### 3. 心臓病対策事業費

# 【意見】心臓病集団検診委託における事務委託料について

# 〔意見の要旨〕

心臓病集団検診委託の概算払いに係る業務完了届に収支計算書が添付されている。 これによると、事務委託料の支出の主な内容として下記の委員会経費が計上されてい る。単価、人数、回数は全ての委員会で見積書の記載と同一であった。

委員会の開催は委託先に一任され、委員名簿、開催日・時間・場所、議事録等実績を示す書類の提出は契約で要請されていない。所管課の職員が出席する場合には開催の事実を確認できているとのことである。

事務委託料の大部分を占める委員会経費について、所管課は実態を把握できるよう、 実績の提出を契約書か仕様書で要請すべきである。

### 〔措置の内容〕

心臓病集団検診委託における事務委託料について、平成 29 年の契約時に仕様書に 実績の提出をする旨記載しました。平成 29 年度から実績を紙文書等で保存していき ます。

# 4. 児童生徒健康診断事業費

# 【意見】健康診断補助員の守秘義務について

# 〔意見の要旨〕

当該事業の報償費には、医師謝礼の他に健康診断実施補助員への謝礼 1,527 千円が含まれる。業務の性質上、補助員は健康診断を受ける児童の個人情報に接することから、守秘義務について所管課作成の「学校の健康診断の補助員となる方へ」という依頼文書に「この業務で知り得た情報(特に児童生徒の個人情報)については、守秘義務が生じますので、勤務期間中及び勤務期間終了後にも他に漏らすことは禁じます。」と記載している。しかし、これだけでは市から補助員に対する注意事項に過ぎず、これを守らなかった場合の手当は何らなされていない。近年、児童生徒の個人情報に関わる問題が頻発している現状に鑑みて、補助員から誓約書を提出してもらう等、一歩進んで守秘義務を負わせる手続を検討する必要がある。

# 〔措置の内容〕

健康診断補助員の守秘義務について、平成 29 年 4 月 1 日施行で、設置要綱を改正 し、守秘義務が生じる旨記載し、健康診断補助員に周知・徹底を行った結果、平成 29 年度実施の健康診断においても守秘義務に関わるトラブル等の報告はありませんでし た。今後も適正な運用に努めてまいります。

### 【意見】定期健康診断補助員の配置について

# 〔意見の要旨〕

設置要綱第4条で補助員の配置人数を1校あたり1名とし、第6条で回数は半日(3時間)を1回とし、10回を限度としている。報酬単価は1回あたり3,000円である。平成27年度の謝礼内訳を閲覧したところ、補助員を配置した18校のうち戸手・鷺沼・栗木台の各小学校で2名、西有馬小学校で5名が配置されていた。延べ回数については全ての配置校で10回以内であった。例えば1名が10回で延べ10回、2名が5回ずつでも10回となっていた。戸手・鷺沼・栗木台・西有馬の各小学校では、配置人数について設置要綱に準拠していない状況である。この点所管課では、1名で10回務めることが日程的に困難な場合、複数名の配置となることはやむをえないとの見解である。実質的に10人回となることが容認されるならば、設置要綱違反の状況を作出しないよう、実態に合わせて設置要綱の文言を改訂することが必要である。

### 〔措置の内容〕

定期健康診断補助員の配置について、平成 29 年 4 月 1 日施行で設置要綱の第 4 条「対象校 1 校における配置人数は 1 名とする。」という文言を削除し、実態に沿った設置要綱を作成いたしました。

# 【意見】就学時健康診断補助員の配置について

### [意見の要旨]

就学時健康診断は、定期健康診断とは異なり、1日で対象者全員の健康診断を行う。 そこで、円滑な運営を図るため、必要に応じて補助員を配置している。この事業につ いて要綱は定められておらず、所管課内の文書「就学時健康診断補助員の配置について」によっている。

対象者は小学校ごとに、翌年4月に入学予定の5歳児である。補助員の配置人数は、 内科・歯科検診に従事する補助員、聴力・視力検査の実施に伴う補助員それぞれ1校 2名以内、最大で1校当たり4名とされている。

平成27年度は小学校113校のうち107校に、1校当たり平均3.2名が配置された。また、補助員の配置は必ずしも学校の規模によらない。所管課には、健康診断を円滑に実施するための事前準備や当日の業務の流れ等につき学校間での情報共有を図り、たとえば大規模校でも補助員を必要としない学校において、なぜ必要としないかに関する事例等を広めることが求められる。

### 〔措置の内容〕

就学時健康診断補助員の配置について、平成 29 年 7 月 20 日の学校関係者の会議において、円滑な健康診断の実施についての事例等を周知し、情報共有を図りました。 今後、適切な人数の配置に努めてまいります。

### 5. 給食施設設備保守管理事業費

### 【意見】給食残さ飼料化委託の経済性について

### 〔意見の要旨〕

運搬単価の上昇傾向が今後も続くならば、再資源化のコストが廃棄物処理のコストを上回ってしまう恐れが十分にある。すでに、川崎市環境局 HP によると市内の一般廃棄物の処理単価は 12 円/kg (平成 28 年度まで。29 年 4 月から 15 円/kg に改定) であるから、再資源化処理の単価はこれを大きく上回っている。

一般廃棄物の運搬単価は排出量や収集業者により異なるため一概にはいえないが、 再資源化のコストについては今後低減させる必要があると考える。

なお、この点、平成 29 年度から開始される中学校の完全給食においては、市内 3 か所の給食センターで大量調理が行われるので、そこからはまとまった量の残さが発生すると予測されることから、これを再資源化の対象とすることで、コストは低減できる可能性があると考える。

### [措置の内容]

給食残さの資源化について、飼料化は食品が有する豊富な栄養価を最も有効に活用できる等、中央環境審議会の意見具申において最優先すべき再生利用手法として明記されていることから、給食残さについては飼料化に取り組んでいます。

今後についても、本市一般廃棄物処理基本計画等に基づき、安定的・継続的に事業を推進していく必要があることから、コスト上昇等の課題に対しては関係部局と連携を図りながら解決に向けて取り組んでいきます。具体的には、平成 30 年度末までに他都市の現状や国の動向を把握しつつ学校給食センターを含めたより効率的な収集運搬経路等の整理を行い、平成 31 年度以降により効果的な資源化の手法を導入できるよう検討を進めてまいります。

なお、学校給食センターの給食残さの資源化は、現状の学校に加え、各センターの 稼動に合わせて飼料化を行う予定です。

### 8. 公益財団法人川崎市学校給食会補助·貸付金

# 【意見】貸付金の貸付期間等について

### [意見の要旨]

市が給食会に無利息で貸し出すことで、市に機会費用(当該資金を他の事務事業に活用できなかったことから生じる損失)が発生していることも踏まえて、全体としての経済性・効率性を重視する必要がある。

従って、貸付の金額と期間は必要最低限とすべきである。

### [措置の内容]

平成 28・29 年度に貸付金は予算化していませんが、今後貸付金を予算化した場合には、当該意見を遵守していきます。

# 【意見】未収給食費の回収について

# 〔意見の要旨〕

未収給食費の回収は、学校と協力して常に取り組まなければならない課題である。 給食会では、未納対策として管理体制の整備や債権管理規程等の整備を進めているが、 個々の金額は小さくとも、回収により資金繰りに資するはずである。

さらに、平成 29 年度からの中学校完全給食実施にあたっては、未収給食費を発生させないための有効な取組みが必要である。

### [措置の内容]

学校給食費の未納対策について、(公財) 川崎市学校給食会に未納対策の職員を配置し、学校と連携して学校給食費の回収に努めています。学校給食費の未納は学校給食制度の公平を損なうものであることから、学校給食費を分納にするなどの各家庭の状況に応じて対応し、それでも未納が続く保護者に対しては、給食費の意義、役割を十分に認識していただくとともに、経済的な困窮が理由である場合には、学校と学校給食会が連携しながら就学援助の制度等の活用を勧めていくなど、未納金の早期回収等に向け取り組んでいます。これらの取組の結果、平成28年度末の徴収率は約99.96%となっています。

また、中学校完全給食実施に伴う未納対策については、平成 29 年度、学校給食会に中学校の未納対策の職員を新たに配置し、小学校等で培った学校給食費未納対策のノウハウを中学校でも活かすことで、引き続き公平性等の確保に努めていきます。

### 【参考】学校給食費未納率調查

# ●文科省全国調査

小学校未納率: 0.43% (H24)

### ●本市

小学校未納率: 0.16% (H24) 小学校未納率: 0.08% (H27) 小学校未納率: 0.04% (H28)

# 9. 中学校給食施設整備事業費

# 【意見】工事監理業務の委託先選定について

### [意見の要旨]

中学校給食施設整備事業費のうち、配膳室等工事監理業務委託4件については、中学校給食推進室からまちづくり局に執行依頼され、まちづくり局で委託先の選定・発注が行われている。4件とも同一の業者に対する随意契約による委託業務である。この業者は、当該4件の配膳室等工事の監理業務に先立つ、配膳室等工事の設計業務を受託している。

公共建築の工事監理方式として「公共建築の工事監理等業務委託マニュアル(平成28年6月 国土交通省全国営繕主管課長会議幹事会)」では、「公共建築の工事監理方式として、次の3つの方式が考えられます。発注者は、各方式の特徴を十分把握した上で、発注しようとする工事の特性等に応じてふさわしい工事監理方式を選択する必要がある。」と説明されている。

川崎市においても、マニュアルの趣旨を踏まえて、設計業務と工事監理業務の境界があいまいとなる恐れがあるため、設計業務における管理技術者と工事監理業務の管理技術者を別の者とすることにより第三者性を確保できるよう検討する必要がある。

### 〔措置の内容〕

設計業務並びに工事監理業務を委託している設計業者は市内中小企業であることから、複数の技術者を確保することが可能か否かを調査する必要があるため、平成 29 年8月に市内中小業者に設計を行う管理技術者と工事監理業務を監督する管理技術者をそれぞれ異なる技術者配置することとした場合、受注が可能かどうかのアンケートを実施しました。アンケートを踏まえ、今後の対応について検討してまいります。

# 第8 一人ひとりの教育ニーズに対応した支援等に関する事業

### 2. 補助指導員配置事業費

### 【意見】補助指導員の配置について

### 〔意見の要旨〕

市は、今後も予算の不用額や月別稼働実績の変動などの理由を分析しつつ、補助指導員の配置に対する学校等のニーズの確実な把握に努める必要がある。また、特別支援教育サポート事業費によるサポーターの配置も活用しながら、障害者差別解消法の趣旨を十分に踏まえた補助指導員配置となるように継続して取り組むことが求められる。

# [措置の内容]

補助指導員の配置予定日数と実配置日数に大幅な差が生じた学校に対して平成 29 年1月より、状況の聴取などを行い、月別稼動実績の変動や学校ニーズの適切な把握に努めています。平成 29 年度の配置についても、特別支援教育サポーターの配置の活用を含め、補助指導員配置校を精査し、障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ、効果的な運用となるよう継続して取り組んでいます。

### 3. 医療的ケア支援事業費

【意見】契約・仕様の明確化について

### [意見の要旨]

学校名や児童生徒数は本委託業務の対象範囲及び委託料の積算根拠となる重要な事項であり、市と委託先が合意していることを契約書や仕様書で明記しておくことが必要である。

### 「措置の内容〕

平成 29 年度の契約より、学校名および学校ごとの児童生徒の人数を仕様書に記載 し、委託業務の対象範囲がより明確になるよう改善しました。

# 4. 特別支援教育サポート事業費

# 【意見】サポーターの配置実績及び謝礼支払の確認について

### [意見の要旨]

事業の実施にあたって特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンターに委託して、サポーターの募集及び登録、配置、研修、謝金の支払事務を行っているが、このことは事務手続の負担も軽減できる反面、配置実績や謝礼支払の確認は間接的にならざるを得ない。市は、何らかの方法で委託先からの報告どおりの配置が行われていること、各サポーターに確実かつ正確に支払が行われていることについて、一定の心証を得るとともに第三者にも説明できるようにしておく必要がある。

### 〔措置の内容〕

配置実績の確認については、平成 29 年度からは定期的に学校から実績を聴取するなどして適正な履行の確認に努めています。また、平成 29 年度の契約から委託内容を見直し、謝礼金の支払いについては市が直接行うよう、改善しました。

# 【意見】消費税免税事業者の取扱について

### [意見の要旨]

平成 27 年度特別支援教育サポート事業委託では、設計金額や予定価格に消費税を加味しない形で積算し、入札書の金額及び契約金額も同額となっていたが、今後、免税事業者に対しては「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成 25 年法律第 41 号)の趣旨を踏まえて慎重に取り扱う必要がある。

### [措置の内容]

この取引が消費税法の非課税事業に該当するか調査した結果、課税が妥当と判断されましたので、平成29年度の契約から課税対象としました。

# 5. 就学援助費

# 【意見】認定結果の通知について

### [意見の要旨]

就学援助の受給希望者から学校長に提出された「就学援助申請書(兼世帯票)」(様式第1号)が学事課に報告され、就学援助の認定の可否が決定される(就学奨励規則第4条、第5条)。

認定結果については、「認定結果のお知らせ」(様式第6号)によりなされることと

なっており、その内容は、「1. 準要保護児童生徒として認定されました。」、「2. 要保護児童生徒として認定されました。」、「3. 認定されませんでした。」の3つに区分されている。しかし、現状においては、「3. 認定されませんでした。」の通知はなされていない。必要書類が揃わない場合や、基準額を超過するため認定されない場合には、学校長を通じて、保護者にその旨を通知し、申請の取り下げという実務上の取り扱いをしている。

就学援助の申請をしない者は、「就学援助申請書 (兼世帯票)」にその旨が明記されるが、申請を取り下げた場合には、書類上、認定結果待ちの状態となることになる。このように申請者が書類上不安定な状態に置かれたままとなることは望ましくない。したがって、「3. 認定されませんでした。」により認定結果を通知するか、改めて、申請しない旨を明記させるか等について、検討する必要がある。

### [措置の内容]

最終的に認定されなかった方からは、「申請を取り下げる」旨の書面を学校へ提出してもらい、その写しを学事課に送付してもらうこととしました。これについて、平成29年7月末に市内3か所で開催した就学援助事務担当者説明会において周知しました。その結果、申請を取り下げる意思のある方から書面が提出され、学事課において内容を確認しました。

# 【意見】就学援助申請書(兼世帯票)の記入の徹底について

### [意見の要旨]

川崎区 X 小学校と川崎区 Y 中学校の「就学援助申請書(兼世帯票)」(支給認定者分に限る。以下同じ。)を通査したところ、世帯の続柄や勤務先等の記入がないものが見受けられた。

各記入項目は、世帯全員の合計所得の把握に必要な項目である。世帯全員の合計所得は、認定の可否が決定に際しての重要な項目であることから、今後は、「就学援助申請書(兼世帯票)」の記入を徹底する必要がある。

# 〔措置の内容〕

就学援助申請書(兼世帯票)の記入の徹底について、各学校への平成 29 年度の就学援助申請書(兼世帯票)を配布する際に依頼するとともに、平成 29 年 4 月 7 日に開催の就学援助事務担当者説明会において依頼しました。

# 【意見】 書類間の整合性の確認について

# 〔意見の要旨〕

学校長は、学事課より交付された就学援助費を支給対象者へ支給するときは、「就学援助費個人支給明細書」(様式第 18 号)を作成しなければならない(就学奨励規則第 6 条)。

川崎区 X 小学校と川崎区 Y 中学校の「就学援助費個人支給明細書」を通査したところ、保護者氏名が「就学援助申請書 (兼世帯票)」に記載されている保護者氏名と異なるものがあった。きょうだい 2 名に係る申請者はともに母であるのに対し、個人支給明細書は片方が母、もう片方が父となっていたものである。

個人支給明細書は、保護者受領印もある書類である。申請者に対して支給するのが 原則であることからも、申請書の保護者氏名(申請者)と個人支給明細書の保護者名 とは、整合するように留意する必要がある。

### 〔措置の内容〕

兄弟における「就学援助費個人支給明細書」(様式第 18 号)の記載内容の整合性について注意するよう、3月に各学校へ送付する平成 28 年度就学援助費資金管理報告提出依頼文に記載し、周知を図るとともに、平成 29 年 4 月 7 日に開催の就学援助事務担当者説明会において依頼しました。また、学事課における審査時においても整合性の確認をしました。

# 【意見】就学援助費の適時支給について

# 〔意見の要旨〕

川崎区 X 小学校と川崎区 Y 中学校の就学援助費の支給状況を確認したところ、上記のとおり、学校長口座には4回に分けて振り込まれているものの、保護者への支給は2回にまとめて行われている。

教員が就学援助事務を担当しているため多忙で時間が確保できないことや、学校徴収金未納分との調整など現金支給の保護者との調整が難しいことなどの状況は理解できるが、就学援助は、経済的理由で就学困難な者に支給されるものであることを踏まえると、できる限り、適宜支給する必要がある。

したがって、今後は、学校長口座に振り込まれた後、可能な限り速やかに保護者へ 就学援助費を支給する必要がある。

# 〔措置の内容〕

就学援助費の適時支給については、平成 29 年 4 月 7 日に開催の就学援助事務担当者説明会及び平成 29 年 7 月末に市内 3 か所で開催の就学援助事務担当者説明会で周知を図りました。

また、平成 29 年度に検討を開始する、就学援助システムの構築に伴う就学援助制度の見直しにおいても、速やかな支給が可能な仕組みを検討していきます。

### 【意見】 現金の適宜支給(現金保管期間の短縮)について(その 1)

### [意見の要旨]

就学援助費の支給は、ほとんどが保護者への銀行振り込みにより行われるが、保護者が銀行口座を開設していないなどの理由により、一部、現金により支給している。 この場合、学校長口座より現金を一旦引き出し、その後保護者へ直接現金支給し、個人支給明細書に保護者受領印をもらっている。

川崎区 X 小学校の現金による支給状況を確認したところ、以下のとおり、引き出しから支給まで1週間ほどの期間があった。保護者が約束の日に来ることができなかったり、金融機関が学校の近くになく頻繁に入出金することが困難であったりするためとのことである。この期間は、学校の金庫で現金を保管していたものと思われるが、現金には、紛失や盗難のリスクがある。したがって、現金の紛失・盗難リスクをできる限り回避するためにも、可能な限り、現金保管期間を短縮するよう努める必要があ

る。

# [措置の内容]

現金保管期間の短縮については、支給決定の通知において注意喚起の依頼をするとともに、平成29年4月7日の就学援助事務担当者説明会及び平成29年7月末に市内3か所で開催した就学援助事務担当者説明会で周知を図りました。また、学校長から提出される資金管理報告書において、改善されたかの確認を行います。

# 【意見】 現金の適宜支給(現金保管期間の短縮)について(その2)

### [意見の要旨]

川崎区 X 小学校の現金支給状況を確認したところ、以下のとおり、引き出しから支給まで4か月余り要したものが4名分あった。これは、11月 18日に現金支給するために、11月 10日に現金を引き出しておいたが、保護者の都合により、すぐに保護者に直接支給することができず、期間が経過してしまったためである。

上記でも記載したが、現金の紛失・盗難リスクを回避するために、現金保管期間は 短縮すべきである。したがって、この事例のように、すぐに支給できない場合には、 一旦、学校長口座へ戻すことで、現金保管期間を短縮する必要がある。

### [措置の内容]

現金保管期間の短縮については、支給決定の通知において注意喚起の依頼をするとともに、平成29年4月7日の就学援助事務担当者説明会及び平成29年7月末に市内3か所で開催した就学援助事務担当者説明会で周知を図りました。また、学校長から提出される資金管理報告書において、改善されたかの確認を行います。

# 【意見】通帳との突合による確認について

# 〔意見の要旨〕

学事課は、個人支給明細書及び支給に伴う証拠書類について、学校長から資金管理報告を受け、毎年度確認を行っている(就学援助費交付要綱第12条)。しかし、「【意見】就学援助事務のシステム化の検討について」に記載しているとおり、個人支給明細書の確認には相当の時間を要している。したがって、個々の支給を確認する前段階として、まずは、支給総額についての正確性を確認することが必要である。

例えば、預金口座からの振込額と金融機関の振込証明書類の金額とを突合して、一致を確かめる方法がある。現在、学事課においては、通帳の残高が0円となっていることをもって、支給総額の正確性の確認としているが、支給額を誤って差額が残っていた場合でも、差額分現金を引き出すことによって、残高を0円とすることは可能である。したがって、通帳と支出証拠書類等の突合により、支給総額の正確性を確認する必要がある。

川崎区 X 小学校において、3 月 17 日の預金口座からの振込額と金融機関の振込証明書類の金額を突合したところ、1,032 円の差異があったが、その原因はすぐには判明しなかった。手元保管していた現金と合わせて振り込んだことが原因であると判明したが、このことは、個人支給明細書の確認にもつながった。

このように、個人支給明細書の確認に先立って、支給総額について通帳との突合に

より確認する必要がある。

### 〔措置の内容〕

翌年度当初に学校長から提出される資金管理報告書の学校ごとの確認作業において、個人支給明細書の確認に先立ち、支給総額について通帳との突合を行い正確性を確認します。

# 【意見】 学校徴収金充当時の確認について

### [意見の要旨]

学校徴収金に未納がある場合には、就学援助費を充当することとしている。その場合には、「就学援助費支給明細確認書」により、保護者の記名押印による確認をもらっている。

川崎区 X 小学校の「就学援助費支給明細確認書」を通査したところ、11 月支給分を 現金で引き出し、学校徴収金に充当しているにもかかわらず、その確認印は3月支給 分と合わせて、事後的に行われていたものがあった。

学校徴収金に充当した都度、確認印を求める必要がある。都合上、確認印を都度求めない場合には、電話連絡等で保護者からの了解を得ている旨を記録するとともに、個人支給明細書の支給年月日は、実際の支給年月日を記載する必要がある。

### 〔措置の内容〕

個人支給明細書の支給年月日は実際の支給年月日を記載するよう、3月に各学校宛て送付する平成28年度就学援助費資金管理報告提出依頼文に記載し、周知を図るとともに、平成29年4月7日の就学援助事務担当者説明会及び平成29年7月末に市内3か所で開催した就学援助事務担当者説明会で周知を図りました。また、学校長から提出される資金管理報告書において、改善されたかの確認を行います。

### 【意見】 支給年月日の記載について

### [意見の要旨]

川崎区 X 小学校及び川崎区 Y 中学校の「就学援助費個人支給明細書」を通査したところ、支給年月日に、振り込みによる支給予定年月日 (11 月 13 日) を記載しているものが見受けられた。実際に支給された 3 月 23 日を記載すべきである。

今後は、支給年月日には、保護者へ支給した年月日(振り込みの場合は振込日)を 記載する必要がある。

### 〔措置の内容〕

支給年月日は実際の支給年月日(振り込みの場合は振込日)を記載するよう、3月に各学校宛て送付する平成28年度就学援助費資金管理報告提出依頼文に記載し、周知を図るとともに、平成29年4月7日開催の就学援助事務担当者説明会及び平成29年7月末に市内3か所で開催した就学援助事務担当者説明会で周知を図りました。また、学校長から提出される資金管理報告書において、改善されたかの確認を行います。

# 【意見】 就学援助事務のシステム化の検討について

# 〔意見の要旨〕

現在、川崎市の就学援助事務はシステム化されておらず、支給認定から資金管理報告の確認まで、かなりの時間を要している。事務のほとんどすべてが、紙ベースで処理されており、学校との書類のやり取りにも時間がかかるし、書類間の突合作業も実施する必要がある。支給認定については、エクセルファイルでマクロ機能を使用して、基準額や所得額の計算や判定を行っているが、容量が大きいため、当初認定時に複数の担当者がファイルを開こうとすると、開くまでに相当の時間がかかる。この点においても、事務が非効率とならざるを得ない。当初認定作業は、係全員6人で対応しているが、うち2人は非常勤職員であり、150校からの時間外の問い合わせ等の対応が必要な状況となっているなど、職員の負担も大きくなっている。

例えば、学校長からの資金管理報告(個人支給明細書及び支給に伴う証拠書類)について、学事課が毎年度確認を行うが、確認が完了するまでに、相当の時間を要している。

理由は、特定の学校からの資金管理報告書の提出が遅く、さらに不備があったことから、何度か書類の返送・再提出を繰り返したため、全ての資金管理報告の確認が遅れたためである。

以上より、事務の効率化等のためには複数の原因を解決しなければならないが、いずれにしても就学援助事務のシステム化を検討するなど、各学校及び教育委員会の事務の効率化及び職員の負担軽減に向けた取り組みを検討する必要がある。

### [措置の内容]

就学援助事務のシステム化については、保護者への直接支給や新入学児童生徒学用品費の支給を早くするなど、制度全体の見直しを含めた形での検討を平成 29 年度に開始しました。就学援助システムの導入・構築に当たり、総務企画局と調整の上システム導入計画書を8月に作成・提出し、システム導入に当たっての運用体制等について 10 月の情報公開運営審議会に伺い、システム導入に伴う事務フロー変更について平成 29年7月及び平成 30年1月の就学援助検討委員会で周知を行っているところです。

### 6. 児童支援コーディネーター専任化事業費

# 【意見】 児童支援コーディネーター専任化に係る課題について

### 〔意見の要旨〕

児童支援活動推進連絡会や児童支援コーディネーター研修など、各種の会議や研修の開催を通じて、児童支援コーディネーターの取り組みの成果や課題の共有、あるいはコーディネーターの養成やスキル向上などが進められてきている。今後も引き続き、関係者の意識や体制、取り組みのレベルアップを図り、すべての小学校において児童支援コーディネーター専任化の効果が最大限発揮されるようにしていくことが求められる。

### 〔措置の内容〕

小学校全校での児童支援コーディネーターの専任化に向け、事業の方向性の協議を 行うことを目的に「児童支援活動推進委員会」(学校教育部長・指導課長・指導課担当 課長・総合教育センター室長等を委員とする)を平成 28 年度に3回開催しました。 会議・研修の内容や回数を精選するとともに、教育委員会の支援体制を再構築し、児 童支援コーディネーターの専任化の効果が最大限発揮できるよう平成 28 年度中に調 整を図りました。

# 第9 学校施設長期保存計画の推進等に関する事業

1. 既存学校施設再生整備事業費

【意見】予算措置等がもたらした学校施設長期保全計画の計画と実績の差異への今後の 対応

ア. グループ化における整備の優先順位と庁内における予算確保について [意見の要旨]

学校施設長期保全計画が予算措置の影響を受け、必ずしも計画通りに実施されていない現状がある。限られた予算のもと、本計画の実現可能性を高めるためには、グループ化した学校をより細分化された対応をすることにより、計画的な改修を前提としつつ、優先度の高い学校に配分するなどの対応が必要になると考える。

### 〔措置の内容〕

本計画は、長寿命化を実現する上で適切な時期に保全を行うことが重要と考え、築年数に応じた各グループの改修工事を並行して進めていくものですが、予算措置の状況に応じて計画した学校数の改修が実施できない場合においては、築年数の古い学校など緊急性や優先度に配慮した予算配分となるよう予算編成等の中で関係部局と調整し、計画的な改修に取り組みます。

# イ. 地区別学校別児童生徒数の長期推計と個別課題に対応する取組について [意見の要旨]

地区別学校別児童生徒数や学級数の長期推計を細分化すると、学校施設についても、 個別の学校に対応した整備方針と具体的な整備計画を策定する必要があると考えられ る。

# [措置の内容]

地区別学校別児童生徒数や学級数の長期推計を基に、児童生徒数の急増している学校、小規模化している学校等、対応策の検討が必要な学校を選定し、現地調査や学校現場ヒアリング等を行い、学校施設について個別の学校に対応した整備方針と具体的な整備計画を随時検討していきます。

# ウ. 長寿命化計画の実施による維持管理費を含めたライフサイクルコストの算定について

### [意見の要旨]

学校施設長期保全計画において、長寿命化しない場合と長寿命化した場合の試算を 行っている。しかし、工事に係るイニシャルコストのみの比較となっており、本計画 には、長寿命化計画を実施したことによるランニングコストに関する記載がない。

通常、施設の機能を向上させた場合のランニングコストは、省エネによる電気代等

が減少するケースと、新たな機能強化を維持するための維持管理費が増加する場合の両方の影響が考えられる。すでに実際の工事も開始されていることから、今後、本計画の見直しの際には、こうした維持管理費を含めたライフサイクルコストでの比較検証が必要である。

### 〔措置の内容〕

維持管理費を含めたライフサイクルコストの比較検証についての課題を整理し、一定程度の改修後の運用実績を分析できるようになった時点で維持管理費を含めたライフサイクルコストの比較検証を行えることを目指して研究を進めていきます。

### エ. 学校施設長期保全計画の見直しの時期と公表について

### [意見の要旨]

本計画は非常に長期にわたり実施されるものであることから、できれば毎年の長寿 命化の工事にかかる設計費、工事費のみならず維持管理を含めたトータルコストを集 計し、計画との比較分析を行い、本計画の進捗管理状況を更新しておく必要がある。

具体的には、長寿命化にかかる工事関係の経費等数値に関わるものは毎年更新するとともに、大きな環境変化があった場合はその都度更新することが望ましい。そのうえで、市民にわかりやすく適時の公表をすることが求められる。たとえば、取組期間が 10 年間で設定されていることから、取組期間の前期後期で大きな進捗状況を公表することを検討すべきである。

### 〔措置の内容〕

計画と実績の維持管理を含めたトータルコストの比較分析手法などについて課題を整理するとともに、研究を進めていきます。また、毎年実施する川崎市総合計画の施策及び事務事業の評価やかわさき教育プランの点検及び評価などにおいても、本計画の進捗管理状況について公表していきます。

### 【意見】学校カルテの活用拡大について

# ア、学校カルテの評価結果の施設整備への活用

# 〔意見の要旨〕

今後は、改修を行う学校の優先順位や整備メニューを検討する際に学校カルテの評価指標などを客観的なデータとして活用していく方針であるとのことから、学校カルテを活用する仕組みや手法について検討する必要がある。

### 〔措置の内容〕

大規模な工事を行う際には、カルテにある工事履歴や劣化状況等の情報を活用し、 以前どの様な工事を行ったのかなどを確認する資料としております。また、カルテに ある安全性や快適性等の指標については、改修工事を行うことによって改善された数 値が適切な状態なのか検証を行います。活用する仕組みや手法については、カルテを 継続して更新していく中で確立していくよう努めていきます。

# イ、学校カルテの基本情報等の拡充と公会計情報の連携

# 〔意見の要旨〕

国が作成を要請している地方自治体の新公会計制度に基づく財務書類については、 川崎市はすでに作成しているところであるが、個々の学校施設をより詳細に分析できる事業別施設別貸借対照表及び行政コスト計算書の作成には至っていないとのことである。よって、当面は従来の公有財産及び物品管理システムなどや財務会計システムから、維持管理費を含めたライフサイクルコスト情報を収集することが現実的な対応になると考える。

なお、他府県他都市においては、事業別施設別貸借対照表及び行政コスト計算書を 作成している事例は複数あることから、今後、川崎市においてもそうした公会計情報 を整備した際には、学校カルテの金額情報との連携を図ることを検討されたい。

### 〔措置の内容〕

個々の学校施設の事業別施設別貸借対照表及び行政コスト計算書を作成するに当たっては、金額情報との連携など、課題の整理や作成することにより学校施設整備にどういった効果が得られるかなどについて、他都市の動向等を注視し、情報収集等を行うよう努めていきます。

# 【意見】 随意契約の見積り先の選定について

### [意見の要旨]

軽易工事の業者選定基準やその選定手続きについては、その要件や手順を記載している。しかしながら、どのような根拠を持って見積り先を選定したかについては、具体的に記載したものがない。

### [措置の内容]

軽易工事の業者選定基準やその選定手続きについて毎年度行っている「入札・契約事務研修」等において、改めて周知徹底を図ります。

また、選定手続きの際には、選定リストを作成し、選定理由を記載した上で決裁を 受ける等、見積もり先の選定根拠を示すことも併せて研修等で周知します。

# 【意見】 請負工事成績評定結果の公表について

### 〔意見の要旨〕

優良業者の表彰と工事成績の公表目的は必ずしも同列に位置付けられるものではないが、どちらもその根拠となるのは工事成績評定書である。このことから、工事成績集計表についてインターネットでの公表をしていないのは、優良業者の公表での比較考量からすれば、ややバランスを欠いていると思料する。以上より、川崎市は速やかに工事成績集計表について、インターネットでの公表を検討すべきである。

### 〔措置の内容〕

工事成績集計表は、かわさき情報プラザにおいて自由閲覧の方式で公表していますが、インターネットにより広く一般に公開することは、企業間の競争原理の導入、工事実施の説明責任を果たすなどの効果がある一方で、企業の社会的な評価に影響を与えることなどが懸念されています。これらのことを踏まえ、インターネットでの公表は、検査件数、平均点、評定点の区分別件数、最高点、最低点などの検査結果の状況のみとし、平成 29 年度に完成した工事から、公表することとしました。今後も、適

切な情報提供に努めていきます。

# 2. 施設整備保守管理事業費

### 2-1. エレベータ保守点検委託料

# 【意見】ダイコー株式会社の見積書について

# 〔意見の要旨〕

ダイコー㈱のエレベーター保守点検委託契約の見積書について、学校別の金額の記載及び日付の記載がなく、他と同様に記載しておく必要がある。

### [措置の内容]

平成29年度の契約分より、学校別の明細及び日付の記載を出すように改めました。

# 【意見】平間中学校のPOG契約について

### [意見の要旨]

平間中学校のエレベータ保守点検委託について、学校の昇降機においては、原則補修も含む、フルメンテナンス契約の保守委託契約を原則としているが、一部3校が保守点検時に消耗品の交換のみを内容とするPOG契約となっており、うち2校は一時的な利用を想定していたものであるが、平間中学校については、同契約としている理由が不明である。

### 〔措置の内容〕

POG契約とするとフルメンテナンス契約と同様に定期的な点検実施に注油や消耗部品の取り換え費用は含まれますが、機器の劣化に伴う修理・取替えにかかる費用は別途請求となります。従ってフルメンテナンス契約と比較すると導入当初や使用頻度が低い場合には交換修理の頻度が低いとみられ、月々の点検費用を抑えることができるなどのメリットがあります。一方、フルメンテナンス契約は劣化した部品交換・修理が計画的に実施され、その費用が全て月額の契約料金に含まれるため、メンテナンス経費が一定である反面、機器の機能維持に必要な部品又は修理等の費用を全て算出し、均等割りし、各月の保守料金に加算された料金設定となっております。このため耐用年数の(\*一般にエレベータの法定耐用年数は17年)経過した本件のような機器について、POG契約からフルメンテナンス契約への新規変更は困難となっています。

# 2-2. 事業系一般廃棄物処理業務

# 【意見】予定価格の設定方法について

# [意見の要旨]

事業系一般廃棄物処理業務の入札予定価格の設定方法について、北部地域(宮前区、多摩区、麻生区)一般廃棄物収集業務委託の1回目入札において、前年度以前の契約 実績等を考慮して予定価格を設定したところ不調となり、2回目において当初より大幅に予定価格を増額して入札を行い、南部(川崎区、幸区、中原区、高津区)と同程度の水準で落札しているところ、この1回目の予定価格が妥当であったかは疑問が残るところであり、十分に留意する必要がある。

### [措置の内容]

入札予定価格の設定において、平成 28 年度以降の契約分については、実勢価格に加え、需給の状況や履行の難易度、履行期間、地域間のバランスを考慮するなどの他、予算額に応じた仕様の見直しや再度の見積もりの入手、業務内容の変更等を精査するなどして、より業務実態に即した積算を行うよう改善済みです。

### 2-3. 便所清掃委託

# 【意見】 予定価格の設定方法について

### [意見の要旨]

便所清掃委託(高津区)の入札予定価格の設定方法について、1回目入札において、他の幸区、多摩区を下回る予定価格となっていたためか、入札不調となり、第1回目より300万円も予定価格を増額し、第2回目の入札を実施しているところ、結果1回目よりも低い予定価格で落札しており、1回目と2回目でここまで、価格の設定に開きがあることは疑問が残り、今後予定価格の設定において、十分に留意する必要がある。

### 〔措置の内容〕

入札予定価格の設定において、平成 28 年度以降の契約分については、実勢価格に加え、需給の状況や履行の難易度、履行期間、地域間のバランスを考慮するなどの他、予算額に応じた仕様の見直しや再度の見積もりの入手、業務内容の変更等を精査するなどして、より業務実態に即した積算を行うよう改善済みです。

### 2-4. 消防用設備保守点検(法定)

# 【意見】判定結果への対応について(総論)

### [意見の要旨]

消防設備点検の結果について、Bブロックの例では 55 校のうち 47 校において、至 急改善を要する事項が見られ、抜本的な対策について、検討を図っていく必要がある。

### [措置の内容]

これまでも、学校からの申請等に基づいて、適時、優先度の高いものから修繕を実施しているところですが、平成 28 年度点検実施分より、改善を要する箇所ごとに個別の修繕と併せ実施状況の進捗を定期的に確認するなど、フォローアップを実施し、結果の共有が図られるよう改善いたしました。また、設計等を伴う大規模な改修等が必要なものについては、平成 29 年度から学校施設長期保全計画に基づく再生整備等の改修工事等の中で順次対応を図っていきます。

### 2-6. 産業廃棄物処理業務委託

### 【意見】収集運搬量の分析について

### 〔意見の要旨〕

産業廃棄物処理業務委託の収集運搬量について、27年度の北部の空き缶収集量において、予定数量、前年度の実績を大幅に下回っており、原因の究明・把握、記録の保存を適切に行っておく必要がある。

# 〔措置の内容〕

原因については、所管課で平成 28 年度中調査を行いましたが、年間を通じての事象であり、学校個々には排出数量を把握できないため、明確でないところがありました。また、本市側における検収や支払い事務等には、複数人によるチェックを実施しており、誤りがなかったことを確認しています。

今後、大幅な差異が生じないよう分析等に努めていきます。

# 2-7. 樹木剪定委託

# 【意見】樹木等の剪定、伐採への対応について

### 〔意見の要旨〕

樹木などの剪定、伐採等の対応について、現状では学校からの申請に基づいて都度 対応する方法を継続せざるを得ないが、塚越中学校の倒木の例などを踏まえると、申 請されたものの優先順位付けは慎重に行っていく必要がある。

### [措置の内容]

これまでも申請等に基づき速やかに現地確認を行ってまいりましたが、塚越中学校の件もあり平成 28 年度からはこれまで以上に慎重に現地確認を行うこととしています。今後についても安全はもとより、美観の維持に配慮し、適切に対応を図っていくよう取り組んでいきます。

### 2-8. 建物管理業務

# 【意見】 建物設備保守管理業務の一括発注について

### 〔意見の要旨〕

建物設備保守管理業務の一括発注について、業務内容毎の委託を原則としており、 川崎市立高校・付属中は土橋小学校のように一括発注している例は例外的な扱いであ り、今後業務内容やコストを総合的に考察し、検証していくことが望ましい。

# 〔措置の内容〕

本市においては、施設規模の比較的大きい高等学校や複数校合築の学校において環境衛生管理業務等の業務内容を勘案のうえ導入を図っており、現状では見直しは必要ないと考えているところですが、新たな学校施設の整備や改修・増築等の際、管理の規模や業務内容、効率性、コスト面や事務負担等を総合的に考察したうえで、適宜委託の仕様内容や契約方法の見直しを必要に応じて行っていきます。

# 2-9. 空調等保守委託

# 【意見】建物管理業務の名称について

### [意見の要旨]

建物管理委託業務の名称について、中央支援学校の建物設備保守管理において、建 築物衛生管理業務を含む総合建物管理業務委託を締結しているにもかかわらず、業務 の名称が「中央支援学校建物設備保守委託」となっており、業務の実態に合った契約 件名に改めることが望ましい。

# 〔措置の内容〕

平成 28 年度発注分より、「川崎市中央支援学校建物管理業務委託」と件名を改めました。

### 2-10. 公共建築物定期点検(法定)

### 【意見】点検結果のフォローについて

# 〔意見の要旨〕

公共建築物定期点検(建築基準法)点検結果について、修繕が必要とする項目が散見されており、結果のとりまとめとその後のフォローを継続し、優先順位の精緻を高めつつ、修繕を行っていくことが必要である。

# 〔措置の内容〕

点検の結果、修繕を必要とする項目については、学校現場等への点検結果の共有や安全に関わるものを優先して修繕を行う等、これまでも適切な対応を実施してまいりました。また、急いで対応する必要が無いものや、設計等を伴う大規模な修繕や改修が必要なものについては、平成 29 年度から学校施設長期保全計画に基づく再生整備等の改修工事のなかで順次対応を図っていきます。

# 3. 小学校管理運営委託事業費、中学校管理運営委託事業費

# 【意見】 事業成果の総括及び将来的な方向性の明確化について

### 〔意見の要旨〕

本件事業は、単純に総額を比較した場合、現行の学校用務員配置の場合の人件費より高くなる。但し、委託事業の内容は学校用務員業務よりも幅広いものとなっているので、単純なコスト比較だけでは十分でない。現行の学校用務員配置校と比較したうえで、業務内容の増加に伴う効果の増加の程度を洗い出すことによりコスト増以上の効果があることを明らかにし、以って委託業務の必要性を再確認するとともに、必要であれば今後の方針を明確にする必要がある。

### 〔措置の内容〕

これまでも、庁内で定期的に実施している地域管理業務にかかる検討委員会の中で、委託業務の効果や現状の課題については、議論し検討してきたところですが、平成29年度以降の当該委員会の場においては、本事業の今後のあり方や方向性についても併せて、学校現場や業務職員の意見を聞きつつ関係各課と協力を図り、今後の方針を明確にしてまいります。

# 【意見】受け皿となり得る事業者の育成方針について

### 〔意見の要旨〕

本件事業を導入する小中学校を拡大した場合、受け皿となり得る地域に根付いた非営利の事業者が全市的に存在するかが課題となることが推測される。受け皿となり得る地域団体を育成する方策を検討し、実行に移していくことが必要となる。

### 〔措置の内容〕

学校施設の日常的な維持管理を外部の団体に委ねる本事業の担い手については、それぞれに固有の設立目的を持つ団体の理解と協力の下、受け皿となっていただいてい

ます。現状では、モデル事業の完成に向け、未設置の行政区を中心に受託の可能性のある団体の把握に努めているところですので、可能性のある団体には、直接、事業の趣旨やメリットについて説明を行い、事業を推進してまいります。

# 第10 児童生徒の増加に対応した教育環境の整備に関する事業

# 2. 校舎等借上事業費

# 【意見】再リース時における撤去費用と再リース料との比較について

# [意見の要旨]

リース期間が満了した際には、再リース契約の適否を判断する材料とするためにも、 再リース料の総額と市が撤去する際の撤去費用の見積額とを比較することが必要である。

### [措置の内容]

今後、リース期間が満了し、期間を定めて引き続き使用が必要な場合は、再リース料の総額と撤去費用を比較し、再リース契約の適否を判断していきます。

# 第11 特色ある学校づくり推進に関する事業

# 1. 夢教育21推進事業費

# 【意見】 基礎事業費の位置づけについて

# [意見の要旨]

夢教育 21 推進事業の3事業費(基礎事業費・展開事業費・外部人材活用事業費) のなかでの、基礎事業費の位置づけや必要性を改めて確認したうえで、適宜、対象と する活動・経費や全体に占める割合、算定方法などを見直していくことが求められる。

### 〔措置の内容〕

毎年4月の説明会において、日常的な学校運営のために必要な「管理運営費」とは違い、夢教育 21 推進事業に適した活動を実施するためのものであると説明し、周知を徹底しています。

また、予算の全体を占める割合も徐々に基礎事業費を減らしています。

平成 29 年度以降、基礎事業費の位置づけや必要性を改めて確認した上で、適宜、対象とする活動・経費や全体に占める割合、算定方法などを見直していきます。

# 【意見】 実績報告とその評価、フィードバックについて

### [意見の要旨]

本事業は小中学校など 170 校を超える学校が対象であり、計画段階だけでも各校及び担当課の事務量は相当の負担となっているはずである。単純に実績評価やフィードバックなどの事務手続を新たに加えるのではなく、全体の事務量が増えないように工夫しつつ、各校でPDCAサイクルの整備が促されるように、計画と実績評価、フィードバックのバランスに対する配慮が必要である。

### 〔措置の内容〕

夢教育 21 推進事業全体の実績報告書には、「事業の成果、今後の課題等」を設け、 展開・外部の実績報告書には「実績と効果」と「反省点と今後の方向性」を設けてい ます。さらに次年度に向けた展開・外部の実施計画書では「継続の成果・課題」と「事業継続にあたり改善・充実させる点」を設け、各学校で事業の課題・反省点を分析し、 それを踏まえて改善等を検討できるような様式となっておりますが、若干活用しきれていないところがありますので、年2回の説明会やプロポーザル形式の2次審査などにおいて、適宜活用するよう周知徹底をしていきます。

# 2. 教育ボランティア事業費

# 【意見】 委託料の対象経費に関する仕様書記載について

# 〔意見の要旨〕

手数料と参加負担金の内容は金融機関への振込手数料や本の読み聞かせの研修参加費など、ボランティアやボランティアコーディネーターの活動経費としては特に問題はないと思われるが、仕様書の記載と整合していない。

# 〔措置の内容〕

平成 29 年度の当該委託契約の仕様書については、手数料と参加負担金を委託料の対象経費に加えた内容に改善し、平成 29 年 4 月 1 日付で契約を締結しました。